

鯖江市地域防災計画

〈本 編〉

令和7年3月修正

鯖江市防災会議

目次

第1章 総 則.....	- 1 -
第1節 策定方針	- 1 -
第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱	- 3 -
第3節 市の概況	- 12 -
第4節 地震被害想定	- 13 -
第2章 防災ビジョン	- 15 -
第3章 災害予防計画	- 16 -
第1節 風水害予防計画	- 16 -
第2節 土砂災害予防計画	- 20 -
第3節 雪害予防計画	- 23 -
第4節 暴風・竜巻等災害予防計画	- 26 -
第5節 火災予防計画	- 27 -
第6節 危険物等災害予防計画	- 30 -
第7節 建築物災害予防および市街地防災化計画.....	- 31 -
第8節 上下水道施設災害予防計画	- 34 -
第9節 交通施設災害予防計画	- 36 -
第10節 防災関係施設整備、資機材、物資整備等計画.....	- 39 -
第11節 緊急事態管理体制整備計画	- 42 -
第12節 医療・救護予防計画	- 45 -
第13節 飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画	- 46 -
第14節 避難対策計画	- 48 -
第15節 防災訓練計画	- 52 -
第16節 防災知識普及計画	- 54 -
第17節 自主防災組織育成計画	- 57 -
第18節 要配慮者災害予防計画	- 60 -
第19節 ボランティア育成・確保計画	- 66 -
第20節 交通輸送体系整備計画	- 68 -
第21節 通信および放送施設災害予防計画	- 69 -
第22節 電力施設災害予防計画	- 71 -
第23節 ガス施設災害予防計画	- 73 -
第4章 災害応急対策計画	- 74 -
第1節 応急活動体制計画	- 74 -
第2節 広域的応援対応計画	- 81 -
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	- 84 -
第4節 ボランティア受入れ計画	- 87 -
第5節 通信運用・情報収集伝達計画	- 89 -
第6節 広報計画	- 96 -
第7節 避難計画	- 100 -

第8節	被災者の救出計画	- 118 -
第9節	要配慮者応急対策計画	- 120 -
第10節	医療救護計画	- 121 -
第11節	消防応急対策計画	- 123 -
第12節	災害警備計画	- 127 -
第13節	飲料水の供給計画	- 131 -
第14節	米穀等食糧の供給計画	- 133 -
第15節	生活必需品の供給計画	- 136 -
第16節	緊急輸送計画	- 139 -
第17節	障害物の除去計画	- 143 -
第18節	要員確保計画	- 144 -
第19節	交通施設応急対策計画	- 145 -
第20節	上水道・下水道施設応急対策計画	- 150 -
第21節	住宅応急対策計画	- 153 -
第22節	廃棄物処理計画	- 156 -
第23節	防疫・食品衛生計画	- 159 -
第24節	遺体の捜索および処理・埋葬等計画	- 163 -
第25節	教育再開計画	- 164 -
第26節	水防計画	- 166 -
第27節	雪害対策計画	- 168 -
第28節	電力施設応急対策計画	- 169 -
第29節	ガス施設応急対策計画	- 170 -
第30節	通信および放送施設応急対策計画	- 172 -
第31節	危険物施設等応急対策計画	- 173 -
第32節	その他災害応急対策計画	- 176 -
第33節	義援金、救援物資の受入れおよび配分計画	- 178 -
第34節	災害救助法の適用に関する計画	- 179 -
第5章	災害復旧計画	- 185 -
第1節	公共施設の災害復旧計画	- 185 -
第2節	激甚災害の指定計画	- 186 -
第3節	民生安定計画	- 190 -
第4節	復興計画	- 194 -

第1章 総 則

第1節 策定方針

第1 防災計画の目的

鯖江市地域防災計画は、市民の生命と財産を災害から守るため災害対策基本法（昭和36年法律第223号「基本法」という。）第42条の規定に基づき、鯖江市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第2 防災計画の基本

計画の構成

この計画は、地域内において過去に発生した災害の状況およびこれに要した諸対策を基礎資料とし、次の事項について定めたものである。

(1) 防災関係機関の事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

(2) 災害予防計画

災害発生未然防止と被害の軽減を図るための処置、防災訓練および一般住民への防災知識普及についての計画

(3) 災害応急対策計画

災害が発生、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するための処置についての計画

(4) 災害復旧計画

被災施設等の復旧計画

第3 防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対して周知徹底するとともに、必要と認められるものについては市民に対して周知徹底を図るものとする。

また、各防災関係機関はこの計画の趣旨に則り、防災に対する教育訓練等を実施しこの計画の習熟に努め、万全を期するものとする。

第4 計画の効果的な推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方や、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。さらに、県および市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内および避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各防災関係機関は、当該事項について修正を必要とする場合は、鯖江市防災会議に提出するものとする。

第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 鯖江市

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 鯖 江 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 鯖江市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査、報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被害者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保 9 災害対策要員の動員、借上 10 災害時における交通、輸送の確保 11 災害時における文教対策 12 被災施設の復旧 13 被災市営施設の応急対策 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15 義援金、義援物資の受入れおよび配分
(2) 鯖江・丹生消防組合消防本部 (消防署・消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防、警戒、鎮圧および住民の生命、身体および財産の保護 2 風水火災、地震等の災害による被害の軽減
(3) 鯖江広域衛生施設組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるごみおよびし尿等の処理

(2) 福井県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 福 井 県	1 福井県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被災者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 9 災害時における交通、輸送の確保 10 災害時における文教対策 11 災害時における公安警備 12 被災産業に対する融資等の対策 13 被災施設の復旧 14 被災県営施設の応急対策 15 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16 市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋 17 義援金、義援物資の受入れおよび配分
(2) 丹南健康福祉センター	1 災害時における防疫、救護等の実施 2 災害時における公衆衛生の向上、増進
(3) 丹南土木事務所	1 道路、河川、砂防および防災施設の維持管理 2 被災施設の復旧
(4) 鯖江警察署	1 災害情報収集 2 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 3 避難誘導 4 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 5 救出救助 6 緊急輸送の支援 7 行方不明者の捜索 8 検視および身元確認 9 犯罪の予防および社会秩序の維持 10 広報活動

(5) 丹南農林総合事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業施設の防災指導 2 農地、農業施設の災害応急対策の指導 3 農作物の災害応急対策の指導 4 治山、林道整備 5 林産物の防災指導
(6) 広野・榊谷ダム 統合管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水調節 2 放流に関する通報
(7) 福井県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における県税の特別処置

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用
(2) 北陸財務局 (福井財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 3 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集および情報提供
(3) 北陸農政局 (福井県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設等の整備と防災管理 2 国営農業用施設の災害復旧 3 農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 4 農地および農業施設の緊急査定 5 災害時における米穀および応急食料等の確保と引渡に関する県および本省との連絡調整
(4) 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用復旧用材の供給 5 林野火災の予防
(5) 中部運輸局 (福井運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 2 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 3 災害による不通区間におけるう回輸送、代替運送等の指導 4 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 5 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6 災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 7 特に必要があると認める場合の輸送命令

(6) 東京管区気象台 (福井地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 4 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
(7) 北陸総合通信局	1 電波の監理および有線電気通信の確保 2 災害時における非常通信の確保
(8) 福井労働局 (武生労働基準監督署)	1 事業場における災害防止の監督指導 2 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
(9) 福井労働局 (武生公共職業安定所)	1 災害時における一般労働者の供給
(10) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよと拡大防止 3 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4 直轄公共土木施設の災害復旧 5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

(4) 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊	災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 西日本電信電話(株) (福井支店) 株N T T ドコモ KDDI(株) (北陸総支社) ソフトバンクモバイル(株) (地域 総務部 (北陸)) ソフトバンクテレコム(株) (地域総 務部 (北陸))	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備および防災管理 2 災害時における優先通信の確保 3 被災通信施設の復旧
(2) 日本赤十字社 (福井県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災者の医療救護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の受付 4 支部備蓄の救援物資の配分 5 災害時の血液製剤の供給
(3) 北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
(4) 鉄道軌道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設等の整備および安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
(5) 日本通運(株) 福井支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送 3 転落車両の救出等
(6) 中日本高速道路(株) 金沢支社 (福井保全・サービスセンター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路および防災施設の維持管理 2 被害施設の復旧 3 交通安全の確保
(7) 日本郵便(株)北陸支社 (鯖江郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 3 災害時における郵便局の窓口業務の維持
(8) 日本銀行 (福井事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における現地金融機関の指導 2 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3 災害時における損傷通貨の引き換え

(9) 土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2 災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
(10) 報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急対策等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
(11) 福井県医師会	災害時における医療救護活動の実施

(6) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
(1) 福井県農業協同組合	1 市が行う被害状況調査および応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、斡旋 4 農業生産資材および農家生活資材の確保、斡旋 5 農作物の需給調整
(2) 南越森林組合	1 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資またはその斡旋
(3) 鯖江商工会議所	1 商工業者に対する融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入 3 物価安定についての協力 4 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
(4) 医療機関	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容および保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
(5) 社会福祉施設	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護 3 指定福祉避難所指定への協力
(6) 社会福祉協議会	1 要配慮者の収容 2 災害ボランティアセンターの運営 3 義援金の受付
(7) 国際交流協会	1 外国人の対応 2 多言語支援センターの設置
(8) 金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
(9) 文化事業団体	市等の応急対策に協力
(10) 危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底
(11) 小学校、中学校、高校 幼稚園	1 避難施設の整備および避難訓練の実施 2 被災時における応急教育対策計画の確立と実施
(12) 自主防災組織	1 町内における防災啓蒙活動の実施 2 自主防災組織等の充実・強化と訓練の実施 3 災害時における避難誘導と市の応急対策等の協力 4 救難、救助等被災者の救護

(7) 防災関係機関の協力事項

① 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努めるものとする。

- ア 気象に関する情報
- イ 災害に関する情報
- ウ 住民からの通報のうち防災に関するもの
- エ 住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- オ 住民の生命および財産に関する被害状況
- カ 各機関毎の職員の出勤状況
- キ 住民に対する広報活動

② 各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項にそれぞれ協力するものとする。

- ア 職員の派遣
- イ 車両等資機材の貸与または提供
- ウ 各種資料の提供
- エ その他必要なもの

(8) 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接連携を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

鯖江市は、福井県嶺北地方のほぼ中央にあつて、北は福井市、南は越前市と隣接している。東西約 19.2 km、南北 約 8.3 kmにわたり面積は 84.59km²である。市のやや西部を日野川が南北に流れ、東方に河和田川が鞍谷川と合流し、浅水川に流れている。東方は三方が山地に囲まれ盆地状の平地となっているが、他はほとんど平坦部に属し越前平野の一部をなしている。

第2 社会的条件

(1) 人口

本市が市制を施行した昭和 30 年の人口は 4 万人をわずかに超えるものであったが、その後順調な伸びをみせ、昭和 60 年には 6 万人を突破し、令和 2 年においては 68,302 人となっている。

(2) 産業人口

本市産業人口を産業別従業者数構成で見ると、令和 2 年 10 月実施の国勢調査結果において、第 1 次産業 1.5%、第 2 次産業 40.1%、第 3 次産業 58.3%となっている。

〈資料編〉

- 1-3-1 道路の現況
- 1-3-2 河川の現況
- 1-3-3 砂防指定地一覧表
- 1-3-4 気象
- 1-3-5 人口

第4節 地震被害想定

(1) 地震想定のお考え方

被害想定については、県が設定した各市町毎の予測値を採用することにした。

県では、平成7・8年度に過去において福井県に最も影響のあった福井地震および嶺南地域を中心とした被害を想定するための敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

(2) 平成7・8年度地震被害予測調査に基づく被害想定

① 想定断層

1 福井地震（1948年M=7.1／断層長さ約26km）：嶺北地域に影響

2 敦賀断層地震（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

② 震度分布

福井地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市に分布。

敦賀断層地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

想定地震		福井地震			敦賀断層		
震度分布		5～6			4～5		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で極めて高い。			市東部の一部地域で可能性が高い。		
建築物被害	構造種別	木造	RC造	S造	木造	RC造	S造
	現況（棟）	26,936	999	6,631	26,936	999	6,631
	大破数（棟）	9,972	76	782	716	4	77
	大破率（%）	37.0	7.6	11.8	2.7	0.4	1.2
	中破数（棟）	6,019	55	598	5,338	2	68
	中破率（%）	22.3	5.5	9.0	19.8	0.2	1.0
	中破以上数（棟） 中破以上率（%）	15,991 59.4	131 13.1	1,380 20.8	6,054 22.5	6 0.6	145 2.2
季節・時刻の条件		冬（17～18時）		春秋（15～16時）	冬（17～18時）		春秋（15～16時）
火災被害	延焼出火点数	134		48	1		0
	焼失率（%）	5.8		4.4	0.0		0.0
	焼失棟数	1,567		1,190	1		0
人的被害	死者（人）	445		410	2		2
	負傷者（人）	2,711		2,571	78		78
	罹災者（人）	18,271		17,760	314		314
	避難者（人）	32,480		31,970	7,052		7,052

※1 焼失率は木造棟数に対する割合とした。

※2 津波は特定の地震を対象とせず、波の高さを2.5mと想定した。

（出典）福井県地震被害予測調査結果 平成8年5月

(3) 平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

① 想定断層

- 1 福井平野東縁断層帯（想定M=7.6/断層長さ約4.5km）：嶺北地域に影響
- 2 浦底-柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2/断層長さ約2.5km）：嶺南地域に影響

② 震度分布

福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。

浦底-柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

③ 被害の概要

想定地震		福井平野東縁断層帯 地 震			浦底-柳ヶ瀬山断層帯 地 震		
震度分布		5弱～6強			5弱～6弱		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で非常に高い。			市東部の一部地域で可能性が非常に高い。		
建築物被害	構造種別	木造	RC造	S造	木造	RC造	S造
	現況（棟）	25,807	1,342	4,836	25,807	1,342	4,836
	全壊数（棟）	77	4	30	77	4	45
	全壊率（%）	0.3	0.3	0.6	0.3	0.3	0.9
	半壊数（棟）	476	11	67	1,350	19	127
	半壊率（%）	1.8	0.8	1.3	5.2	1.4	2.6
建築物被害	半壊以上数（棟）	553	15	97	1,427	23	172
	半壊以上率（%）	2.1	1.1	2.0	5.5	1.7	3.6
季節・時刻の条件		冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）	冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）
火災被害	延焼出火点数	0	0	0	0	0	0
	焼失率（%）	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者（人）	4	4	4	5	4	5
	負傷者（人）	85	73	66	195	158	162
	避難者（人）	3,454			6,490		

※ 各項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

第2章 防災ビジョン

(1) 定義

防災ビジョンは、中長期的・総合的な視点のもとに本市の防災施策の基本を定めるものである。

(2) 防災ビジョンの目標

●災害に強いまちをつくる

(3) 施策

① 危機管理体制を強化する

ア 要配慮者対策の確立

(ア) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の確立

(イ) 地域支援体制の確立

イ 災害時の緊急管理体制の確立

(ア) 地域防災体制の確立

(イ) 市防災活動体制の確立

(ウ) 災害情報伝達システムの整備

(エ) 防災資機材等の充実

ウ 市民協力体制の確立

(ア) 自主防災組織の結成促進

(イ) 市民参加による雪対策の推進

(ウ) 災害ボランティアセンター運営への支援

② 防災基盤を強化する

ア 災害に強い都市基盤の整備

(ア) 治山・治水事業の推進

(イ) 雨水幹線の整備拡充

(ウ) 避難地・防災拠点等となる都市公園の整備

(エ) 公共施設の耐震化促進

イ 災害に強い農地・森林基盤の整備

(ア) 大区画圃場の推進

(イ) 圃場等の湛水の防止

(ウ) ため池の整備

(エ) 排水施設の整備

(オ) 適正な森林整備の促進

第3章 災害予防計画

この章は、災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災事業の推進、防災施設の整備、防災体制の強化、防災知識の普及、訓練の実施など必要な計画について定める。

第1節 風水害予防計画

第1 計画の方針

市は、台風、集中豪雨等による風水害の防止を図る。

第2 治山対策

山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図り、保安林の造成、林道側溝、山地溪流の整備、清掃、地すべり危険地域の防止対策等を促進する。

第3 治水対策

雨水の流出状況および土砂の水流への流入状況を把握し、円滑な排水を行うべく市内河川の改修事業、砂防事業を促進する。

第4 農地保全事業の推進

農業用地および農業用施設の災害を未然に防止するため、湛水防除、老朽ため池整備、用排水施設整備、土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持および農業経営の安定を図る。

(1) 湛水防除事業

環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を推進する。

(2) 老朽ため池整備事業

農業用のため池のうち老朽化による決壊を防止するため、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を促進する。

(3) 用排水施設整備事業

効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路等の新設、改修を推進する。

(4) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂留堰堤、水路の新設、改修を推進する。

第5 防災営農対策の推進

各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導體制の確立ならびに防災営農技術の普及を図る。

(1) 防災営農指導體制の確立

市、福井県農業協同組合等は、県と緊密に連携をとり、県の行う防災営農技術の普及ならびに気象および災害対策事項等情報の末端への迅速な伝達に協力するものとする。

(2) 防災営農技術の普及

市、福井県農業協同組合等は、県から示された防災営農技術についてそれぞれの部門毎に災害に対応した技術指導の普及を図る。

第6 河川等の管理強化

河川、ため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流地域における異常出水の防止に十分配慮して行うものとする。

第7 水害危険箇所パトロールの強化

市は、水害危険箇所の把握に努め、立て札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、水害危険箇所・河川危険区域のパトロールを強化する。

第8 警戒避難体制

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川においては、県は、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとする。

近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などは連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

市長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。加えて、災害リスクを考慮し必要な箇所に水位情報を収集するため、実証実験的に簡易水位センサーを設置し、警戒避難等に活用するものとする。

また、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合、ダムの放流等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに、具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第9 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、水防法第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に地下街等または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地、施設ごとの洪水予報等の伝達方法。

また、市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な情報を図面表示等の形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。さらに、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第10 地下空間の浸水対策

市は、地下街、ビルの地階等の地下空間について、浸水防止施設の設置を促進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するように努める。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

(1) 地下街等の所有者または管理者の責務

地下街等の所有者または管理者の責務として、浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動にする事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛水防組織を設置するとともに、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

第11 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係者の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

第12 大規模工場等の所有者または管理者の責務

市地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成および浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、洪水時の避難確保および浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第 1 3 親水施設利用者の安全確保

河川、ため池等の管理者は、浸水施設の管理者と連携して、施設の安全性および利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図る。また、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第 1 4 アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部等、前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないように措置する。

第 1 5 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県および市が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取り組みを推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

〈資料編〉

- 3-1-1 特別警報・警報・注意報概要等の発表基準
- 3-1-2 重要水防区域一覧表
- 3-1-3 雨量観測所一覧表
- 3-1-4 水位観測所一覧表
- 3-1-5 要配慮者利用施設一覧

第2節 土砂災害予防計画

第1 計画の方針

市は、台風・集中豪雨や地震等による土石流・土砂流出、急傾斜地崩壊、地すべり等による災害の防止を図る。

第2 土砂災害対策

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨による土砂災害（土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等）から人命、財産を守るため、土砂災害警戒区域において、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業および地すべり対策事業を推進し、災害の未然防止を図るよう国および県に働きかけるものとする。

特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

(1) 土石流対策

山地の荒廃による土砂流出防止のためのダム工または侵食作用による土砂流出防止のための溪流保全工を行い災害の未然防止を図るよう国および県に働きかけるものとする。

また、土石流危険溪流については、他の荒廃溪流に優先して砂防工事を実施するよう県に働きかけるものとする。

(2) 急傾斜地崩壊対策

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地災害を防止するために、急傾斜地崩壊危険区域の指定を推進し、行為の制限、改善、勧告命令等の防災指導を行うよう県に働きかけるものとする。なお、指定された急傾斜地で当事者において改善措置を行うことが困難、不適當なものについては、県が中心となり急傾斜地崩壊対策工事を計画的に施行する。

[指定基準]

- ① 急傾斜地の傾斜度が30度以上であること
- ② 急傾斜地の高さが5m以上であること
- ③ 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるか、5戸未満であっても官公庁・学校・病院・旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

[急傾斜地崩壊危険区域内での行為・建築の制限]

- ① 立木等の伐採
- ② 土石の採取または集積
- ③ のり切り、切土、掘削または盛土
- ④ その他急傾斜地の崩壊を助長し、誘発のおそれのある行為

(3) 地すべり対策

地すべりの災害を防止するため、地すべり防止区域の指定を推進し、大雨、長期降雨があれば土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こす危険度の高いものから順次、地下水の排除施設等防止施設の整備を図るよう国および県に働きかけるものとする。

第3 山地災害対策の推進

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、または発生する危険のある森林について、山地災害危険地区として指定を推進し、森林法に基づき森林の維持造成を図るよう県に働きかけるものとする。

第4 警戒避難体制の整備

- (1) 危険が予想される地域の実態を把握し、大雨、長期降雨の場合、危険箇所において丹南土木事務所および市の関係職員による巡視を実施し、危険と認められる場合は、鯖江・丹生消防組合消防本部等関係機関に連絡をとる。

危険区域については、関係機関が協力して現場調査などの必要な措置をとり、危険箇所を確認した場合には、状況により通行禁止など必要な措置をとる。

県は、指定した危険区域に表示板を設置し、市は、地区住民に対してその旨の周知を図るものとする。

- (2) 市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。特に、土砂災害警戒区域内に主として高齢者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう施設ごとに土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法を定めるものとする。

- (3) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

- (4) 市は、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所および避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性も示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとする。

市は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を促進するよう努める。

第5 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用

施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について市町長に報告するものとする。

〈資料編〉

- 3-2-1 地すべり防止区域一覧表
- 3-2-2 砂防指定地台帳（一覧表）
- 3-2-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 3-2-4 土砂災害警戒区域一覧表
- 3-2-5 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等

第3節 雪害予防計画

第1 計画の方針

市は、降積雪による災害を防止、軽減し、民生の安定と産業経済活動の維持を図る。

第2 平常時の対策

関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

(1) 道路、鉄道の耐雪強化

① なだれ防止策、防止林等の整備

関係機関は、なだれ発生危険箇所を事前に把握するとともに、必要ななだれ防止設備等の整備に努める。

② 道路の拡幅、消融雪施設の整備

道路管理者は、機械力による除雪を効率的に行いうる幅員を持つ道路を整備するとともに、消雪パイプや流雪溝等の消融雪装置の整備に努める。

③ 除雪機械等の整備

(2) 電力、通信施設の耐雪強化

(3) 雪に強いまちづくりの推進

① 家屋倒壊の防止

地震時も含め屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するとともに、地域が一体となった雪に強い住宅地づくりを促進する。

ア 克雪住宅の普及促進

(ア) 既存住宅等の克雪化を図るため、屋根融雪装置設置に対する助成

(イ) 講習会、説明会、展示会等の実施

イ 屋根雪下ろしの奨励

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしを奨励し、広報活動を実施する。

ウ 住民参加型除排雪方法の確立

住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即した、住民も参加した除排雪方法を確立する。

② 積雪時の避難所および避難路の確保等

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難所および避難路の確保等を図る。

ア 避難所の確保

市は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性、感染症対策を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するものとする。

(ア) 建物周辺にオープンスペースを確保する。

(イ) 消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。

(ウ) 雪を考慮した建築物の配置を図る。

(エ) 融雪型建築の普及を図る。

(オ) 載雪型建築の普及を図る。

イ 避難路の確保

市は、地震、なだれ等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずるものとする。

(ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路を整備する。

(イ) 小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。

(ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所においては、重点的に消融雪施設等を整備する。

ウ 避難誘導等設備の確保

積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮するものとする。

また、市は住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置するものとする。

第3 降積雪期前の対策

降積雪期を前に、「鯖江市雪害対策関係行政機関等連絡会」を開催し、相互の連絡調整を行い、次の対策について総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

(1) 道路交通網の確保対策

- ① 国、県、市道相互間の除雪計画の調整
- ② 公共建物の除排雪計画
- ③ 町内会、事業所による除雪協力体制の確立
- ④ 公共施設の屋根雪おろし基準の周知
- ⑤ 民間除雪機械借上げ、除雪作業委託体制の確立
- ⑥ 排雪場所の確保
- ⑦ 除雪機械の整備と要員体制の確立
- ⑧ 交通規制区域の周知徹底

(2) 火災予防対策

- ① 消防機械器具の保全整備
- ② 防火水槽、消火栓等周辺の除雪および水利確保
- ③ 地域ぐるみの防火活動の推進

(3) なだれ危険箇所対策

- ① 住民に対するなだれ危険箇所および避難等の周知
- ② 交通規制および迂回路の設定

(4) 一人暮らし老人、身体障がい者対策

- ① 屋根雪おろしに対する支援、協力体制の確立
- ② 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援活動体制の確立

(5) ゴミ・し尿対策

- ① し尿の降雪前収集の徹底とゴミの出し方についての周知徹底

(6) 非常持出品の確保

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう

住民に対し周知を図る。

〈資料編〉 3-3-1 消・融・流雪施設箇所一覧表

第4節 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから防災関係機関が、被害の軽減・防止を図るものとする。

第1 暴風・竜巻等の防災対策

市は、暴風・竜巻等により公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に設置するビニールシートや固定用の土嚢等を備蓄する。また、事業者建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散防止対策の徹底を周知する。

加えて、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報や竜巻注意情報を発表し、市へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合、県、市および関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第3 住民への普及啓発

市は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

- ・強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
- ・身の回りの屋内外の避難場所、避難方を確認する。
- ・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ・雨戸・シャッター等を閉める。
- ・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
- ・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

(3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

- ・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第5節 火災予防計画

第1 計画の方針

市は、消防体制の充実強化、防火思想の普及など火災予防を図る。

第2 総合的な消防計画の策定

「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、地域の火災、その他の火災の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第3 消防力の現況

〈資料編〉3-5-1 消防団・水利の現況を参照

第4 消防力の強化

(1) 消防体制の強化

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、消防体制の充実強化を図るとともに、広域消防体制の推進および相互応援体制の強化を図るものとする。

(2) 人的消防力の強化

① 消防職・団員の充足

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足および消防団員の確保を図る。

② 消防団の活性化対策の推進

消防団活動の拠点となる、コミュニティ防災拠点施設の整備拡充などにより、消防団員の確保を図るとともに、地域との連帯を一層高め、消防団の活性化を図る。

③ 消防職・団員の教育訓練

消防職・団員の防災に関する知識および技術の向上を図るため、教育訓練の充実を図る。

(3) 物的消防力の強化

① 消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

② 消防水利の強化

「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図る。

③ 消防施設等の整備点検

火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備および点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図る。

第5 一般火災予防対策

(1) 防火体制の推進

① 地域

一人ひとりが防火の意識を持つことにより、地域ぐるみの防火の輪を広げ、地域と消防が一体となった火災予防活動を行う。

また、職場の自衛消防組織や地域の自警消防組織を育成して、災害時の即応体制の強化を図る。

② 高齢者

急速な高齢社会が進行する中で、ひとり暮らし老人等の家庭に対する火災予防を推進する。

③ 家庭

家庭での住宅火災を防止するため、主婦を対象とした防火指導や婦人防火クラブの育成を図る。
また、住宅用火災警報器の設置を促進する。

④ 児童

園児や小学生が「火」に対する正しい知識をもてるように、幼・少年消防クラブの育成を図る。

(2) 火災予防査察の強化

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防法第4条および第16条の5の規定に基づき、予防査察を消防対象物の用途および地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、予防対策の強化を図る。

(3) 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防法第8条および第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 警防計画の樹立

鯖江・丹生消防組合消防本部は、鯖江・丹生消防組合警防規程に基づき次の各号に掲げる警防計画を樹立し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

① 特殊消防対象物等警防計画

特殊消防対象物、人命危険の大きい建築物、中高層建築物、大規模建築物、放射性物質関係施設等警防活動上障害のある対象物その他の消防対象物で特に必要と認めるもの

② 消防危険地域警防計画

密集地域および消防水利施設の不足等警防活動困難な地域

③ 集団災害警防計画

大規模救助事象および大規模救急事故ならびに傷病者が同時に多発すると予想される事故

第6 林野火災予防対策

鯖江・丹生消防組合消防本部は、林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進する。

(1) 監視体制の強化

時期を失することなく火災警報等を発令し、火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図る。

(2) 火災予防指導の強化促進

林野所有者および事業者に対し、火災予防措置の指導の強化促進を図る。

(3) 火入れ等の規制指導

「火入れ」にあたっては、必ず消防機関に事前に通知するよう指導の徹底を図る。

(4) 連絡体制

① 消防団員および地元林業関係者、山林の状況に精通している者を把握する。

② 森林組合、電気事業者の連絡体制を確保する。

③ 消火用水等の搬送のための車両等の借上げについて考慮する。

(5) 応援体制

林野火災が拡大するおそれがある場合には、近隣の市町に対する応援要請等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図る。

特に、県防災航空隊による応援（ヘリコプターによる空中消火）の要請を積極的に検討する。

第7 文化財火災予防対策

指定建造物の防火施設と管理上の注意事項について市教育委員会と鯖江・丹生消防組合消防本部は協力して、所有者、管理者等を指導し実施するものとする。

(1) 防火施設の整備

- ① 消火施設、警報施設等を整備する。
- ② 避雷装置を設置する。
- ③ 消防用水の確保措置を講じる。
- ④ 消火活動を容易にするための進入道路を確保する。
- ⑤ 防火塀、防火壁、防火戸等を設け、延焼防止の措置を講じる。

(2) 自主防火体制の整備

- ① 防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。
- ② 環境の整備、整頓を図り、火気の発見を容易にする。
- ③ 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- ④ 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- ⑤ 火災警戒は定時に巡視し、厳重に実施する。
- ⑥ 自警消防組織を結成し、計画的な訓練を実施する。

〈資料編〉

3-5-1 消防団・水利の現況

3-5-2 国・県・市指定、国登録文化財一覧表

第6節 危険物等災害予防計画

第1 計画の方針

市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第2 危険物保安対策

消防法上危険物はその貯蔵または取扱い上の不備が直ちに災害の原因となる。他の原因による災害発生時にはこれを拡大させる重要な要因ともなることから、鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導および訓練または災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期するものとする。

(1) 立入検査の実施

- ① 鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設関係者等（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して、立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせるとともに貯蔵、取扱い等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。
- ② タンクローリー（移動タンク貯蔵所）による事故は、人家付近で発生する可能性があり、この災害を防止するため、警察の協力を得て公道にて立入検査を実施する。

(2) 自衛保安体制の確立

鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設関係者等に対し、予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自衛保安体制の確立を推進する。

(3) 化学消火剤等の備蓄

- ① 鯖江・丹生消防組合消防本部は、化学消防車、化学消火剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
- ② 鯖江・丹生消防組合消防本部は、大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、危険物施設関係者等に対して災害時の処理体制と化学消火剤等の備蓄を指導する。

(4) 保安教育の実施

危険物施設関係者等に対して、関係法令および災害予防の具体的方法についての教育を実施し、保安管理の向上を図る。

第3 高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等保安対策

高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安については、法令の遵守、自主保安体制の確立、従業員の防災教育および訓練、自衛消防隊の編成、事故発生時の連絡体制等について普及徹底を図る。

〈資料編〉 3－6－1 危険物施設一覧表

第7節 建築物災害予防および市街地防災化計画

第1 計画の方針

市は、建築物の災害予防および市街地の防災化を図る。

第2 建築物災害予防計画

市は、所管施設について、災害時に被害が発生するおそれのある箇所に対する点検整備を強化し、耐震性、耐火性を保つよう配慮するものとする。特に、主要な公共施設については、不燃化を進めるものとする。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性の指導および耐震性の強化を助言するものとする。

(1) 建築物等に対する指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険であると認められる場合には、補修等必要な措置を指導する。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定により災害危険区域を指定し、住宅の建築制限を行うよう県に働きかけるものとする。

(2) 防災重要建築物の指定

市は、所管施設のうちから、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して、防災重要建築物の指定を推進する。これらの建築物については、耐震点検調査を実施し、必要と認めたものについて重要度を考慮して順次耐震補強を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄するなど、電力確保に努める。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

① ブロック塀築造に対する指導の強化

ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

② ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言等に努めるものとする。

③ 市民に対する知識の普及

市民に対し、ブロック塀の安全点検および耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及等に努めるものとする。

(4) 落下物対策

窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき県が策定した改修指導計画による危険箇所の改修等必要な助言、勧告等に協力する。

なお、実態調査および改修指導は、容積率の限度が400%以上の地域内における建築物で地階を除く階数が3以上のものに対し、以下の対象物について実施する。

調査および改修指導の対象

- ① 建築物からの突出物
 - ② 建築物の突出物
 - ③ カーテンウォール等
 - ④ PC板等
 - ⑤ 窓ガラス
 - ⑥ ガラスブロック等
 - ⑦ 石張り等
 - ⑧ タイル張り等
 - ⑨ ウィンド型クーラー等
- (5) 家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等について普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

- (6) 防災集団移転促進事業およびがけ地近接危険住宅移転事業

- ① 防災集団移転促進事業

豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を推進する。

- ② がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険をおよぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を推進する。

- (7) 天井材等の非構造部材等の安全対策

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第3 市街地防災化計画

建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業、土地区画整理事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るものとする。

- (1) 都市防災構造化対策の推進

市は国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

- (2) 建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の指定拡大や建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

- ① 防火、準防火地域の拡大

商業地域等については、防火、準防火指定済であるが、その周辺および木造住宅が密集する防火上、不燃化を必要とする地域において、防火、準防火区域の拡大を推進する。

② 居住環境整備事業

住宅の密集、不良住宅の集合、公共施設の不足等により、居住環境が劣っている住宅地域で、住宅地区改良事業により居住環境の整備を図ることのできない地区の住宅事情の改善と環境の整備を促進する。

(3) 防災空間の確保、整備、拡大

都市公園、幹線道路の整備を進め、災害時における避難所、避難路の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、国、県および市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

① 都市公園の整備

災害時における避難場所あるいは防火帯としての機能および広域的避難や防災活動に資することのできる都市公園の整備を図る。

② 幹線道路の整備

ア 幹線道路の整備にあたっては、災害時の緊急輸送路、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善および道路幅員等の検討を行う。

イ 災害時に避難路として利用するための歩道幅員拡大等を行い、火災の延焼防止に役立つ道路整備を推進する。

ウ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、避難所に円滑に避難できるよう計画調整を図り、その整備を促進する。

エ 特に必要な道路は、災害時に消火や応急処置等を行う防災活動スペースとして利用するための歩道幅員拡大等を行い、防災に役立つ道路整備を推進する。

③ 土地区画整理事業の推進

既成市街地およびその周辺の地域において、土地の区画、形質の変更および公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備、改善と併せて都市災害の防止を図る。

第8節 上下水道施設災害予防計画

第1 計画の方針

市は、水道および下水道施設の災害予防を図る。

第2 上下水道施設の現況

〈資料編〉3-8-1 上水道施設の現況および 3-8-2 下水道事業の現況を参照

第3 上水道施設災害予防対策

災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強および給水体制の整備を推進する。

(1) 施設等の整備

水道整備事業の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図る。

① 取水等の整備

管路は、耐震性継手、伸縮継手等耐震性を考慮した構造・材質とする。

② 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

③ 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可とう管、緊急遮断弁等を使用する。

既設管については、石綿セメント管、経年管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

④ 施設整備の優先

重要管路のうち、災害時に特に水を必要とする下記の施設に至る路線の耐震化を図る。

ア 病院・診療所等

病院・診療所等については、災害拠点病院、救急医療告示機関、人工透析設備機関までの路線を整備優先路線とする。

イ 避難行動要支援者利用施設等

避難行動要支援者利用施設については、介護や援助が必要な避難行動要支援者の避難施設までの路線を整備優先路線とする。

ウ 公共施設等

公共施設については、市役所、各公民館、小・中学校等、災害時に災害対策の拠点や避難所となる公共施設までの路線を整備優先路線とする。

(2) 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

(3) 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第4 下水道施設災害予防対策

急速に進む市街化の進行に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄および応急復旧体制の整備を図る。

(1) 施設の耐震性の強化

- ① 老朽管等の敷設替
- ② 構築物の更新、補強
- ③ 機械設備の更新・補強
- ④ 非常用電力の確保

(2) 点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

(3) 代替施設設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレの調達供給体制の確立を図る。

〈資料編〉

3-8-1 上水道施設の現況

3-8-2 下水道事業の現況

第9節 交通施設災害予防計画

第1 計画の方針

市内の各交通施設の事業者および管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、県、市等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第2 道路施設

各道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難救急活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

(1) 道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

① 幹線道路網の整備

地域的な防災体制の確立のため、市庁舎と基幹道路および市庁舎と防災上拠点となる施設のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら都市計画、地方道路計画および鯖江市幹線道路整備計画などにに基づき、整備を推進する。

② 補助幹線道路の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

③ 避難誘導路および救急等を主とした防災活動道路の確保

住宅密集地等の防災上必要な地域においては、重点的に道路や橋梁等の整備をおこない、迅速且つ安全な防災活動の確保を図る。

④ 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

⑤ 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、点検マニュアルに基づき定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、これに基づき必要な補修を行う。

橋梁等の耐震基準については、当面は「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用し、耐震点検調査や補修等対策工事を行い、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

⑥ トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路

啓開計画を策定するものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間企業等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第3 鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客等の安全と輸送体制の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ア) 橋梁の維持補修

(イ) 法面、土留の維持および改良強化

(ウ) トンネルの維持、補修および改良強化

(エ) 建物設備の維持修繕

(オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

イ 社内および関連業者の災害事業に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

(2) 福井鉄道株式会社の措置

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 新設、改修等には、耐震性を考慮した設計を行う。

イ 重要な橋梁については随時点検し、落橋防止等の対策を講じる。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、まくら木、電線類等は、非常用を含め常時整備する。

イ 重機械類その他必要な資機材については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるような体制を整備する。

ウ 常に「緊急時における職員の非常招集体制」を整備し、要員の確保を図る。

(3) 株式会社ハピラインふくいの措置

「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係課室および関係自治体との連携について定める。

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ア) 橋梁の維持補修

(イ) 法面、土溜の維持

(ウ) 建物設備の維持補修

(エ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

② 防災資機材の整備および要員の確保

ア 社内の防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技術者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

〈資料編〉 3－9－1 危険道路・橋梁箇所一覧表

第10節 防災関係施設整備、資機材、物資整備等計画

第1 計画の方針

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設設備、資機材の整備および緊急必要物資の確保に努める。

第2 情報通信施設の整備

災害の初動期における情報連絡活動の重要性を確認し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入など、通信設備の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。

(1) 無線通信施設の整備

① 市防災行政無線

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

《整備目標》

ア 災害時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を図る。

イ 地域住民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系受信設備の整備を図る。

② 消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

《整備目標》

ア 県内の各消防本部と相互に通信することができる主運用波の充実を図る。

イ 全国の各消防本部と相互に通信することができる統制波の充実を図る。

ウ 移動無線車の整備および携帯無線機の増強を図る。

③ 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

(2) 有線通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先扱い電話の有効な活用体制を強化するとともに、災害時優先扱い電話を明確にし、電話番号を関係機関に通知するものとする。

(3) インターネット接続環境の整備

市庁舎、防災基地、避難所等におけるインターネット接続環境の整備を図る。

(4) 緊急警報放送受信機の普及

県、市および関係機関は、緊急警報放送受信機の普及に努める。

第3 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策実施のため、災害用装備資機材等を予め整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。また、市においては防災拠点施設の整備に努めるものとする。

第4 緊急必要物資の確保

災害時における食糧品および生活必需物資、応急および復旧用資材ならびに燃料等の供給を円滑に行うため、平常時から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握確認を行うよう努めるとともに最低限必要なものを備蓄するよう努める。なお、生活必需品等の確保については、第3章第13節「飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画」に定めるとおりとする。

第5 災害対策用ヘリポートの整備

災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努める。

(1) ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の事項に留意して選定するものとする。

- ① 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）であること。
- ② 最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。
- ③ 車両等の進入路があること。
- ④ 無障害地帯の端から9度の斜線上に障害物がないこと。

(2) 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、(1)ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定する。

- ① 水利、水源が近いこと。
- ② 複数の駐機が可能であること。
- ③ 補給基地が設けられること。
- ④ 気流が安定していること。

(3) 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合には、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- ① ヘリポート番号
- ② 所在地（緯度、経度）および名称
- ③ 施設等の管理者および電話番号
- ④ 無障害地帯面積（○m×○m）
- ⑤ 付近の障害物等の状況（略図添付）
- ⑥ 離着陸可能な機種

(4) ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮しなければならない。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(2) 市は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

〈資料編〉

3-10-2 水防用資機材一覧表

3-10-3 ヘリポート適地箇所一覧表

第 11 節 緊急事態管理体制整備計画

第 1 計画の方針

市は、災害対策活動を円滑に実施するためには緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な活動体制の整備を図る。

第 2 階層的防災生活圈構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区、市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圈として設定し、それぞれの防災生活圈毎に包摂する下位の防災生活圈を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点基地を西山公園区域内に設け、各地区の拠点となる防災基地をそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

[防災生活圈の階層毎の役割]

階 層	役 割
町 内 会	自主防災組織の基礎的単位。一時避難所（集合場所）を設定 基本的な防災資機材等を備蓄
広 域 お よ び 地 区 (10 地区)	自主防災組織の中核的単位。防災活動拠点基地および防災基地（10箇所）を設定。防災基地は、避難所への物資等の供給拠点の役割も果たし、地区内の情報収集・提供の拠点となる。防災活動拠点基地は、複数の防災基地と連携し、広域的な拠点となる。 防災資機材等を備蓄
市	防災活動の指令塔的単位。災害時における避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄にあたる。要配慮者に対するサービスの単位
広 域 圏	県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定。市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる。

〔階層毎の施設、設備〕

階 層	施 設 ・ 設 備
町 内 会	町内公民館や社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定。鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
広 域 小 区 地 区 (10 地区)	・地区公民館等を防災基地として、西山公園を防災活動拠点基地として設定 ・情報端末となるパソコン等を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄
市	防災活動や防災基地、防災活動拠点基地に対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有するよう施設を整備 避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄、健康福祉センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄
広 域 圏	圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備。広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄
県	県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、大規模地震等発生時の国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市に配送するための広域物流拠点（福井県産業会館、サンドーム福井、つるがきらめきみなと館）、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備

第 3 地域防災活動体制

住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

防災資機材の概要

初期消火用	消火器、組立型水槽等
救助活動用	ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓 練 用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

その他防災資機材の整備については、第 3 章第 9 節「防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」に定めるところによる。

第 4 市防災活動体制

防災活動の拠点施設や市民の防災知識、災害時行動力を高める啓発施設となる防災センター、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点および防災活動拠点基地（防災基地）、市防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用生活品等の防災備蓄倉庫、避難所や庁舎等の 72 時間は対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校の耐震化を指導するとともに、災害時の拠点となる庁舎については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

市は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要

な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるよう工夫をするよう努めるものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

市は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る実務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものとする。

市は、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害非常事態に対処するため、24時間即応できる体制の整備を検討する。

第5 市消防活動体制

応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備に努める。

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車 両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等の整備
資 機 材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

第6 市の業務継続性の確保

市の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第7 公共建物等における番号標示

災害時において、県、近隣府県、自衛隊等のヘリコプター等による上空からの建物の識別を容易にするため、公共建物等の屋上に標示番号を整備する。

〈資料編〉

3-11-1 市内公共建物等番号標示一覧表

4-2-20 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

第12節 医療・救護予防計画

第1 計画の方針

市は、災害時には、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、初期医療体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

(1) 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について鯖江市医師会と協議して、予め計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておくものとする。

(2) 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え必要な防疫・医薬品等の整備に努める。

(3) 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの助言を行う。

(4) 医療救護所間の情報通信体制の整備

病院や福祉施設等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

こうした端末のオペレーターの確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。

さらに、災害が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報を発信することとする。

第13節 飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時における住民の生活を守るため、飲料水、食糧品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、2、3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）準備の啓蒙を行う。

第3 市の備蓄

防災拠点施設、各指定避難所に生命、生活を維持するために最低限必要なものを分散備蓄する。

特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食糧備蓄に配慮する。

また、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食糧備蓄にも努めるものとする。

① 生命を維持するために最低限必要なもの

毛布、水、食糧（主食）

② 生活を維持するために最低限必要なもの

食糧、日用品、資機材など

第4 必要物資調達体制

(1) 関係業界団体等との協定締結

食糧、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、予め関係業界団体等と協定を締結するよう努める。

(2) パソコン通信の活用

避難所における必要物資を把握し、県と市および市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県、市町間のパソコン通信システムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

(3) 応急食糧等の整備

災害時における食糧品および生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、市内における放出可能量の把握確認を行うとともに、緊急放出について協定を締結するよう努める。

災害発生時の応急食糧供給が迅速かつ正確に行われるよう、応急食糧の保管場所および備蓄について整備するよう努めるとともに、その供給体制についても確立するよう努めるものとする。

(4) 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第5 給水のための対策

水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、ろ水機や貯水槽の整備を行うほか、給水車の整備を促進する。また、地下水を利用するにあたっては県が設定する水質条件等のガイド

ラインによるとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。

第14節 避難対策計画

第1 計画の方針

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、住民に対し周知徹底を図る。

第2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先の確保のため、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するとともに、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるよう努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

する。

第3 指定避難所

(1) 避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の指定福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

(2) 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

(4) 避難所の設備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

避難所は次の表の各地域毎に掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地 域	施 設 ・ 設 備
町 内 会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内公民館・社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定。 ・鋸やパールなど基本的な防災資機材等を備蓄
広域および 地 区 (10 地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校および各地区公民館を指定避難所として指定 ・情報端末となるパソコン等を整備し、非常食や防災資機材等を備蓄 ・西山公園および大規模公園等を広域的避難所として指定 ・仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動や防災基地に対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を整備 ・避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・健康福祉センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄

(5) 新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

(6) 避難所の運営管理に必要な知識等の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たり、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、市は、指定管理施設が指定避難所の場合、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第 4 避難路等避難誘導體制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

避難誘導にあたっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

第 5 避難所運営体制の整備

(1) 災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法を予め定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定

管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(2) 避難者の自治体制

避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所毎に事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

(3) 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第6 避難所情報通信体制の整備

(1) 避難所等へのパソコン設置

防災基地、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校や公民館、病院や保健所、健康福祉センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

(2) オペレーターの確保および常設ネットワーク化

端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中学校でのカリキュラム等に組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、災害が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。

(3) 災害情報インターネットシステムの活用

市は、災害情報インターネットシステム（福井県防災ネット）を活用して避難所等の情報を関係機関と共有するものとする。

第7 広域避難のための体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第8 避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

〈資料編〉

4-2-42 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

4-2-48 災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定

4-2-50 災害時における自走式水洗トイレ提供に関する協定書

第15節 防災訓練計画

第1 計画の方針

市は、災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう関係機関が連携した実践的な訓練や研修を計画的かつ継続的に行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 実地訓練の種別

(1) 水防訓練

水防管理者は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、「鯖江市水防計画」に基づき、水防訓練を実施するものとする。

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、または相互に協力して訓練を実施するものとする。特に、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の育成、訓練の実施を推進するものとする。

(3) 救助救護訓練

災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため概ね次の訓練を実施するものとする。

- ① 避難
- ② 救出
- ③ 医療、助産
- ④ 炊出し、給水
- ⑤ 物資輸送

(4) 通信連絡体制訓練

市および防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について次の訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。

① 災害情報連絡訓練

気象情報、その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に行うため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

② 非常無線通信訓練

災害時において有線通信系統が不通となり、また利用することが著しく困難な場合に無線通信系統の円滑な利用を図るため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

(5) 非常招集（参集）訓練

市および防災関係機関は、予期し得ない災害に際し、平素から災害対策活動を迅速かつ確実に実施するための関係職員の非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

(6) 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地区、学校、病院、事業所、交通機関等において避難訓練を実施するものとする。また、土砂災害に関する避難訓練については、危険区域から離れる方向に速やかに避難するなどの実践的な訓練を適宜実施するものとする。

(7) 図上訓練

災害に際し、幹部のリーダーシップによる的確な初動対応と地域住民と行政との連携体制の確立を図ることが求められることから、災害時に起こりうる様々な条件を想定した、実践的な図上訓練を実施するものとする。

第3 総合防災訓練

災害に際し、市、消防等防災関係機関および広域的な応援協力機関ならびに住民が一体となって相互に連携協力し、応急対策が迅速かつ適切に行えるよう総合的な防災訓練を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、各地区毎に住民参加型で実践対応型訓練の実施に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第16節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

市は、防災業務に従事する関係職員および市民に広く防災知識、防災思想の普及を図り、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を深める。

第2 普及の内容

防災知識の普及内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 鯖江市地域防災計画の概要
- (2) 気象等に関する知識
- (3) 危険物等に関する知識
- (4) 災害に対する心構え
 - ① 平常時の心得（非常持出品の準備）
 - ② 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・簡易トイレ・トイレトペーパー等の備蓄
 - ③ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ④ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ⑤ 災害発生時の心得
 - ⑥ 警報等発表時、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令時にとるべき行動、避難場所での行動
 - ⑦ 災害時の家族内の連絡体制の整備
 - ⑧ 各機関の防災対策
 - ⑨ その他必要な事項
- (5) その他災害に関する知識

第3 普及の方法

防災知識の普及方法は、概ね次のとおりである。

- (1) 報道機関による広報

新聞、ラジオ、ケーブルテレビ等に資料を提供し、本市の地域防災計画、災害注意事項の広報について協力を依頼する。
- (2) 印刷物による広報
 - ① 「広報さばえ」を通じて、市民への普及を図る。
 - ② 防災ガイドブック等の配布により、市民への普及を図る。
 - ③ 一般印刷物により市民への普及を図る。
- (3) 映画、スライド等による広報

防災映画、スライド等を各種団体の会合または防災講習会等の機会を通じて映写し、普及に努める。
- (4) 市ホームページによる広報
- (5) 講習会、講演会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- (6) 防災訓練の実施

第4 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災研修の徹底を図る。

① 研修の方法

- ア 講習会、講演会等の開催
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動手引書等の配布
- エ 訓練による実戦的研修

② 研修の内容

- ア 市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

第5 学校における防災教育

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

① 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実戦的な行動力の修得等を図る。

- ア 学校教育における災害知識の指導
- イ 災害訓練の実施
- ウ 学校行事等における指導

② 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

警察署は自動車の運転者および使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

第7 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育の実施について指導する。

第8 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第18節「要配慮者災害予防計画」によるものとする。

第9 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県および市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第17節 自主防災組織育成計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時に、行政と住民および事業所が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各町内および事業所等における自主防災組織の育成・強化を図る。

第2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、各町内の自治会活動に防災活動を組み入れることなどにより、早期に各町内の実情に応じた組織化を図る。

① 平常時の活動

ア 防災関係機関と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立する。

イ 防災意識の普及啓発を図る。

ウ 防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）を実施するとともに県、市が行う訓練に積極的に参加する。

エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。

オ 防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。

カ 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。

キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する。（市内防災点検の日）

ク 避難路および避難場所の確認を図る。

ケ 一人暮らし高齢者等要配慮者の把握を行う。

② 災害発生時の活動

ア 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市等に通報する。

イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。

ウ 被災者の救出救護にあたる。

エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。

オ 出火した場合は、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。

カ 災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、傷病者、障がい者等要配慮者に十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。

キ その他、炊出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 市の措置

① 自主防災組織づくりの推進

各地区区長会などの機会をとらえて自主防災組織づくりを早急に推進する。

県の自主防災組織活動マニュアル等に基づき、県の支援指導のもと自主防災組織の育成強化を図る。

② 自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的かつ地区別に研修会を開催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

また、県が実施する防災研修会にも積極的に参加者を募ることとする。

③ 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速・効果的に行うために必要な人命救助器具等防災資機材等の助成を行うものとする。

また、自主防災組織の実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行うものとする。

④ 講習会等の開催

市は、各地区において自主防災組織の必要性および災害時における自助・共助・協働の重要性について、出前講座等の講習会を開催する。

第3 事業所等における自衛消防組織

(1) 活動内容

事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平常時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

また、事業所は生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

イ 従業員等に対し、防災教育を行う。

ウ 防災訓練を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。

オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

② 災害発生時の活動

ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。

イ 地域における防災活動に積極的に協力する。

ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。

エ 避難誘導措置をとる。

オ 負傷者の救出救護にあたる。

カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

(2) 市の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の事業所についても自衛消防組織の設置を推進することとし、市は指導に努めるものとする。

また、市は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業所等の事業継続計画（B

C P) 策定に向けての商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携

事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第18節 要配慮者災害予防計画

第1 計画の方針

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者が火災等の災害発生時において状況に応じた的確な行動がとれるよう社会福祉施設等や在宅の要配慮者に対し、必要な助成、指導を行うとともに、地域ぐるみの要配慮者支援体制の確立に努める。

第2 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

(2) 避難路の整備および確保

要配慮者利用施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第3 要配慮者利用施設等における防災体制の強化

(1) 要配慮者利用施設等の耐震化

要配慮者利用施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、要配慮者利用施設等の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

(2) 出火防止、初期消火体制の強化

スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置を施設に対し指導する。

要配慮者利用施設等の管理者は、暖房機器について火災安全性を有する機器を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

(3) 管理体制の整備

① 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておくものとする。

② 災害時には、職員の対応だけでは十分でない場合も多いため、要配慮者利用施設等の管理者は、他の要配慮者利用施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

(4) 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第4 防災知識の普及

(1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。市は、防災と福祉（地域包括支援センター、ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(2) 要配慮者利用施設および事業所等の防災知識の普及啓発

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防機関の指導のもと、職員や入所者に対し、災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施するとともに施設の構造、入所者や雇用の判断能力、災害発生時期等を考慮に入れた防災訓練を実施する。

第5 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の要配慮者利用施設等とのつながりを保つよう努力する。

また、市は防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画として「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）を整備するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

① 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳所持者のうち肢体、視覚・聴覚の者〔1～2級〕）

- ② 在宅の知的障がい者（療育手帳所持者 A1, A2）
- ③ 在宅の精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者 1 級）
- ④ 在宅の介護保険における要介護 3 以上の認定者
- ⑤ 75 歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない者（同意者のみ）

※ 施設入所や長期入院の者、日中のみ高齢者世帯になる者、ほぼ毎日親族と交流がある者は対象外

- ⑥ その他援護を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿の提供等

市は、災害の発生、または発生する恐れがある場合に備え、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていた場合に限る。

また、市は、真に避難支援が必要な方を洗い出すことを目的に、条例の定めにより、必要な限度で、区長および民生委員・児童委員に対して名簿情報を提供するものとする。

加えて、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。なお、名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講じるものとする。

① 避難支援等関係者となる者

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 区長
- カ 町内会・自主防災組織および防災・福祉委員会
- キ 支援者
- ク ケアマネジャー・相談支援専門員および指定福祉避難所に指定された事業所
- ケ 区長または自主防災組織の長が指名した者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所

- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 町内会名
- ⑧ 緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、対象者との関係
- ⑨ 担当するケアマネジャーまたは相談支援専門員の事業所名
- ⑩ その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

名簿の作成に必要な個人情報の収集方法については、基本法に基づき、市の関係部局で把握している情報の集約、または県その他の者に対して情報提供を求めることにより取得するものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

第6 在宅者対策

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの更新

市は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を、個人情報保護に配慮した上で、平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりに対して複数の避難支援者を設定する等、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）に基づき、随時更新を行うよう努めるものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発

一人暮らし高齢者、ねたきり高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

特に消防機関は、消防団等と役割分担のうえ、ひとり暮らし高齢者宅等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第7 避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとする。また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

第8 指定福祉避難所の確保

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下「指定福祉避難所」という。）の確保に努める。

原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定するものとする。

市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所を指定し、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難す

ることができるよう努めるものとする。

第9 要配慮者に配慮した緊急情報通信システムの確立

災害発生時には、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築や情報伝達システムへの手話通訳等の活用等により、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

市は、障害の種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、市は、障害の種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、パソコン通信の活用方法について検討し、システムの構築を図る。

また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を推進する。

(2) 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

また、手話通訳者等の育成を図り、地域毎の手話通訳者を予め確保する。

第10 要配慮者に対する災害対策の配慮

各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者のための二次避難所の確保などに配慮する。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供
- (4) ミルクや柔らかい食品など特別な食糧を必要とする者に対する当該食糧の確保、提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- (7) 避難所の要配慮者のうち、二次避難を要する者を受入れる施設への要請の実施（二次避難所の設置を含む）

第11 外国人に係る対策

(1) 防災知識の普及啓発

市および福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。

(2) 外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。また、市・国際交流協会職員は、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

(3) 通訳ボランティア等の育成・確保

市および福井県国際交流協会は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

(4) 外国人相談体制の充実

市、福井県国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第19節 ボランティア育成・確保計画

第1 計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、

ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第2 既存ボランティアの活用

災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、登録あるいは組織化されている既存の各種のボランティア団体に対し災害時におけるボランティア活動の参画を働きかけるとともに、広報や普及啓発活動等により福井県社会貢献活動支援ネットへの登録者の増加を図る。また、企業や各種団体に対して、災害ボランティア活動の参加を呼びかけるとともに、ボランティアセンターの活用と外国人通訳も視野にいたった対応を図る。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と緊密な連絡を保ちながら行う。

このほか、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第4 災害時支援ボランティアの活動運営・広域応援（派遣・受入れ）体制の整備

災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。また、市は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(1) 応援、調整組織に対する支援

災害時に支援のため集まったボランティアの活動を円滑化するためには、行政とボランティア団体が協働して活動を調整することが望ましいことから、防災活動拠点基地にボランティアコーナー等を設置するとともに、活動が円滑に行われるよう環境の整備を進め活動の助長を図る。

(2) 広域応援体制の整備

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアの斡旋や隣接の場合のサポートも含め予め相互に可能な事項を確認して、市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援体制を整備する。

第5 災害ボランティア活動の環境整備

市は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るためこの計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの（鯖江市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 交通輸送体系整備計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第2 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に策定する第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路を基本とし、指定避難所を連絡する道路のほか、救援物資集積地、防災活動拠点基地、ライフライン・生活物資拠点等を連絡する道路とする。

第3 交通規制計画

県警察は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制路は、北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定し、中部管区警察局等の調整のもとに、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要な一般国道等を指定する。

市は、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図る。また、「緊急通行車両の確認等に関する規程」に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第4 公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要な車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

〈資料編〉 3-20-1 緊急輸送道路ネットワーク

第 21 節 通信および放送施設災害予防計画

第 1 計画の方針

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関毎に万全の予防措置を講じる。

基幹的な通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第 2 電気通信設備

西日本電信電話(株)福井支店は、地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

(1) 現 況

① 通信用建物

耐震・耐火構造の建物設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防水堤等を設置している。

② 所内設備

ア 建物内に設備する電気通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行っている。

イ 非常用予備電源として、蓄電池および発動発電機を設置している。

③ 災害対策用機器

ア 通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車等を配備している。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するために、非常用可搬型デジタル交換措置と衛星通信車載局を配備している。

ウ 災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために移動電源車を配備している。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備している。

(2) 実施計画

① 災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。

具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。

ア 情報連絡体制の強化

イ 応急復旧用機器等の点検整備

ウ 措置計画の点検確認

- エ 設備記録類の点検確認
- オ 被災危険設備の補強および防護
- カ 回線等の応急措置の準備
- キ 復旧体制の確立

- ② 公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。
- ③ 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は県・市等と連携した地中化を推進する。
- ④ 交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

第3 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)および福井エフエム放送(株)は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、予め定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

(1) 平常時の措置

- ① 災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。
- ② 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

(2) 警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

① 電源設備

- ア 自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保
- イ 蓄電池の点検・充電
- ウ 電力会社に対する受電線確保要請

② 給排水設備

- ア 給排水・消火ポンプの点検整備、燃料補給
- イ 構外設備の補強、緊急資材の配置
- ウ 保有水の把握、管理

③ 中継・連絡回線

- ア NTTに対する回線確保および代用線の要請
- イ 非常用受信機、自営無線回線設備の点検・整備

④ 放送設備、空中線設備

- ア 非常用放送装置の緊急点検・整備
- イ 送受信空中線の緊急点検・補強、予備空中線材料等資材の確保

第 22 節 電力施設災害予防計画

第 1 計画の方針

電力事業者電気事業者は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

第 2 安全化対策

(1) 電力施設の耐震性の強化

予測地震動、施設の重要度を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況および関係法規の改定等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

① 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準などに基づいて設計を行う。

③ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

④ 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア 架空電線路

氷雪、風圧および不平均張力による荷重に耐え得る設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

イ 地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。

それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設するものとする。

⑤ 通信設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

(2) 電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持することならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行う。

(3) 災害対策用資機材等の確保および整備

① 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

② 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

③ 各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

(4) 通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。

(5) 各種防災訓練の実施

北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

(6) 非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたった発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルを事業者毎に早急に作成、あるいは見直しを行う。

第 23 節 ガス施設災害予防計画

第 1 計画の方針

液化石油ガス事業者は、災害時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第 2 液化石油ガス

(1) 施設の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

(2) 保安対策

① 液化石油ガス事業者

地震時における緊急応援体制の整備および地震を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、液化石油ガス事業者および(社)福井県エルピーガス協会は液化石油ガス消費者への保安啓蒙活動を実施する。

② 消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」とあるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、災害時において的確な対応ができるようにする。

第4章 災害応急対策計画

この章は、地震および風水害や雪害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第1節 応急活動体制計画

第1 計画の方針

市および防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

第2 組織計画

(1) 鯖江市災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置または廃止する。

① 設置の時期

- ア 大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合。
- イ 特別警報が鯖江市に発表された場合。
- ウ 鯖江市において震度5弱以上の地震が観測された場合。
- エ その他災害対策本部の設置の必要があると認めた場合。

② 廃止の時期

災害応急対策が概ね完了した場合、または市の地域において災害の発生するおそれが解消し、必要がなくなると認められるとき。

(2) 設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

ただし、市庁舎が被災し、使用不能のときは、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

(3) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、直ちに県および防災関係機関にその旨を通知または報告する。

(4) 設置の公表

災害対策本部を設置したときは、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

(5) 組織および事務分掌

- ① 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- ③ 副本部長代理（危機管理監）は、本部長および副本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ④ 災害対策本部に参加を置き、次に掲げる者をあてる。

教育長

- ⑤ 災害対策本部に本部付を置き、次に掲げる者をあてる。

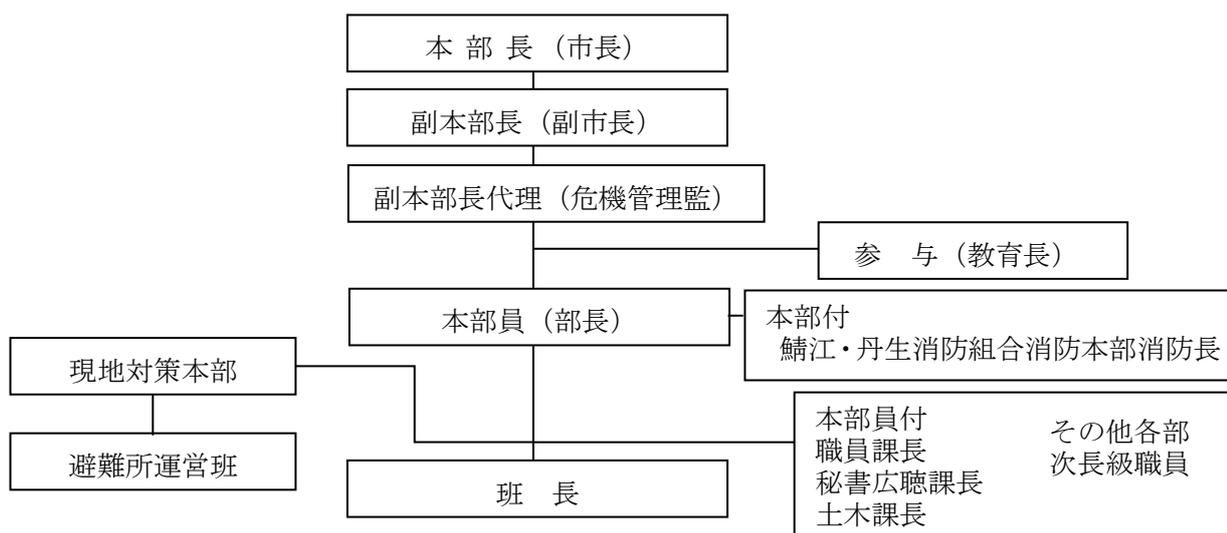
鯖江・丹生消防組合消防本部消防長

- ⑥ 災害対策本部に次の部を置き、部の長は部長とし、次に掲げるものを充て、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の部名	部 長 名	災害対策本部 設置時の部名	部 長 名
総務部	総務部長	都市整備部	都市整備部長
政策経営部	政策経営部長	教育部	教育委員会事務部長
市民生活部	市民生活部長		
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	議会事務局長
産業環境部	産業環境部長		

- ⑦ 各部に班を置き班の長は班長とし、その主な事務分掌は別表のとおりとする。
- ⑧ 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、参与、本部付および本部員をもって組織し、本部長が主宰する。この場合において、本部長は必要により班長その他の班員を会議に出席させることができる。
- ⑨ 本部員により組織される本部員会議は、危機管理監が主催し、次の事項について協議する。
 なお、会議は、本部設置前においても適宜開催するものとする。
- ア 被害状況の把握および災害応急対策実施状況
 - イ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
 - ウ 各部および現地対策本部相互の調整に関する事項
 - エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
 - オ 他団体に対する応援要請に関する事項
 - カ その他重要な災害応急対策および警戒体制に関する事項
- ⑩ 本部員会議に本部員付を置き、次に掲げる者をあてる。
 職員課長、秘書広聴課長
- ⑪ 災害対策本部の組織図については、次のとおりとする。

災害対策本部の組織図



第3 動員計画

災害応急対策活動を実施するため必要な人員を動員配備するための計画である。

(1) 配備体制

災害に対する本市の配備体制は、本部設置前において注意体制、警戒体制、本部設置後において第1配備、第2配備、第3配備とし、災害の規模に応じ順次移動しうる体制とする。

〔配備体制の基準〕

【地震以外の場合】（原子力災害除く）

1 本部設置前

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
注意体制	気象、洪水等の注意報が発表され災害の発生が予想されるとき。	防災関係課等の職員による情報連絡活動が円滑に行いうる体制
警戒体制	1 気象等の警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。	上記の配備を強化し、小規模の災害応急対策を実施するとともに、災害対策本部の設置の場合に備える体制

2 本部設置後

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	1 小規模の災害が発生し、さらに被害の拡大のおそれがあるとき。 2 相当規模の災害の発生が予想されるとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	関係部（班）の職員による情報連絡活動および相当規模の災害応急対策を実施する体制とし、さらに第2配備体制に円滑に移行しうる体制
第2配備	1 相当規模の災害が発生したとき。 2 局部的であるが、大規模の災害が予想されるとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	各部（班）の必要人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い、速やかに第3配備体制に切り替える体制
第3配備	1 大規模の災害が発生したとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	本部の全力をあげて防災活動を実施する体制

【地震の場合】

	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	1 鯖江市で震度4の地震が発生したとき 2 本部長が必要と認めたとき	1 開庁時 ◎ 警戒体制を整える 2 閉庁時 (1) 本部員会議の開催 (2) 各班長、災害対策班、土木班は、本庁集合

第2 配備	1 鯖江市で震度5弱または5強の地震が発生したとき 2 管内で局地に、地震による災害が発生したとき 3 本部長が必要と認めたとき	1 開庁時 (1) 災害対策本部の設置 (2) 基地の設置 (3) 班長、班員は、職場待機 2 閉庁時 (1) 災害対策本部、基地の設置 (2) 本庁職員は、本庁集合 (3) 上記以外の職員は、各勤務施設に集合し、避難施設に指定されている施設については、避難施設の開設準備
第3 配備	1 鯖江市で震度6弱以上の地震が発生したとき 2 管内全般に、地震による重大な被害が発生し、通信網が寸断されたとき	1 開庁時 ◎ 第2 配備と同様 2 閉庁時 ◎ 全ての職員の動員 別表1

別表1

第3 配備で閉庁時の配備内容

災 害 発 生 直 後	(1) 本庁職員は、至急、市役所に集合する。 ① 災害対策本部を開設（避難指示、自衛隊派遣の知事要請、道路交通規制、救助支援要請など） ② 各班事務分掌に基づく本部機能を構築する。 (2) 各地区現地対策本部（基地）職員は、至急、担当の基地（各地区公民館）に集合する。 (3) 上下水道課上水工務グループの職員は、上水道管理センターに集合する。 ※ 職員は、参集途中の人命救助および被害状況をそれぞれの被害情報収集の担当班に報告する。
災 害 発 生 3 時 間 後 で、周 辺 に 火 災 発 生 の な い と き	(1) 各基地の参集職員は、現場維持に必要最小限の職員を残し、本部（本庁）に集合する。 ①各班事務分掌に基づく本部機能の構築
そ の 他	本部との連絡不通の避難施設にあっても、本部との連絡を除き、上記規定を準用する。

(2) 配備体制の決定

【地震以外の場合】（原子力災害除く）

市長（本部長）は、災害の発生が予想されるときまたは災害の状況により配備体制を決定する。

(3) 配備の方法

- ① 職員の配備は、市長（本部長）の指令により各部長が行う。
- ② 各部長は、職員を配備したときはその状況を市長（本部長）に報告するものとする。

(4) 緊急参集および非常招集

職員は、災害応急対策活動を迅速確実に実施するため、次により参集および招集するものとする。

① 緊急参集

防災に関係ある課の職員は、勤務時間以外または休日等において災害が発生し、または発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁するものとする。

② 非常招集

ア 招集体制の整備

各課においては、勤務時間以外または休日等においても、注意報、警報が発せられた場合には、遅滞なく職員の招集が行われるようあらかじめ職員を自宅待機させるとともに職員の招集順位、連絡方法等招集体制を整備しておくものとする。

イ 招集の実施者

各部内の招集は、各部長が行うものとする。

ウ 招集の方法

職員の招集にあたっては、電話、メールまたは急使を派遣する等の方法によるものとする。

(5) 応援のための動員

災害対策活動を行うにあたり、各部課(班)の職員では不足する場合は、当該部長は、市長(本部長)に対し応援のための動員を求めるものとする。この場合、市長(本部長)は、余剰人員およびその他の職員に応援を命ずるものとする。

【地震の場合】

① 活動体制の確立

鯖江市で震度4の地震が発生したときまたは本部長が必要と認めたときは、防災関係職員は直ちに初動活動を実施する。

ア 情報の収集

県、福井地方気象台からの地震情報等の収集

鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部からの被災情報の収集

帰庁者、登庁者からの被災情報の収集

テレビ、ラジオの視聴による地震情報、被災情報の収集

イ 本部員会議の開催

危機管理監は、上記により収集した情報をもとに本部員会議を開催し、災害対策本部の設置等について協議する。

② 動員の伝達

ア 勤務時間中における配備

防災危機管理課長は、庁内放送および庁内電話(各部連絡調整課へ)により職員の配備の伝達を行う。

庁内電話により伝達を受けた各部の連絡調整課長は、各課に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。

イ 勤務時間外における参集

鯖江市で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、すべての職員は、あらかじめ定められた方法により自主的に参集する。

ウ 消防団の動員

災害の状況により災害対策要員の不足が生じるとき、または大規模な災害が発生したとき、ならびに発生するおそれがあるときは、消防団の出動を求めるものとする。消防団員は、市内の秩序維持・避難命令の伝達、誘導避難および救出、救護、負傷者の応急手当などに関することを行う。

エ 防災関係機関および協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令・防災業務計画等の定めるところにより、その所管事務にかかる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市が実施する災害応急対策について、必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

また、協力団体は自らの災害応急処置の実施の遂行に支障のない限り、市の実施する災害応急対策業務に協力するものとする。

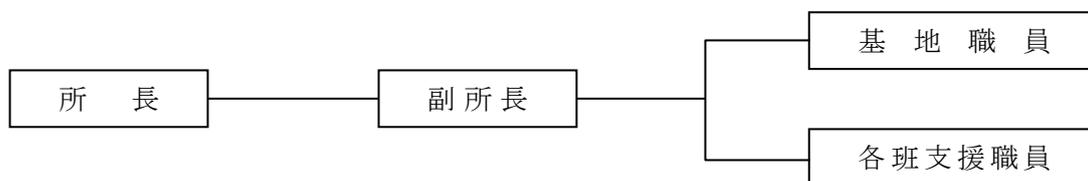
第 4 現地対策本部

- (1) 災害状況により本部長が必要と認めたときは、現地対策本部（以下「基地」という。）を置き、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に係わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、災害対策本部長（市長）に応急対策の実施状況を報告する。

また、基地の廃止は、状況に応じ本部長（市長）が決定する。

- (2) 基地は、各地区公民館（公民館に設置できないときは、最寄りの公共施設）に設置する。
(3) 基地に、所長、副所長その他の職員を置き、あらかじめ本部長（市長）が任命する。

基地職員（あらかじめ市長が任命する）と班の支援職員



職員の業務分担、編成等は、災害の状況に応じ、所長が指示決定する。

所長、副所長に事故あるときは、上席職員が職務を代理する。

- (4) 基地の業務は次のとおりとする。

① 本部との連絡調整に関すること。

(注) 通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

基地を設置したとき

基地を設置してから 2 時間後

その他重要な情報を入手したとき

- ② 区長等関係者との連絡調整に関すること。
- ③ 避難所（自主避難所を含む）の開設要請および連絡調整に関すること。
- ④ 被害状況等の情報収集に関すること。
- ⑤ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- ⑥ その他基地の運営に関すること。

第5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

〈資料編〉

- 4-1-1 主な担当部署一覧表
- 4-1-2 鯖江市防災会議条例
- 4-1-3 鯖江市災害対策本部条例
- 4-1-4 鯖江市災害対策本部事務分掌
- 4-1-5 防災関係機関等連絡先一覧表

第2節 広域的応援対応計画

第1 計画の方針

市は、大規模災害や地震による災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第2 広域応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

市は、国や県等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の被災市町村への応援や本市で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

第3 広域応援要請

(1) 応援要請の判断

市が応援要請の判断をすることを原則とする。ただし、地震被害が市域を越えて同時多発するものであることから、広域的な観点から県が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することができる。

(2) 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

① 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

② 県外からの応援

県外からの応援については、まず、災害時相互応援協定締結都市に相互応援協定に基づく要請を行う。また、必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との県の協定）に基づく要請を県に対し行う。

(3) 受入れ体制

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

- ① 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受入れる。
- ② 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受入れる。
- ③ 自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。
- ④ 民間ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターが行う。

第4 防災活動拠点

適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となるスペースを西山公園区域内に確保する。

第5 防災関係機関の応援等

(1) 災害対策基本法に基づく応援等

① 市町の応援要請

市長は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

ア 災害の状況および応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人員

エ 応援を必要とする場所および活動の具体的内容

② 県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

③ 知事への要請

ア 職員の斡旋

市長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 災害応急対策

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

ウ 災害救助法の適用

- ・災害発生の日時および場所
- ・災害の原因および被害の状況
- ・適用を要請する理由
- ・適用を必要とする期間
- ・既に行った救助処置および行おうとする救助処置

エ 被災者の他地区への移送要請

- ・移送を必要とする被災者の数
- ・希望する移送先と被災者を収容する期間

オ 県への応援要請または応急処置の実施要請（基本法 68 条）

- ・災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- ・応援を必要とする場所、期間

④ 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関の長または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ・災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

・ 応援を必要とする場所、期間

⑤ 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体等に協力を要請する。

(2) 消防の応援

① 県内市町消防に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

② 他都道府県消防機関に対する応援要請

市長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の発生に際し、市民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請する暇がない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

〈資料編〉

- 4-2-2 災害時における相互応援協定（大垣市）
- 4-2-3 災害時における相互応援協定（長浜市）
- 4-2-4 福井県・市町村災害時相互応援協定
- 4-2-18 鯖江市、加賀市災害時相互応援協定
- 4-2-21 鯖江市、知立市災害時相互応援協定
- 4-2-22 災害時相互応援協定（袋井市）
- 4-2-33 鯖江市、村上市災害時相互応援協定

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

市は、災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの
の
手続、受入れ等を定める。

第2 派遣要請基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可
能または困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 派遣の業務内容

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 除雪、水防活動の支援
- (5) 道路または水路の啓開
- (6) 応急医療、救護および防疫
- (7) 人員および物資の緊急輸送
- (8) 炊飯および給水
- (9) 救援物資の無償貸付けおよび譲与
- (10) 消防活動の支援
- (11) 危険物の保安および除去
- (12) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能なもの

第4 自衛隊の情報収集

福井県内において震度5弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等によ
り被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。

市は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第5 派遣要請の手続

市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機対
策・防災課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合における市長から知事、知事から関係
部隊への要請は、電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。この場合において、市長
は、必要に応じて、その旨および市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

- (1) 口頭で要請する場合の連絡事項
 - ア 災害の状況および派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域および活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先

〈資料編〉 4-1-5 防災関係機関等連絡先一覧表を参照

(3) 留意事項

市長は、知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。

- ① 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第 2 項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
- ② 災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
- ③ 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を県に連絡するものとする。

第 6 市長の緊急要請

市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請する暇がない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第 7 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。
- (5) 庁舎、営舎その他防衛庁の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第 8 派遣部隊の受入れ体制

(1) 関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生ならびに必要な現地資材の使用等に関して県、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部と緊密に連絡し協力しあう。

(2) 作業計画および資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ、諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮するものとする。

(3) 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。

(4) 派遣部隊の受入れ

自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

- ① 自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子を配備する。
- ② 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当たり1畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難者との関係を十分に検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。
- ③ 災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。
- ④ 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。
- ⑤ 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。
- ⑥ 食糧等の供給の必要がある場合は、第4章第14節「米穀等食糧の供給計画」、第15節「生活必需品の供給計画」等により調達の手配をする。
- ⑦ ヘリポートの設置等
 - ア 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。
 - イ 吹き流し、発煙筒、**(H)**の標示、警戒人員を配備する。
 - ウ 通信筒投下のとき、+（長さ4m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cmで通信筒を受取ったときの目印し）を準備する。
 - エ 孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食糧が不足しているとき）を準備する。

〈資料編〉3-10-3 ヘリポート適地箇所一覧表を参照

第9 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長および派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第10 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- ① 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- ② 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- ③ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

〈資料編〉4-3-1 自衛隊災害派遣要請書

第4節 ボランティア受入れ計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その活動が円滑に行われるようボランティア自身による自主的な活動環境を西山公園区域内をはじめとして各地域に整備する。

第2 ボランティアの受入れ体制

(1) 県の支援

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、必要に応じて災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、県災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市と情報交換を行い、被災地におけるニーズに応じたボランティアの調整および斡旋を行う。

(2) 市の支援

市は、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、鯖江市災害ボランティアセンター連絡会と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整および斡旋を行う。

また、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援する災害ボランティア本部と連携をとりながら、ボランティアの調整および斡旋を行う。

さらに、ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、県災害対策本部に対し必要とされる分野や人数等の情報提供を行うとともに、直接市を訪れるボランティアの受入れ体制を早急に確立する。

第3 ボランティアの活動体制および活動拠点

あらかじめボランティアを必要としている分野等の活動内容の情報提供や特殊技能を有するボランティアに対する活動の場の提供など、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じ防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

① 作業計画および資機材等の準備

他の支援隊と重複しないよう効率的な計画を作成し、必要な資機材等がある場合は準備する。

なお、混乱が予想されることから、民間団体等の組織には権限を委譲する。

また、個人単位のボランティアはあらかじめリーダーを決め、その指揮下に入ってもらふこととする。

② ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入れおよび活動を円滑に行うため、ボランティア班は、毎日作業前と終了後あらかじめ定めた時間にボランティアリーダーおよび民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

第4 奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、区長会、女性、青年、壮年等の各種団体および民間組織の協力を得て、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

(1) 日本赤十字社福井県支部の協力

- ① 日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、鯖江市の市域に救護班および現地医療班を出勤させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。
- ② 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(2) 民間奉仕団体および活動範囲

① 奉仕団の編成

ア 赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に赤十字奉仕団を編成し、民間奉仕団と連絡を図り、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ 町内会

(ア) 局地災害の場合は、隣接町内会は積極的に協力するものとする。

(イ) 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

(ウ) 区長会連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

ウ その他各種団体および有志者

女性、青年、壮年等の各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

② 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長および班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をするものとする。

③ 奉仕団の協力活動範囲

ア 被災者の避難誘導

イ 被災者の救出および保護

ウ 被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し

エ 清掃および防疫

オ 災害応急対策用物資、資材の輸送

カ 食糧、衣料等の物資の配給

キ 救援物資の整理、輸送

ク 被災者の家財の監視

ケ 救援隊、自衛隊に対する協力

コ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

サ その他応急対策活動の協力

第5節 通信運用・情報収集伝達計画

第1 計画の方針

市は、災害に関する各種の情報収集は、災害応急対策を樹立するための基本となるものである
ので、本部および防災関係機関のそれぞれの組織は、より迅速かつ正確に行える体制を整える。

第2 災害に関する情報の収集および伝達

(1) 情報収集

発生した災害または発生するおそれのある災害に関する情報は、細大もらさず収集するよう努
めるものとし、情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の活用によ
り、現場の状況や情報伝達体制を確立するものとする。また、気象警報等の発表時には、自主避
難および市の避難指示等判断の目安とする。おおよそ次の事項について情報収集にあたるもの
とする。

- ① 火災の発生の状況
- ② 建物の倒壊状況
- ③ 死者、負傷者の人的被害の発生状況
- ④ 電気・水道等の被害状況
- ⑤ 道路、橋梁の被害状況
- ⑥ 住民の動向
- ⑦ その他必要な事項

(2) 情報伝達

収集した情報は、必要に応じ速やかに広報するものとする。なお、広報計画は、次節に定め
るとおりとする。

また、市および各防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い災害応急対
策が円滑に実施できるように協力するものとする。

(3) 調査方法

被害の状況調査は、「鯖江市被害状況報告要領」に基づいて行うものとし、市民の生命および財
産に関する事項ならびに市の管理する施設について、各班、基地が調査し政策経営部（情報統計
班）が集計するものとする。

- ① 被害の程度の調査にあたっては、各班、基地の連絡を密にして、相違や重複のある被害状況
については調整するものとする。
- ② 被災世帯人員等については、現地調査のみではなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正
誤を確認しなければならない。
- ③ 全壊・半壊等により死者および負傷者が出た場合は、その氏名、住所および年齢等を速やか
に確認するものとする。

(4) 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部署は、職員の
報告内容を政策経営部（情報統計班）に報告する。

(5) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

(6) 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

特に災害初期の状況は、自主防災組織等と連携し直ちに市に通報されるよう、住民による情報収集伝達体制を確立しておく。

第3 異常現象発見者の通報義務

(1) 災害対策基本法第54条の規定により、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長に通報し、市長は速やかに県、福井地方気象台およびその他の関係機関に通報しなければならない。

(2) 市長が通報すべき事項

- ① 竜巻、強い降ひょう等の著しく異常な気象現象があったとき。
- ② 異常な河川水位、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ③ 火災があったとき。
- ④ 震度4以上の地震があったとき。
- ⑤ 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。
- ⑥ その他災害に関する異常な現象があったとき。

(3) 福井地方気象台への通報方法

原則として、加入電話（0776-24-0132）または電話FAX（0776-24-1252）により行うものとする。

第4 県等への報告

災害発生後に調査収集した被害状況等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に報告する。なお、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知したときや、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）は、直接、総務省消防庁に報告する。また、県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（総務省消防庁）に報告を行い、事後県との連絡が取れるようになった場合は、速やかに県に報告する。

また、隣接市町が被災したときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、隣接市町における被災状況等の積極的な情報収集に努め、収集した情報を速やかに県に報告する。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により報告するものとする。

(1) 報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部市民生活部長とし、災害対策本部が設置されていない場合は、防災危機管理課長とする。

(2) 報告の基準

被害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合に報告するものとする。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 市が災害対策本部を設置したとき
- ③ 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一被害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対し、国・県の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の条件に該当する被害に発展するおそれがあるもの
- ⑥ その他災害の状況およびそれぞれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの
- ⑦ 注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの

(3) 報告の種類

災害状況報告の種類は、次のとおりとする。

- ① 災害即報 災害を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で行う
- ② 災害確定報告 応急対策が終了した後 10 日以内に報告する
- ③ 災害年報 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について翌年 4 月 15 日までに災害毎に報告する

(4) 報告の方法および報告先

災害即報は、福井県に対して、災害の概況・被害の状況および応急対策の状況を福井県防災行政無線または一般加入電話により報告するものとし、災害確定報告および災害年報は、被害状況の詳細について文書で報告するものとする。

[収集すべき情報項目および情報収集源]

(1) 警戒段階 (災害発生前における情報項目および情報収集源)

情報項目	情報の内容	収集源
雨量等の気象情報の収集	・ 予警報の内容 ・ 降雨(雪)量 ・ 河川の水位等	気象台(県) 各雨量観測実施機関 各水位観測実施機関 住民
地域の災害情報の収集	・ 河川周辺地域および災害危険個所における発災危険状況	市、消防機関

(2) 発災段階 (災害発生直後における情報項目および情報収集源)

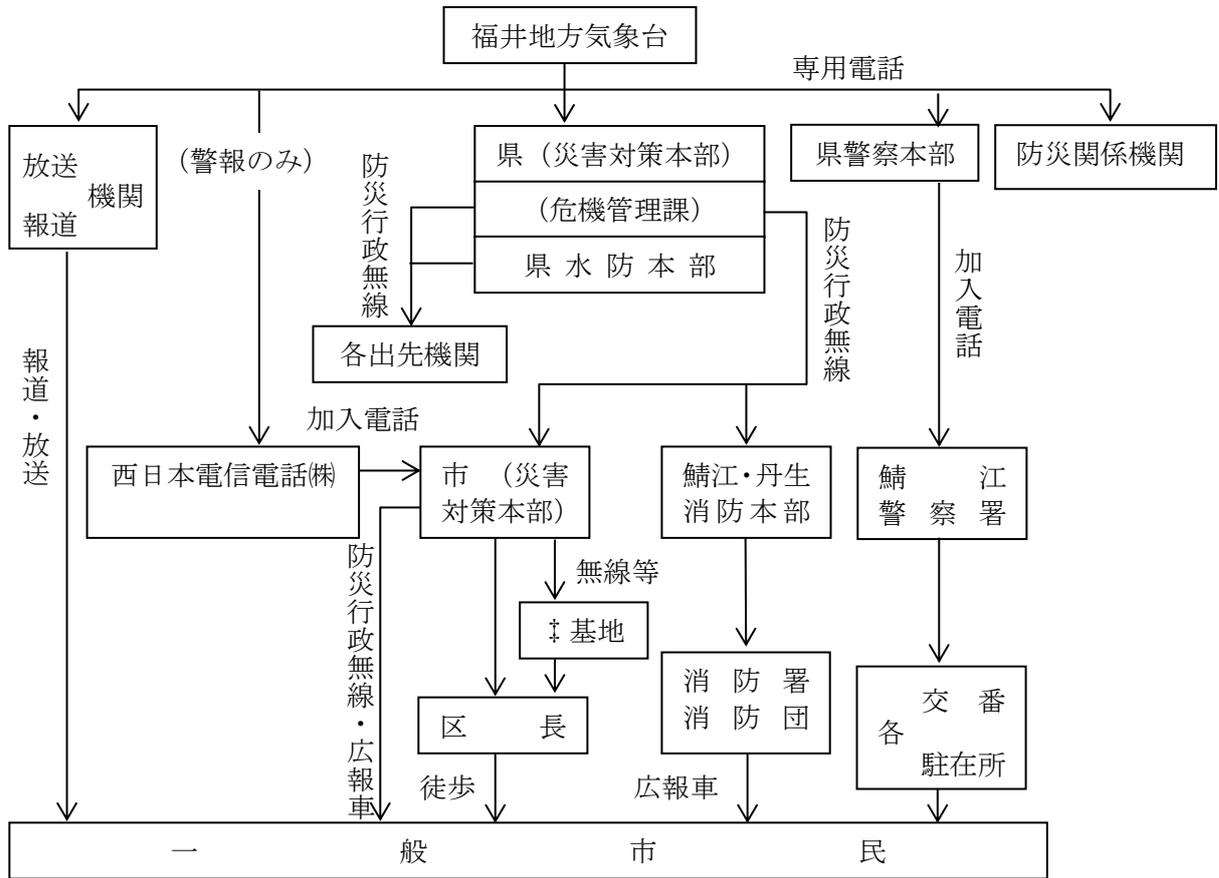
情報項目	情報の内容	収集源
発災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫状況 ・土砂災害の発生状況 ・発災による物的、人的被害に関する情報 ・ライフラインの被災状況 ・工場、化学施設内の発災状況 	市、消防機関等の職員 住民 ・各施設管理者 各ライフライン関係機関
住民の避難状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施状況 	避難所管理者 住民

(3) 復旧段階 (災害復旧における情報項目および情報収集源)

情報項目	情報の内容	収集源
全体的な被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式に基づく物的、人的被害の確定値 	市各部
住民の避難に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所周辺の状況 ・開設された避難所名、収容人員等 	避難所管理者
ライフライン等の復旧見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・各ライフラインの復旧状況 	各ライフライン関係機関
各関係機関の応急復旧対策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧工事等の進捗状況 ・食糧物資等の調達支給状況 ・環境対策情報等 	各防災関係機関 市各部

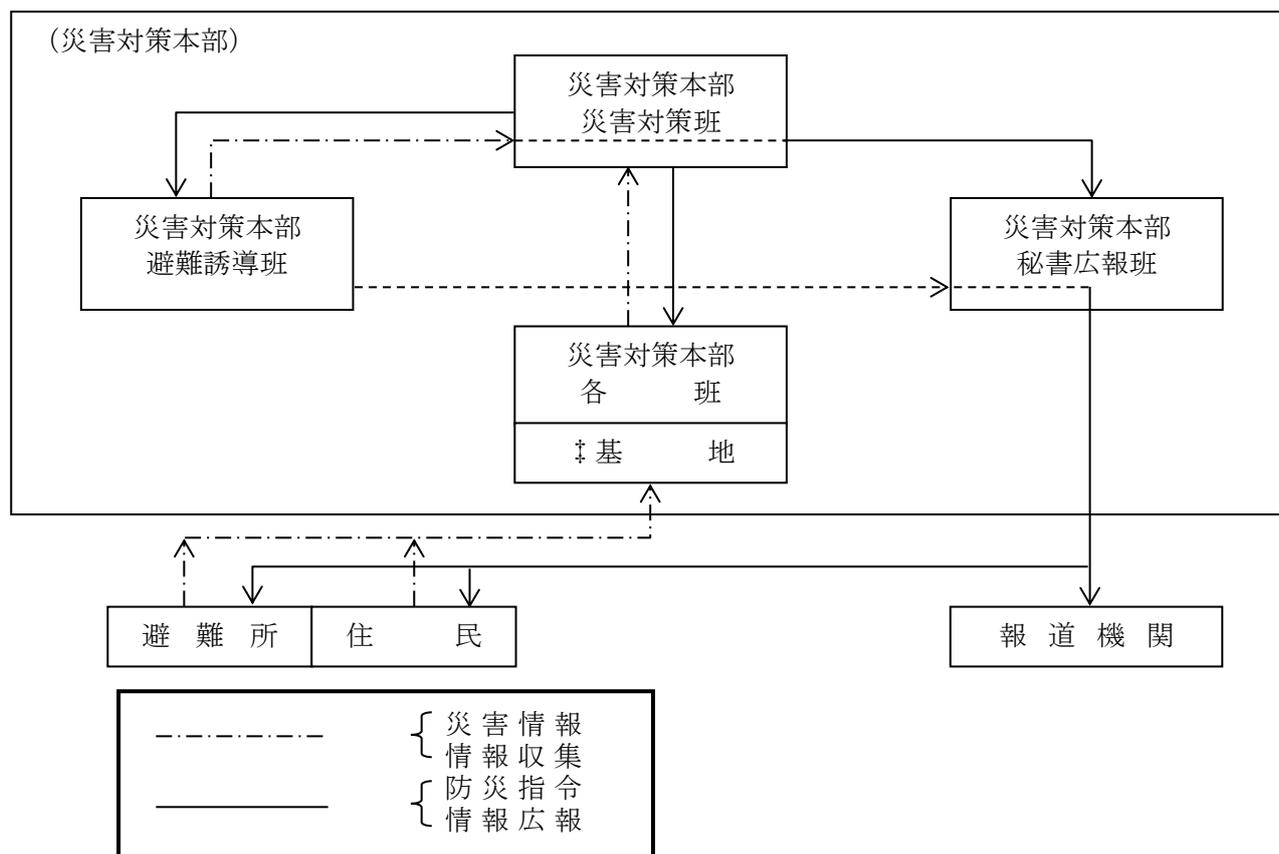
(4) 災害情報の流れ

① 気象台が発する気象等予警報の伝達系統



‡ 西山公園防災活動拠点を含む

② 防災指令および災害情報等の伝達系統



第5 災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信手段の確保を図る。

第6 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

市および防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、または防災行政無線通信により速やかに行う。

(2) 通信の統制

災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第7 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 気象特別警報の伝達

市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

(2) 気象警報等の伝達

市は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

(3) 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市は土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報および指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

(4) 警報等気象情報の伝達

市は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

〈資料編〉

- 4-2-7 災害時における緊急情報放送に関する協定書
- 4-5-1 鯖江市被害状況報告要領
- 4-5-2 鯖江市防災行政無線局管理規程

第6節 広報計画

第1 計画の方針

市は、災害に関する情報および被害状況ならびに市の災害応急対策の実施状況等を速やかに広報し災害時における社会秩序の維持および人心の安定を図る。

第2 災害広報活動の実施

秘書広報班は、各部(班)と相互に緊密な連絡を取り、統制のとれた迅速な情報の発表に努める。

(1) 情報の収集と発表

- ① 各部は、災害に関する情報と写真を秘書広報班に提供する一方、秘書広報班は必要に応じ班員を現地に派遣して情報の収集ならびに取材を行う。
- ② 災害情報や市の災害応急対策等は、広報担当者を通じ、原則として定時に報道機関に発表する。

なお、特に重要な事項の発表については、事前に県および関係防災機関に通報するものとする。

③ 報道機関に対する情報発表

あらかじめ記者発表室を設置し、収集した災害に係る情報や対策等は、原則として広報担当者を通じて定期的(概ね4時間毎)に各報道機関に発表するものとする。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

(2) 市民に対する広報

報道機関に対する積極的な報道依頼のほか、広報車、広報紙および公共施設等の掲示物等ならびに自主防災組織を通じ主として次に掲げる事項について広報を行う。

【地震以外の場合】(原子力災害を除く)

- ① 気象関係予報、警報等
- ② 災害の現況および予測
- ③ 市その他防災関係機関の応急対策状況
- ④ 交通機関の運行状況および交通規制状況
- ⑤ 避難措置その他住民の保護措置
- ⑥ 治安、警備の士気高揚その他住民の相互扶助の高揚に関する事項
- ⑦ 住民の生活確保、指導に関する措置

【地震の場合】

- ① 地震発生直後の広報
 - ア 地震等に伴う二次災害の予測
 - イ パニック防止の呼びかけ
 - ウ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保
 - エ 出火防止の呼びかけ
 - オ 人命救助の協力呼びかけ
 - カ 被害状況の概要(建物破壊、火災発生時等)

- キ 応急対策実施状況
- ク ガス漏れ・電線の感電注意等留意事項の広報
- ケ 不用不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ
- コ その他必要な事項

② 災害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 地震等に伴う二次災害の現況
- イ 被害情報および応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ デマ・流言の打消情報
- オ 生活関連情報
 - (ア) 電気・ガス・上下水道・電話の復旧状況
 - (イ) 食糧、生活必需品の供給状況
- カ 通信施設の復旧状況
- キ 道路交通状況
- ク 交通機関の運行状況
- ケ 医療機関の活動状況
- コ その他必要な事項

③ 避難施設避難者への情報伝達

市は効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。

(3) 災害広報資料の収集および保存

各部は、災害に関する資料・写真を積極的に収集し、秘書広報班に提供するものとする。秘書広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害写真・災害ビデオ等を作成し、有効的に活用するように努めるものとする。

(4) 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

〈広 報〉

処 理 事 項	
<p>発災後から3時間後まで</p>	<p>★ 住民広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 危険地域住民への呼びかけ ② 余震、二次災害危険の見通し ③ ガス漏れ、火気使用注意、電線の感電注意等の注意事項の呼びかけ ④ 不用不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ <p>★ 放送局への放送依頼（県を通じて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 ② 避難所の指定 <p>★ その他関係機関（電気、交通機関等）への広報依頼および情報提供依頼</p>
<p>3時間後から24時間後まで</p>	<p>★ 住民広報</p> <p>上記の項目以外に次の項目を広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① デマ、流言の打消情報 ② 道路交通情報 ③ 上水道飲用注意 ④ 炊き出しの案内（避難施設毎に区長を通して広報） ⑤ 電気、電話等の復旧見込み ⑥ 医療機関情報 <p style="text-align: center;">★ 報道機関への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 記者発表室の設置 ② 被害状況の発表、報道依頼 ③ 発表ルールの明確化 <p>記者発表室を設置し、定期的（概ね4時間毎）に発表</p> <p>★ 写真班の派遣</p>
<p>24時間後から72時間後まで</p>	<p>★ 住民広報</p> <p>上記の項目以外に次の項目を広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安否情報 ② 生活必需品配布情報 <p>★ ボランティアへの広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受付場所 ② 必要人員、業務内容

広報用放送文例（地震の場合）

<p>発 生 直 後</p>	<p>こちらは、鯖江市役所です。ただ今、〇〇に大きな地震がありました。あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。ガスの元栓をしめてください。電気配電盤のブレーカーを落としてください。テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。</p>
<p>発生から数時間</p>	<p>こちらは、鯖江市役所です。さきほどの地震は震度〇と発表されました。ゆれは次第におさまってきています。落ち着いて行動してください。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにしてください。テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。</p>
<p>避 難 誘 導</p>	<p>こちらは、鯖江市の災害対策本部です。ただ今の地震により、〇〇地区で火災が発生し、△△方向へ燃えひろがる危険があります。〇〇地区のみなさん、△△公園へ避難してください。避難する際は、次の事に注意してください。荷物は最小限にしてください。車を道路に乗り捨てないでください。警察官等の指示にしたがってください。</p>
<p>被 害 状 況</p>	<p>こちらは、鯖江市の災害対策本部です。〇〇地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、電話が各所で分断されています。テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。</p>

第3 指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施するものとする。重要な事項の広報については、事前に県、市および関係防災機関に通報する。

第4 災害時情報通信システムの活用

避難所との情報の相互交換が可能なパソコン通信を活用した情報通信システムが構築された際には、これを活用する。

第7節 避難計画

第1 計画の方針

市は、住民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難情報の種類

	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none">・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況・堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	<ul style="list-style-type: none">・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動をとる。・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。・指定緊急避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待機等を行う。
緊急安全確保	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none">・人的被害の発生または切迫した状況	<ul style="list-style-type: none">・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

第3 実施責任者および基準

(1) 避難の準備情報、指示

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準 〔 検 討 の 時 期 〕	そ の 他
避難のための立退きの準備その他の措置	市長	立ち退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まった場合 【水害】 ・河川水位が一定時間後に避難判断水位もしくは氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達すると予測される場合等 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達した場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	

避難の指示	市 〔災害対策基 本法第 60 条〕 長	立退きの指示 および立退き 先の指示	災害が発生し、または発生するおそれある場合において特に必要があると認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> 【水害】 ・河川水位が避難判断水位に到達かつ降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合等 ・異常な漏水等堤防の決壊につながるおそれがある場合 ・内水地域で浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合 <ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みがある場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象が発見された場合（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等） 	速やかに知事へ報告 避難の必要がなくなったときは直ちに公示するとともに知事へ報告
	知事またはその命を受けた職員 〔水防法第 29 条 地すべり等防 止法第 25 条〕	立退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合	鯖江警察署長に通知
水防管理者 〔水防法第 29 条〕		洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合		

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準 〔検討の時期〕	その他
避難の指示	警察官 〔災害対策基本 法第 61 条〕	立退きの指示 および立退き 先の指示	市長が避難のための立退きを 指示することが出来ないと認め るときまたは市長から要求 があった場合	直ちに市長に通知 速やかに知事へ報告 避難の必要がなくなっ たときは直ちに公示す るとともに知事へ報告
	警察官 〔警察官職務 執行法第 4 条〕	警 告 避 難 の 措 置	危険な状態が切迫したと認め られるときは、警告を発し、ま たは特に急を要する場合にお いては危害を受けるおそれあ る者に対し、必要な限度で避 難の措置をとる	順序を経て公安委員会 に報告
	自衛官 〔自衛隊法 第 94 条〕	避難について 必要な措置 (警察官がそ の場にはない 場合に限り)	災害により危険な事態が生じ た場合において警察官がその 場にはない場合に限り災害派 遣を命ぜられた部隊等の自衛 官は避難について必要な措置 をとる	順序を経て防衛庁長官 の指定する者に報告
緊急安全確保措置	市 長 〔災害対策基 本法第 60 条〕	緊急安全確保 措置（高所へ の移動、近隣 の堅固な建物 への待機等）	災害が発生し、またはまさに 発生しようとしている場合 において、避難のための立ち 退きを行うことにより、かえ って人の生命または身体に危 険が及ぶ恐れがあり、かつ、 事態に照らし緊急を要すると 認めるとき 【水害】 ・ 氾濫発生情報、大雨特別警 報（浸水害）が発表されたとき 等 【土砂災害】 ・ 大雨特別警報（土砂災害）が 発表されたとき等	速やかに知事へ報告 避難の必要がなくなっ たときは直ちに公示す るとともに知事へ報告
	知事およびその命 を受けた職員・水 防管理者 〔水防法第 29 条〕	緊急安全確保 措置（屋内で の待機等）	洪水によって氾濫によるより 著しい危険が切迫していると 認められるとき	
退 去 等	消防吏員または消 防団員 現場にいる警察 官 〔消防法第 28 条〕	その区域から の退去、出入 りの禁止もし しくは制限	火災その他の災害現場におい て、消防警戒区域を設定する	
	消防長または消 防署長、警察署長 〔消防法 第 23 条の 2〕		火災警戒区域を設定する	警察署長は直ちに消防 長に通知

災害が発生し、または発生するおそれある場合において、市民の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事す

る者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限、禁止または退去を命じる。

警戒区域を設定した場合は、鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合消防本部にその旨を通報し、警察官等と協力して当該区域からの退去、立入りの制限、禁止を実施する。警戒区域が小規模の場合は、バリケードの設置またはロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合は道路を封鎖する。

(2) 避難指示等の判断基準の策定

市は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定する。この場合、雨量、河川の水位（氾濫危険水位（特別警戒水位）、避難判断水位、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努めるものとし、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し修正を図る。

① 避難指示等の発令方法

市は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令するものとする。また、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難指示および緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の情報を発令する等により、円滑な避難に努めるものとする。特に、避難行動要支援者の避難について、避難が夜間におよぶおそれがある場合には、日没前に避難が完了できるよう高齢者等避難の情報を活用するなど、着実な情報伝達および早い段階での避難の促進に努めるものとする。

市は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上への退避等の安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。

なお、市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

② 避難指示等の発令内容

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的にわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。

③ 避難指示等助言

市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 避難指示等実施責任者の代理

市長が実施責任者となる避難指示等が発令するときに、市長に事故がある場合は次の順位で避難指示等の実施を代理する。

① 副市長（副本部長）

② 危機管理監（副本部長代理）

(4) 避難指示等の伝達

市民等への避難指示等の伝達は、防災行政無線（同報系）・広報車・サイレン・緊急一斉配信メール・市ホームページ・SNS (social networking service) ・こしの都ネットワークおよびたんなん夢レディオ等多様な情報伝達手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

また、避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。避難指示等の伝達は、共通の情報を多様な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達すべきである。危機的な状況になった場合は、市長から居住者・施設管理者等に直接呼びかけることも考えられる。対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える必要があることから、市は、予めマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておくよう努めるものとする。

伝達の内容は次のとおりとする。なお、詳細については、別途マニュアルを作成するものとする。

- ① 避難指示等の伝達者の名称
- ② 避難指示等の実施者
- ③ 避難指示等の理由
- ④ 対象となる地域（地区名等）
- ⑤ 避難先、避難経路等
- ⑥ その他注意事項

また、避難のための立退きを指示し、立退き先を指示した場合は、次の事項について知事に報告するものとし、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し知事に報告するものとする。

- ① 避難指示等の理由
- ② 避難指示等した地域
- ③ 世帯数および人員
- ④ 立退き先

第4 避難の区分および誘導等

(1) 避難の区分

事前避難 暴風・山崩れ等のおそれがある場合は、気象予警報等により数時間前には高齢者・子供・病人等要配慮者をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。

緊急避難 地震・火災・山崩れ等により事前避難の暇がなく著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。

収容避難 一時的な避難場所から、必要に応じて市指定避難所へ移動収容させる。

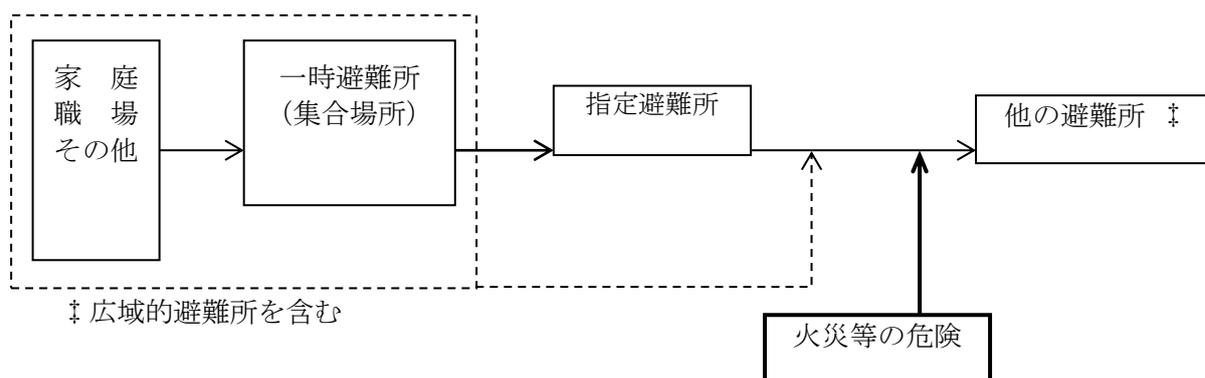
避難のための立退きの万全を図るため、避難場所・避難経路および避難上の心得をあらかじめ市民に周知徹底しておくものとする。

(2) 避難の経路および誘導

避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、避難経路を適切に選定するとともに、誘導責任者および誘導員を定めておくものとする。また、市職員は、警察官または消防職（団）員等避難措置の実施者や、自治会単位の防災リーダー等避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先して誘導する。

- ① 避難指示等が出された場合、市は警察署等の協力を得て、町内公民館・社寺広場等の一時避難所（集合場所）に避難住民を集合させたのち、必要に応じてあらかじめ指定してある指定避難所または避難所（指定緊急避難場所）に誘導する。
- ② 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示、なわ張り等をする他、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、船艇またはロープ等の資機材を利用して安全を図る。
- ③ 避難開始とともに警察官、消防職員等により警戒区域等を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り、警ら・警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。
- ④ 火災・浸水等で最初の避難所が危険と判断された場合、他の避難所へ移動する。

避難のパターン



第5 避難所の開設、収容

(1) 避難所の選定

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、災害の態様に応じ、迅速かつ適切に選定し、その他の公共施設および神社、寺院、広域的避難所等を応急的に整備して使用する。ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て、公園等にプレハブまたはテントを設ける。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(2) 対象者

- ① 災害によって被害を受けたもので、居住の場所を失った者
- ② 災害によって被害を受けるおそれのある者で、避難指示等を受けている者または、緊急に避難することが必要である者

(3) 開設方法等

- ① 市長は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事および関係者に情報提供または通報するものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努めるものとする。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。

- ② 市長は、指定避難所を開設したときは避難収容すべき者を誘導保護するとともに、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供するものとする。情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話またはメール等で情報提供する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 避難箇所数・避難世帯数および人員数

ウ 開設期間の見込み

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

第6 避難所の管理、運営

(1) 管理・運営主体者

避難所の管理・運営は、行政避難所担当者、施設管理者および自主防災リーダー等が協力して災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安または二次的災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 避難所における業務

避難所における業務等については、「避難所管理・運営マニュアル」を策定し、各避難所へ配備しておくものとする。なお、関係者は内容について熟読し、避難所の円滑な管理・運営に努めるものとする。

避難所の管理・運営主体者は、避難所を開設したときは、速やかに市災害対策本部に報告しなければならない。

(3) 避難所の運営において留意する点

市は、避難所の運営にあたっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、市は、災害情報インターネットシステム（福井県防災ネット）を活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努めるとともに、避難所の管理・運営主体者が相互に助けのある自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする

特に、避難所に高齢者、障がい者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努めるものとする。

また、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

また、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためポスターを掲載するなど、女性や子供の安全に配慮するよう努めるものとする。

さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難所自治組織

で協議を行う。

(4) 自治組織等との連携

避難所生活では、避難所の情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

第7 避難所外避難者の把握および支援

(1) 避難所外避難者の把握

市は、車中泊等の指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努めるものとする。

(2) 必要な支援の実施

市は、車中泊等の避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行うよう努めるものとする。

(3) エコノミークラス症候群の予防

市は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、予防方法を周知するよう努めるものとする。

第8 自主避難

(1) 自主避難所

市民から自主避難受入の要望があったときは、地区基地所長および基地職員により各地区公民館を自主避難所として開設し、避難所班により自主避難者を受け入れる。

(2) 開設方法

市長は、自主避難所を開設したときは避難収容すべき者を誘導保護するとともに、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供するものとする。情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、とりあえず電話またはメール等で情報提供する。

- ① 自主避難所開設の日時および場所
- ② 自主避難箇所数・自主避難世帯数および人員数
- ③ 開設期間の見込み

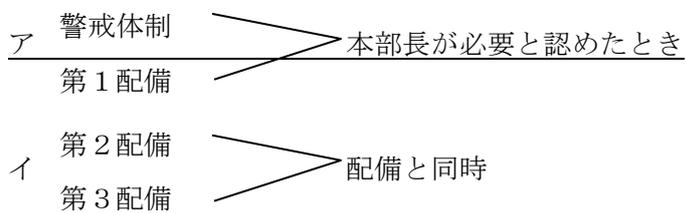
〈避難所の管理〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<ul style="list-style-type: none">★ 避難所開設の準備① 避難所の選定② 施設管理者の招集③ 災害の状況、要避難状況の把握④ 広報の調整⑤ 避難所の開設要領（(3)のとおり）

<p>3 時 間 後 か ら 24 時 間 後 ま で</p>	<p>★ 需要の把握 ① 避難者数の把握</p> <p>★ 避難者の受入れ ① 備蓄物資の蔵出し ② 各班との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食 ・ 生活必需品等 ・ 給水 ・ 医療救護 <p>★ 人員および物資の配置</p>
<p>24 時 間 後 か ら 72 時 間 後 ま で</p>	<p>★ 救援物資の受入れ 基地へ必要物資の請求</p>

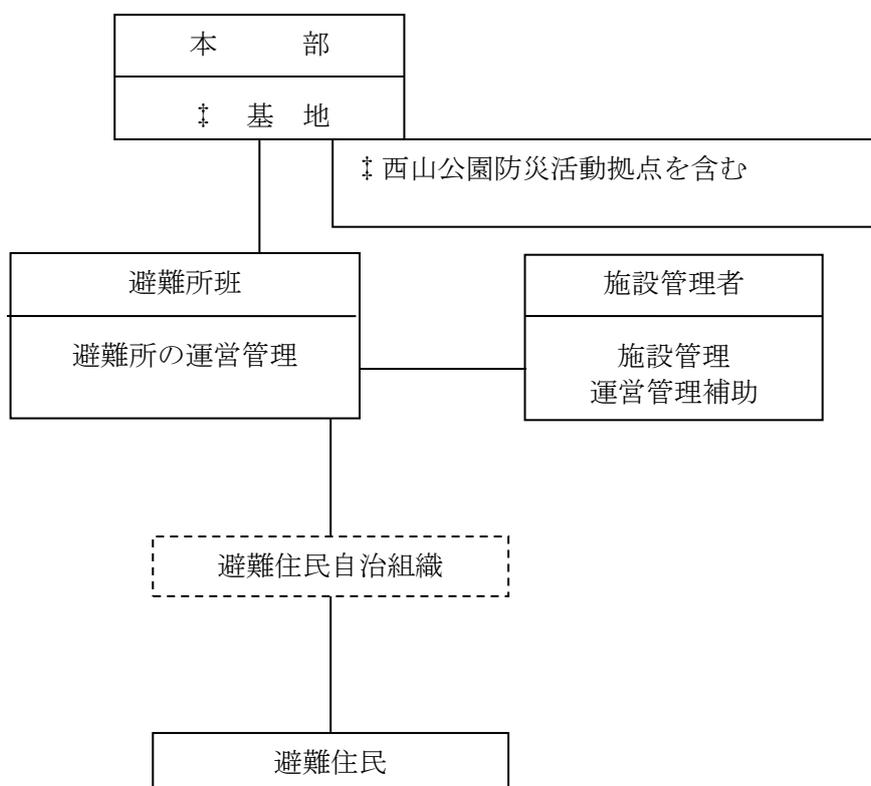
(3) 避難所の開設要領

① 開設基準



② 開設要領

- ア 施設管理者は、勤務時間内外にかかわらず事由発生と同時に施設を開放
- イ 避難所班の職員を避難施設に派遣する。



第9 避難の事前準備留意事項

(1) 事前準備

- ① 火気の取扱いに注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- ② 台風期には風水害に備え家屋の補強を行い、浸水の予想される場合には、家財を高所に移動させること。
- ③ 会社、工場等事業所にあつては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、万全の措置を講じておくこと。
- ④ 浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイト、生石灰等危険物の安全管理および電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。
- ⑤ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2) 避難時の留意事項

- ① 避難の誘導にあつては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先させ、徒歩により行わせること。
- ② 避難にあつては、非常持ち出し袋、食糧、水筒、必要最小限度の着替え等を携帯すること。
- ③ 服装はできるだけ軽装とし、必ず帽子等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。
- ④ 防雨、防寒衣を携帯すること。

第10 学校の避難計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市内各学校等の校（所・園）長は、園児・児童・生徒を安全な地域に移動させ、人的被害を防止しまたは軽減するために各学校毎に避難計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児・児童・生徒に周知徹底させるものとする。

登校前・下校後においては、一般避難計画に定めるところとし、在校中は、各学校毎の避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して地区毎に避難させる等の措置を講じるものとする。

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(1) 第1次避難

消防法に基づく学校の消防計画により避難を行うものとし、常に非常出口を明示し、災害の場合児童生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

(2) 第2次避難

災害が学校を含む周辺の地域に及ぶ場合は消防機関、警察署と連絡を密にし、第2次避難場所に避難させ収容する。

〈文教対策〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<p>★ 被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況報告の指示 ② 情報連絡員の各学校への配置 <p>★ 学校施設の緊急使用のための関係者との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設管理者の招集 ② 施設の開放 ③ 避難民の受入れ
3時間後から24時間後まで	<p>★ 休校等応急措置の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校の避難民、災害復旧機関への優先的開放 ② 休校 ③ 児童、生徒の安全確保 ④ 通学路の被害状況等の確認 ⑤ 保護者への引渡し、集団下校

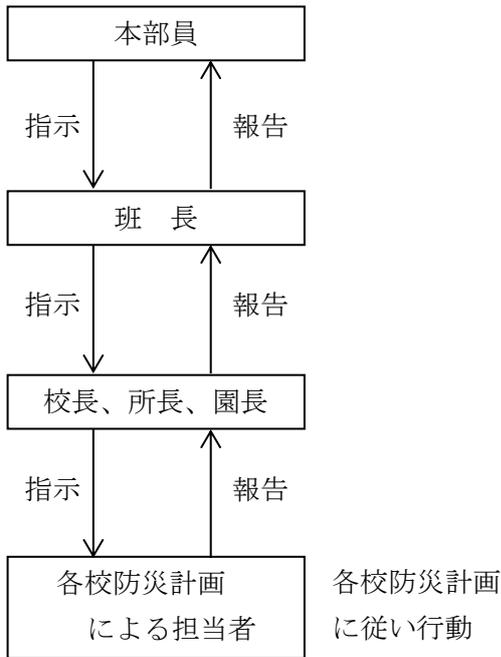
24時間後から72時間後まで

★ 応急復旧作業の調査

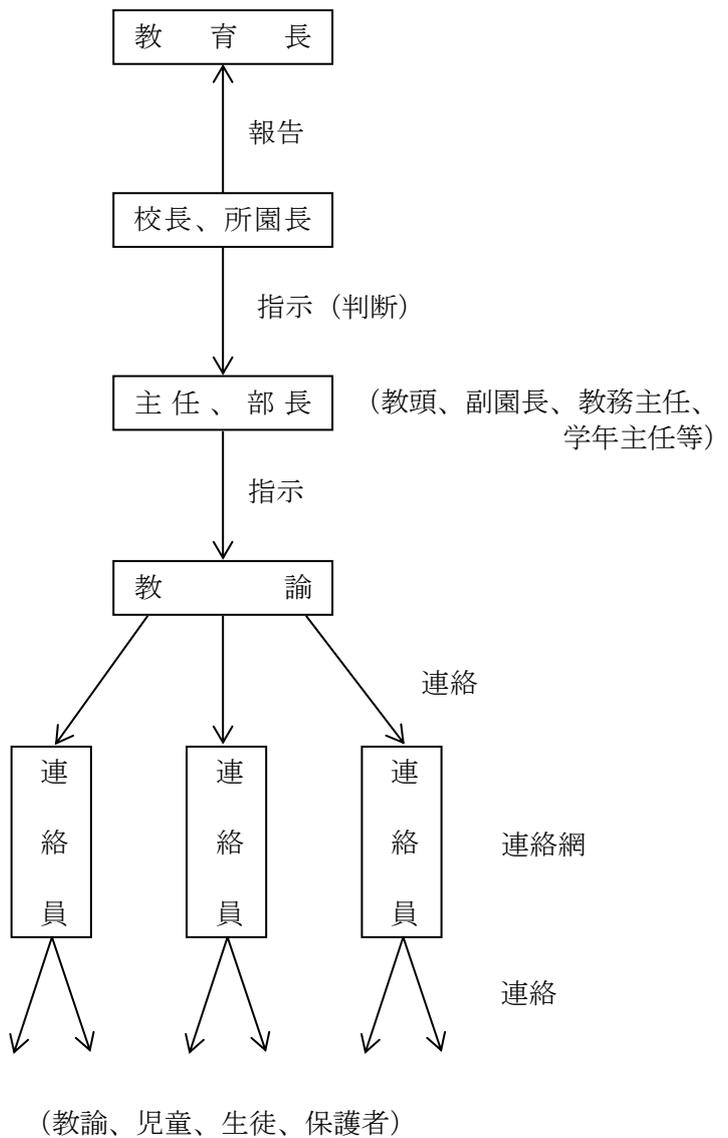
★ 応急授業の準備

- ① 避難施設管理者との協議
- ② 校舎の補強、安全確認
- ③ 応急教育施設の確保
- ④ 通学路の安全確認
- ⑤ 教職員の確保
- ⑥ 児童、生徒への通知
- ⑦ 学用品、教科書の被害状況調査

地震発災時マニュアル



＜ 緊急連絡体制 ＞



※指示事項

○地震発生から1時間後まで

- ① 被害状況報告
- ② 調理場、実習室、実験室等の火気（危険物）の始末

○1時間後から24時間後まで

- ① 休校等の検討
- ② 児童、生徒の安全確保状況
- ③ 通学路の被害状況等の確認
- ④ 保護者への引き渡し、集団下校の検討

○24時間後から72時間後まで

- ① 通学路変更等の検討
- ② 教職員の確保状況
- ③ 児童、生徒への通知事項
- ④ 学用品、教科書の被害状況調査

第 1 1 社会福祉施設における避難計画

(1) 避難措置

消防法に基づく各施設の消防計画により、消防機関との合同訓練を年 2 回以上行い、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

特に、高齢者等要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

① 災害発生時

※各福祉施設非常時対応マニュアル（次頁）により行動

② 災害発生により被害が出た場合

ア 負傷者および建物等被害状況確認

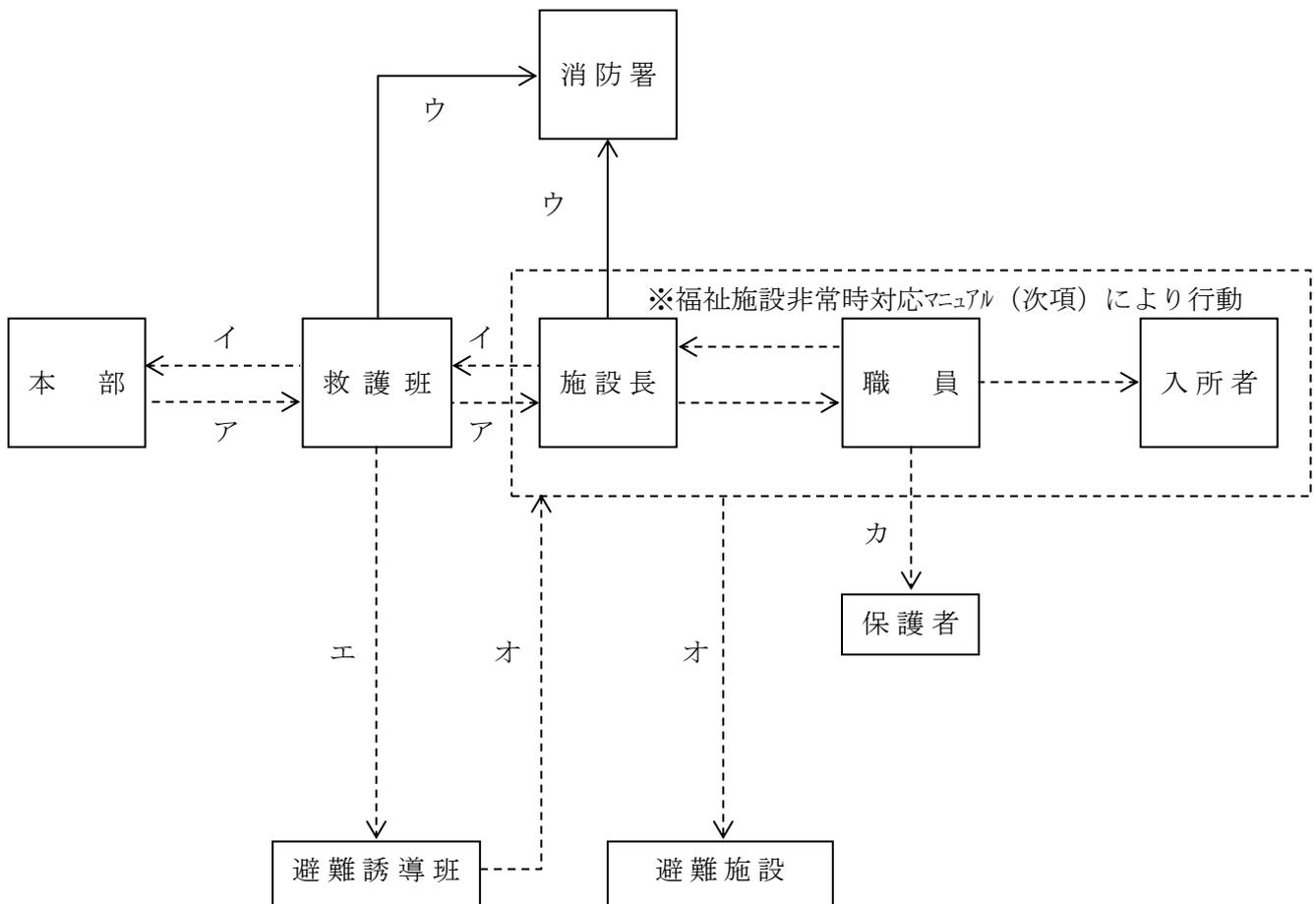
イ 負傷者および建物等被害状況報告

ウ 消防署へ連絡

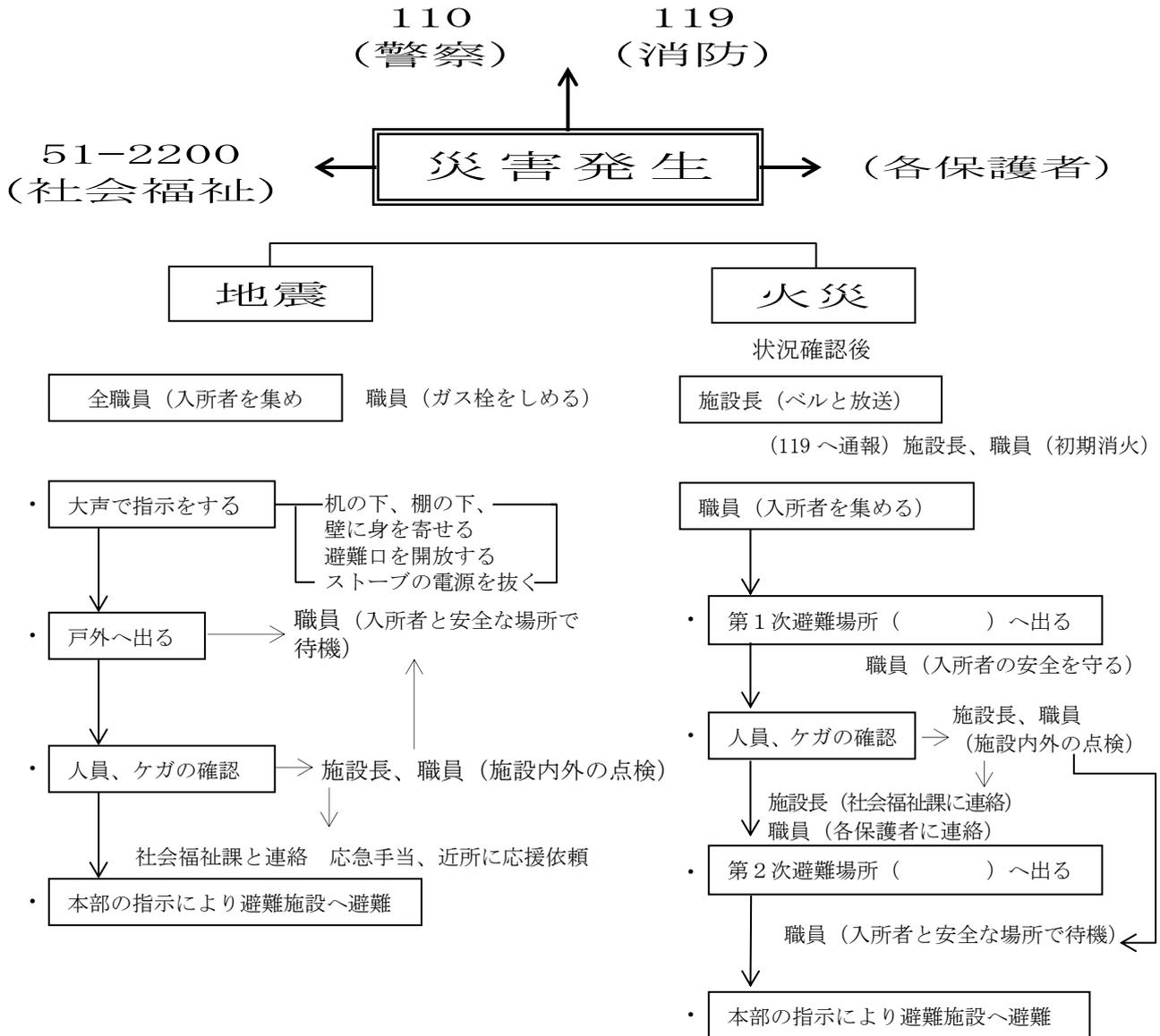
エ 各指定避難施設までの移送車両および誘導依頼

オ 救護班、避難誘導班の誘導により、指定避難施設へ移動

カ 各保護者へ連絡



福祉施設非常時対応マニュアル



第 1 2 その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多人数が集合する施設においては、消防機関、警察署と協議のうえ避難計画を作成しておくものとする。

第 1 3 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第 1 4 避難の周知徹底

(1) 関係機関への通知および連絡

市長は、避難のため立退きを指示したときは、すみやかに関係機関に通知または連絡するものとする。

(2) 住民に対する周知

市長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路および心得をあらかじめ住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 観光客等への防災情報伝達体制の整備

市長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。

第 1 5 広域避難の調整

(1) 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

(2) 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市街への受入れについては、当該市に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

〈資料編〉

4-7-1 避難施設一覧表

4-7-2 一時避難所（看板設置箇所）一覧表

4-7-3 都市公園一覧表

第8節 被災者の救出計画

第1 計画の方針

市は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者に対し、捜索または救出してその者を保護する。

地震は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、市は、関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第2 救出の実施

被害にあった者の救出は、市、消防機関、警察および各防災関係機関が緊密な連絡のうえで実施するものとする。

第3 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- (1) 火災の際に火中に取り残された者
- (2) 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- (3) 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者
- (4) なだれ、山崩れ等の下敷きになった者

第4 救出の方法

- (1) 消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、鯖江警察署および地元防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。
- (2) ヘリコプターを活用した救出を行うため、市はあらかじめヘリポートの指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的なヘリコプターの活用を図る。
- (3) 特に災害が甚大である場合または上記の機関のみで救出できないときは知事に対し、相互応援協定に基づいて隣接市町、県警察本部（機動隊）、自衛隊等の派遣要請を行うものとする。

なお、この場合、必要に応じて第4章第2節「広域的応援対応計画」による支援を要請するものとする。

- (4) 災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出にあたる。

第5 行方不明者の捜索

- (1) 消防、警察および地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または都道府県に連絡するものとする。
- (2) 行方不明者の捜索は、災害の規模等を勘案して、消防、警察、自衛隊等および地域住民の協力を得て実施する。
- (3) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる。

〈資料編〉

3-10-2 水防用資機材一覧表

3-10-3 ヘリポート適地箇所一覧表

〈救出・救助〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<p>★ 救出、救助を要する状況（行方不明者、生き埋め等の発生）の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 危険地域等の緊急パトロール（生き埋め者、火災の発生等） ② 消防署、警察、区長等からの情報入手 <p>★ 関係機関への応援要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 必要人員、資機材の見積り ② 県、近隣市町等への応援要請
3時間後から24時間後まで	<p>★ 救出、救助用資機材の調達、搬送の支援</p> <p>救出、救助活動は、鯖江・丹生消防組合消防本部が中心となっており、救出、救助班は、その支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 搬送ルートを選定 ② 搬送 <p>★ 行方不明者の早期特定への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・地元住民からの収集 ・現場関係者からの収集 ・事業所からの収集 ② 住民等からの届出のあった行方不明者等の照合、特定
24時間後から72時間後まで	

第9節 要配慮者応急対策計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時には、高齢者、障がい者等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとし、

第3 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- (2) 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- (3) ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (4) 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- (5) 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- (6) 避難施設・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- (7) 身障・老人緊急通報システムの活用を図る。

第4 社会福祉法人等に対する応援要請

避難行動要支援者の受け入れについて、「災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書」に基づき、協定を締結した社会福祉法人施設等に応援を要請する。

〈資料編〉 4－2－58 災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書

第10節 医療救護計画

第1 計画の方針

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を受けられなくなった場合に応急的に医療または助産を実施し、被災者を保護する。

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第2 救護活動

(1) 救護班の編成

市職員および鯖江市赤十字奉仕団により、これにあたるほか必要に応じ、県、日本赤十字社福井県支部等に応援を求めるものとする。

市救護班編成は、市と鯖江市医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき次のとおりとし、その指揮は医師があたるものとする。

- 班 長 1人（鯖江市医師会の指名する医師）
- 看護師 2人（指名された医師の所属看護師または市の保健師）
- 班 員 2人（市職員または赤十字奉仕団員）

(2) 救護所等の設置

- ① 医療機関
- ② 仮設救護所の設置

病院または診療所施設より遠隔の地で災害が発生した場合は民家を借上げるか、またはテント張りの仮設救護所を設けるものとする。

第3 こころのケア体制の確立

精神ケア体制の確立を図るため、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施する。

第4 医薬品等の確保

医療および助産を実施するにあたり、必要とする医薬品および衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

市は、医薬品等が市域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し、調達・斡旋を要請する。

第5 患者等の搬送力の確保

市は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

第6 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるように努める。

第7 広域的医療救護活動の要請

被害が甚大で、市の医療活動のみで対処できないときは、県および日本赤十字社等に対し、救

護班の派遣、救護所の設置、医薬品、医療器具および衛生材料の手配、災害拠点病院等への広域搬送体制の確保等を要請する。

〈医療救護〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 市内医療施設の被害状況および診療収容可能医療施設の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 医師会からの情報 ② 警察、消防署から情報
3時間後から24時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 医療救護需要の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 警察、消防署から情報収集 ② 区長、避難施設からの情報収集 ★ 医薬品等の調達可能量の把握および手配 ★ 負傷者等の搬送 <ul style="list-style-type: none"> ① 搬送体制の確立 ② ヘリコプター等の手配 ★ 医療救護体制の確立
24時間後から72時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 仮設救護施設、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達 <ul style="list-style-type: none"> ① 負傷者診療状況の把握 ② 診療機能の把握 ★ 医療救護の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 救護班の編成、役割分担の明確化 ② 避難施設等の巡回診療・巡回地域の決定

〈資料編〉

- 4-2-1 災害時の医療救護活動に関する協定書
- 4-2-2 災害時相互応援協定書（大垣市）
- 4-2-3 災害時相互応援協定書（長浜市）
- 4-2-4 福井県・市町村相互応援協定
- 4-2-18 鯖江市、加賀市災害時相互応援協定書
- 4-2-21 鯖江市、知立市災害時相互応援協定書
- 4-2-22 災害時相互応援協定書（袋井市）
- 4-2-33 鯖江市、村上市災害時相互応援協定書
- 4-10-1 医療機関一覧表
- 4-10-2 県内災害拠点病院一覧表

第 11 節 消防応急対策計画

第 1 計画の方針

市は、火災を予防し、警戒しおよび鎮圧し、市民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、鯖江・丹生消防組合消防本部の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

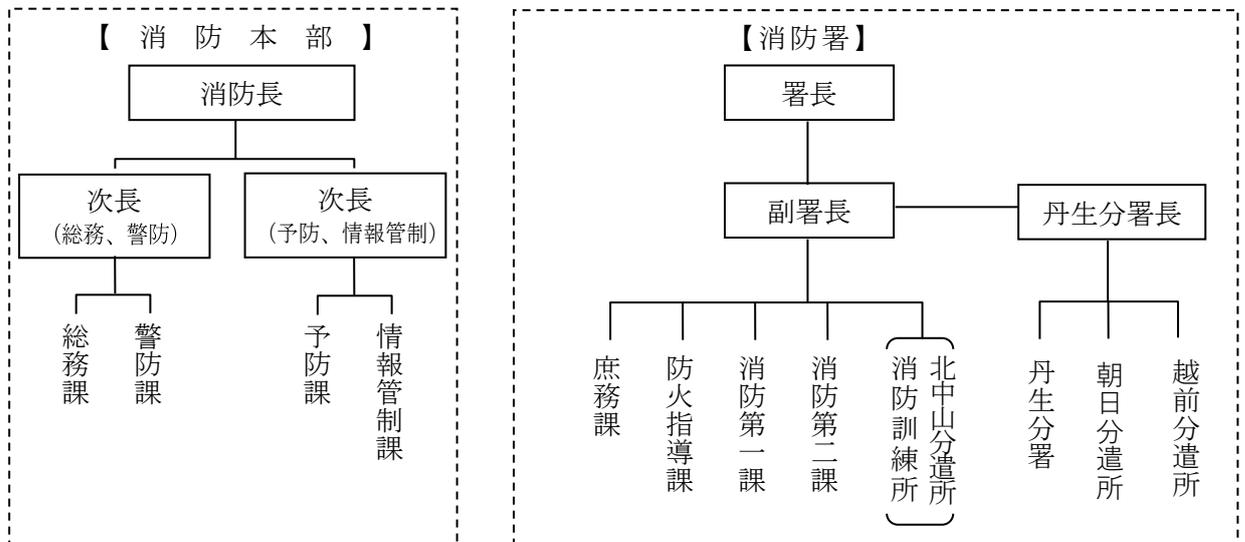
なお、具体的消防活動は、鯖江・丹生消防組合警防規程に基づくものとする。

第 2 消防の任務

消防は、その施設および人員を活用して、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、およびこれらの災害被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

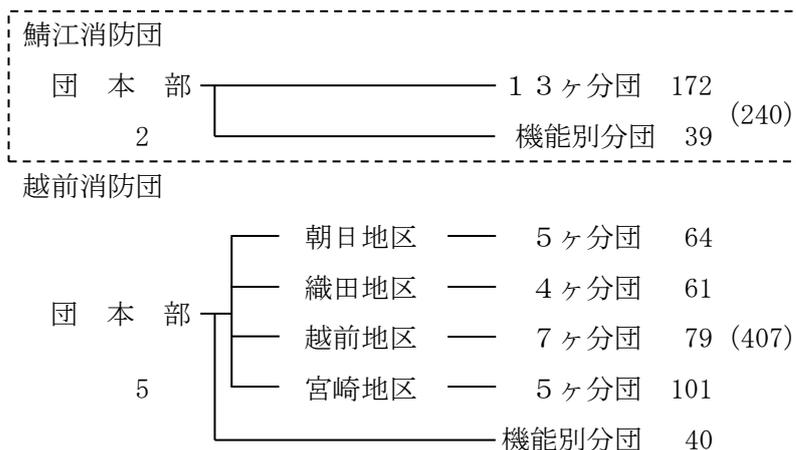
第 3 組織

(1) 鯖江・丹生消防組合消防本部、消防署の組織



(2) 消防団の組織

消防組合構成消防団 36ヶ分団 実数 563 (定数 647)



第4 火災警戒

(1) 火災警報の発令および警戒

火災警報が発令されたときは、消防職員および消防団員は市民の火気取扱いの制限について市の区域内を巡回広報し、取締り警戒して火災の未然防止を図るものとする。

(2) 異常気象時の火災警戒

① 強風時の火災警戒

平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき消防職員および消防団員は、火災の予防警戒にあたるとともに、火災発生に際しては、出動隊を強化し火災の拡大防止に努めるものとする。

② 異常気象時の火災警戒

実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で最大風速が 7 m以上または 7 m以上となる見込みのときは、前記強風時の火災警戒に準じるものとし、延焼拡大、飛火による大火を防止するものとする。

③ 飛火警戒

強風時または異常気象時においては、特に飛火を警戒するため消防力の増強を図り、火災の拡大防止に努めるものとする。

(3) 消防水利の確保

消防水利の良否は、消防活動上大きく影響するため常時巡回、調査して使用不能な水利の発見に努めこれを修復し、消防隊の活動が迅速、有効に行われるようにしなければならない。特に、地震火災による水道の断水、減圧による消火栓使用不能の場合における消防水利については、防火水槽、河川、プール等の水利確保が必要である。

(4) 火災防ぎょ活動

建物、車両、山林原野、船舶、その他の火災の消火に関する活動については、鯖江・丹生消防組合警防規程に基づくものとする。

①非常招集および出動

ア 非常招集

鯖江・丹生消防組合警防規程に基づき、大規模な火災および災害が発生し、またはその発生が予測される場合は、消防関係者の非常招集を行う。

消防職員および消防団員は非常招集の伝達を受けたときは、速やかに指定された場所に参集し、出動計画に基づき配備につくものとする。

イ 出動

鯖江・丹生消防組合消防本部は連絡を密にし、火災の多発、続発、飛び火火災を考慮し残留隊を指定し、他は火災現場へ緊急出動する。

残留隊は、自己の受け持ち区域内の火災警戒を実施するとともに出動隊からの要請により直ちに現場へ急行できる体制にあるものとする。

第5 特殊火災の鎮圧

(1) 延焼による大火災

異常気象時における住宅密集地および大規模建築物の火災発生は、延焼拡大と人命危険を伴うため、全消防職員および消防団員を招集するとともに、必要に応じ近隣市町の応援を要請して、火災の拡大防止に努めるものとする。

(2) 危険物等の火災

爆発、引火、発火のおそれのある危険物を有する施設、建物または場所における火災発生に対しては、延焼物およびその貯蔵量を確認し、これに対応した警防計画、装備により活動するものとする。

- ① 燃焼中の危険物に対しては、泡沫消火器、二酸化炭素消火剤、粉末消火剤等の化学消火剤により消火を行う。
- ② まだ燃焼していないタンク等については、周囲に冷却水を多量に注水し安全地帯に移動分離する。
- ③ 注水によっては更に爆発、引火の危険がある場合には土砂等で密閉するなど周囲の延焼を防止する。

(3) ガス所有施設の火災

圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の物質を貯蔵または取扱う施設の火災は消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあるため、これらの施設について管理者は平常時から巡視警戒し、保全に努める。なお、災害の状況によっては爆発、中毒の危険を伴うため、付近住民の避難等適切な応急措置を行うものとする。

(4) 高層建築物の火災

高層建築物の耐火性能は高いが、高熱、濃煙、有毒ガス等を発生するため、人命被害を伴う大災害を引き起こす危険性があるので、建物の構造、出火場所、周辺状況等を判断して消防活動に努めるものとする。

(5) 防火対象物の火災

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に規定する防火対象物において火災が発生した場合は、延焼拡大、人命の危険性が大きいと認められるため、警防計画により実施するものとする。

(6) 地震火災

地震時には、火災の同時多発による消火力の分散、倒壊、落下物等による通行障害、消火栓や水道管破裂による水利不足等消防活動阻止要因が多く、消防活動の困難が予想される。

地震時の火災に対しては、初期消火体制が肝要であり消火器の設置推進および救助、消火等応急措置を同時に実施しなければならないため、消防隊の迅速適切な運用を図るべきである。

(7) 林野火災

山林火災は、交通、水利共に不便な地域の山林原野の火災で、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広がって火勢は猛烈に拡大する。

山林火災に対する防ぎょ設備は皆無に等しく、火点に対して包囲体制をとり草木の伐採等を行い防火帯を設定し、延焼を阻止するものとする。

また、近接したところに家屋、集落があるときは飛び火警戒を厳重に行うほか、緊急避難の措置をとる。

第6 救急救助

交通事故をはじめとする各種の集団災害事故が発生したときは、第4章第8節「被災者の救出計画」に基づき人命を救出する。

- (1) 救急救助業務については、鯖江・丹生消防組合消防本部および消防署の救急、救助業務の定めによる。
- (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部の組織の充実を図り、一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。
- (3) 医療機関との緊密な協力体制を確立するため、平常時、災害時の救急医療業務について協議、協定し円滑な運用を行う。
- (4) 救急救助施設等の整備については、救急自動車その他の救急用資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充実を図るよう努めるものとする。
- (5) 救急救助隊員の教育訓練

救急隊員および救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を実施するよう努めるものとする。

第7 惨事ストレス対策

救助、救急または消火活動を実施した場合、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

鯖江・丹生消防組合消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣を要請するものとする。

第8 相互協力

- (1) 消防の相互応援

気象その他により火災が延焼拡大し、鯖江・丹生消防組合消防本部のみでは延焼阻止の見込みがたたない場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

- (2) 警察機関との相互協力

鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合消防本部は、放火または失火絶滅の共同目的のため、相互に協力すると共にその他の災害による被害を軽減するためにも協力するものとする。

- ① 警察通信施設の使用
- ② 警戒施設の設定
- ③ 警戒区域内への立入制限、禁止、退去

- (3) 特別警戒

火災時においては、盗難等の犯罪が発生するおそれがあるので消防団員または防犯隊員は、警察官と連携し、地域住民の協力を得て犯罪予防の措置を講じるものとする。

第12節 災害警備計画

第1 計画の方針

市は、大規模な災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集および市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第2 災害警備対策

市は、大規模な災害が発生した場合、鯖江警察署に設置される鯖江警察署災害警備本部等と連携して、次の災害警備活動に従事または支援を行う。

- (1) 情報の収集および伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 行方不明者相談への対応および捜索
- (6) 遺体の検視または調査および身元確認
- (7) 警戒区域等への立入制限
- (8) 避難路および緊急交通路確保のための交通規制
- (9) 被災地における犯罪の未然防止および検挙
- (10) 現場広報
- (11) その他必要な警備活動

第3 交通規制対策

市および関係機関は、災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行路（緊急交通路）を確保する。

(1) 交通支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、丹南土木事務所長および鯖江警察署長に通報または連絡する。

(2) 交通規制措置

① 規制の実施および緊急交通路の指定

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、鯖江警察署長に交通規制の実施を要請するとともに、一般国道8号等の緊急交通路の確保に努める。

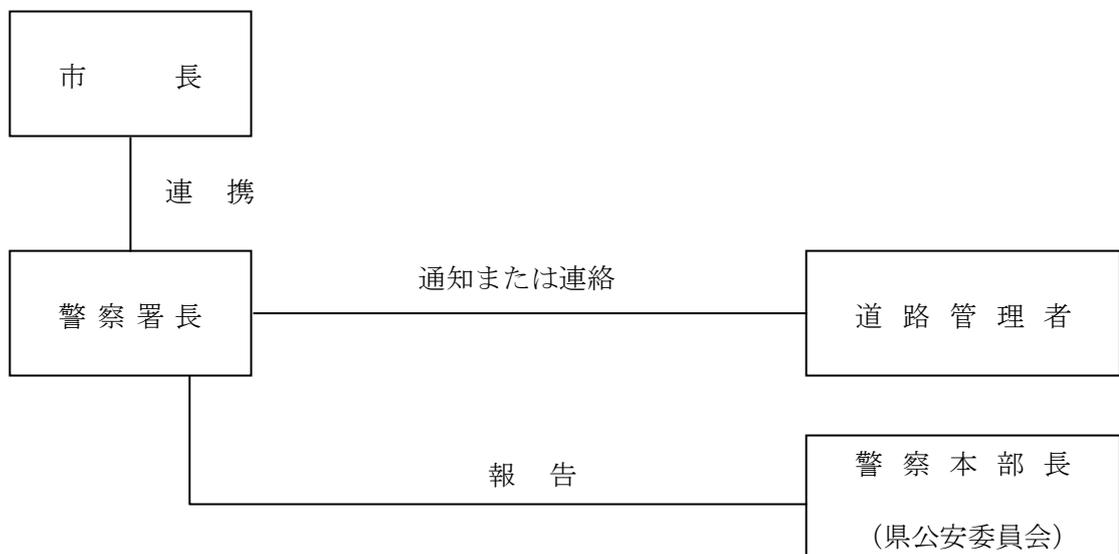
② 規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等通行禁止区間において、市長の要請により災害警備活動に従事する消防吏員および自衛官は、警察官がその場にはいない場合でかつ災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防・物資輸送等緊急通

行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他物件の移動、歩道部分の使用等必要な措置命令・強制措置を行うことができる。

なお、消防吏員および自衛官がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令をし、または措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

③ 規制情報の連絡および周知

ア 関係機関への連絡等



イ 市民への周知

鯖江警察署長が前掲の交通規制を行う場合の市民への広報活動に協力する。

また、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則に定める立看板を設置し、市民への広報を行う。

(3) 緊急通行車両の事前届出等

① 緊急通行車両の事前届出

当該車両が災害応急対策に従事するため必要な車両であると認められるときは、県公安委員会に緊急通行車両の事前届出申請を行い、緊急車両事前届出済証の交付を受けるものとする。

② 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両として、主に次の業務に従事する車両を申請する。

ア 警報の発令および伝達ならびに避難の指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

エ 被害を受けた児童および生徒の応急の教育に関するもの

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 上記のほか、災害の発生の防禦または拡大の防止のための措置に関するもの

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、鯖江警察署長と協議して区間を定めて通行を禁止または制限する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 自動車運転者への啓発

平素から市民に対して、災害発生時における自動車運転者のとるべき措置として次の事項の周知を図る。

① 走行中

ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車する。

イ 停車後はカーラジオ等により災害情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車する。

やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

② 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しない。

〈災害警備〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 管内道路の被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急パトロール <ul style="list-style-type: none"> ・道路被災状況 ・避難場所および連絡道路の被災場所 ・河川および急傾斜地の被災状況 ② 区長、住民等からの情報収集
3時間後から24時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 各道路管理者、警察との道路交通情報の交換 ★ 交通規制（警察と連携ホットラインの開設（いつでも交通規制できるようにする。)) <ul style="list-style-type: none"> ① 損壊個所の交通規制 ② 不用不急車両の交通規制 ★ 道路の応急復旧 ★ 輸送ルートを選定等（救出、救助、救援物資等のルート優先） <ul style="list-style-type: none"> ① 道路等の被害状況の把握 ② 輸送ルートを選定 <ul style="list-style-type: none"> ・国道8号、417号 ・一般県道福井鯖江線（旧国道8号） ・西縦貫線を確保
24時間後から72時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 道路の応急復旧（一車線確保） <ul style="list-style-type: none"> ① 要員、資機材の見積り ② 各道路管理者と業者確保についての調整 ③ 応急復旧工事 ④ 応急復旧工事と他の応急対策活動の調整 （工事で応急対策活動に支障が出る場合） ★ 道路交通情報の広報等（情報広報班へ情報提供） <ul style="list-style-type: none"> ① 不通箇所、迂回路、復旧見込等の広報 ② 道路交通情報の問い合わせ等への対応

第13節 飲料水の供給計画

第1 計画の方針

市は、災害により給水施設の損壊あるいは飲料水の汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

市に能力の限界をきたしたときは、県および他の市町に、県・市町村相互応援協定に基づき応援を要請する。

第2 給水方法

給水の実施にあたっては、給水場所、時間等を十分に広報を行い、自主防災組織等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって補給、上水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合は、衛生防疫上必ず上水道課および保健所の指示によらなければならない。
- ② 給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、飲料水袋等の容器で配水を行う。

(2) ろ水器による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営する。

(3) 家庭用井戸水等による給水

- ① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。
- ② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過および消毒等により飲料水として確保する。

第3 給水量

被災者に対する最低給水量は、1日1人3リットルとし、給水力の強化および水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加するものとする。

第4 給水用資機材・器材の確保

災害時に使用できる水源の現況および給水用資機材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を平素から把握しておくとともに、各種災害に備え各家庭・各事業所毎に10リットル～20リットル入りポリ容器を必要数常備しておくよう市民および関係者へ周知徹底するものとし、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備しておくものとする。

また、消毒用資材等についても必要数確保保管しておくものとする。

第5 給水施設の応急復旧

災害による上水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の損傷、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講じる。

〈給水〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<p>★ 水道施設被害の把握 上水道課職員は直ちに上水道管理センターに集合</p> <p>① テレメーターで配水池の配水量チェック ② 配水施設のパトロール ③ 通報または問い合わせによる被害状況のとりまとめ</p> <p>※ 被害の程度によっては、管理センターからの配水を停止する。</p>
3時間後から24時間後まで	<p>★ 給水需要、可能量の把握</p> <p>① 断水地域の把握 ② 給水可能量の把握</p> <p>★ 給水方針の決定</p> <p>① 給水タンク（1.5 t）、トラック（2 t）、人員（2人）を1組とする。 ② 給水場所の決定（固定する。） ③ 給水時間……午前8時から日没まで ④ 応急給水の期限……通水するまで</p> <p>★給水体制の確立</p> <p>① 人員、車両の手配 ② 資機材の確保、応援要請 ③ 上水道管理センター、熊田水源地、および給水可能な深井戸水源地に給水場設置（午前8時から日没まで）</p> <p>★管工事業者等へ応急復旧の要請（資機材の確保と人員の手配）</p>
24時間後から72時間後まで	<p>★給水場所の見直し</p> <p>① 優先給水地域の決定 ② 優先給水施設は、病院だけとし給水タンクに直接給水 ③ 配水管に仮給水場を設ける。 ④ 給水地域への広報（秘書広報班へ情報提供）</p> <p>★上水道施設応急復旧方針の決定</p> <p>① 復旧の順番は、水源地から、また配水管は幹線を優先する。</p> <p>★復旧体制の確立</p>

第14節 米穀等食糧の供給計画

第1 計画の方針

市は、災害時における被災者および災害応急対策に従事する者に必要な米穀等食糧の確保とその配給の確実を期する。

第2 米穀等食糧の供給

(1) 配布の対象者

- ① 避難所へ避難した者
- ② 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- ③ 旅行者、宿泊人等
- ④ 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者
- ⑤ その他市長が必要と認める者

(2) 米穀等食糧の供給

- ① 避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、炊出しおよび加工食品を中心とした供給計画を作成する。
- ② 米穀等食糧の供給は、原則として避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部（班）と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

(3) 米穀等食糧の調達・搬送

① 備蓄食糧

避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ配布する。

② 調達食糧

ア 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

イ 調達食糧は避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。

③ 救援食糧

ア 市において米穀等食糧の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

イ 県およびその他自治体等からの救援食糧は、西山公園防災活動拠点基地および一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

⑤ 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

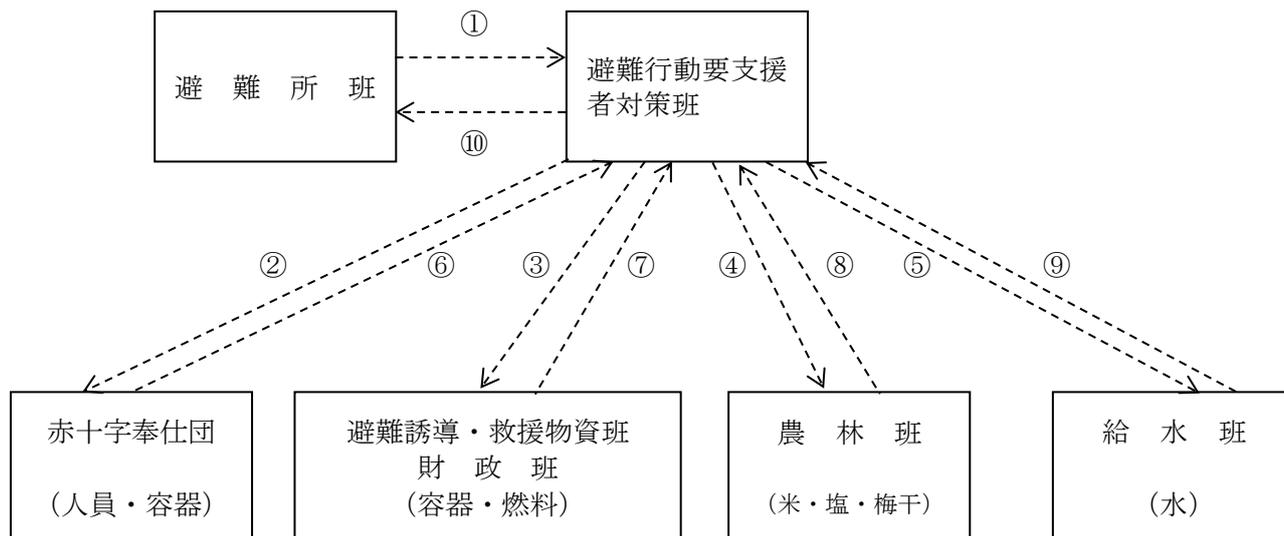
⑥ 食物アレルギーへの配慮

県、市町は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

〈給食〉

処 理 事 項										
発災後から3時間後まで	<p>★ 食糧備蓄先、主食提供者、給食施設等の被害状況の把握</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">食糧備蓄先</td> <td style="padding: 2px;">福井支局、J A福井県</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">電話または現地確認</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主食提供者</td> <td style="padding: 2px;">米穀販売業者 16 店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">給食施設</td> <td style="padding: 2px;">2 店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">道路被害</td> <td style="padding: 2px;">本部にて確認</td> </tr> </table>	食糧備蓄先	福井支局、J A福井県	電話または現地確認	主食提供者	米穀販売業者 16 店	給食施設	2 店	道路被害	本部にて確認
食糧備蓄先	福井支局、J A福井県	電話または現地確認								
主食提供者	米穀販売業者 16 店									
給食施設	2 店									
道路被害	本部にて確認									
3時間後から24時間後まで	<p>★ 給食需要の把握</p> <p>① 避難者数（乳幼児数）</p> <p>② 調理不能者数（乳幼児数）</p> <p>③ 防災要員数</p> <p>★ 食品の調達</p> <p>① 食品の調達可能量の把握（市内、市外）</p> <p>② 備蓄食糧の蔵出し</p> <p>③ 食品の購入、弁当業者への発注</p> <p>★ 炊き出しの実施（要援護者対策班が実施 次頁のとおり） 給食可能地域から順次炊出しから給食へ移行</p>									
24時間後から72時間後まで	<p>★ 食品の配布</p> <p>① 避難収容者への配布方法</p> <p>② 調理不能者への配布方法</p> <p>③ 孤立地域への配布方法</p> <p>★ 給食対象人員の早期固定化</p> <p>★ 給食施設の応急復旧</p>									

炊き出しに関するマニュアル



災害の発生（※容器等および食糧の調達、供給の輸送にヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本部にヘリコプターの出動を要請する）

- ① 炊き出しの決定および要請
- ② 赤十字奉仕団の応援と容器等の一部の搬入を要請（各分団長へ連絡）
- ③ 炊き出しの容器等および燃料の供給を要請
- ④ 米の供給を要請
- ⑤ 炊き出し用の水の供給を要請
- ⑥ 赤十字奉仕団員を派遣（炊き出し場所が市役所か健康福祉センターとなった場合は、約 100 人の招集が可能）
- ⑦ 炊き出しの容器等および燃料を受給
- ⑧ 米を受給
- ⑨ 炊き出し用の水を受給
- ⑩ 炊き出しを供給

（例）1ヶ所 1,000 人の避難民を想定した場合

炊き出しの米・水等必要量（ハイゼックス使用の場合）					1 日当りの必要量
(米)	1 食	120 g	×	3 食 × 1,000 人	= 360 kg
(塩)	1 食当り	3 g	×	3 食 × 1,000 人	= 9 kg
(梅干)	1 食当り	1 個	×	3 食 × 1,000 人	= 3,000 個
(水)	1 食当り	100 cc	×	3 食 × 1,000 人	= 300L

炊き出しの容器等および必要量					
※お釜は、1 個で 60 食作れる。					
炊き出しに約 1 時間弱かかる。					
1,000 人					
(お釜)	—————		÷ 3 回	= 6 個	1 日当りの必要量
	60 食				
(ガス)	500 g / 1 H	×	17 個 × 3 食	= 25.5 kg	

第15節 生活必需品の供給計画

第1 計画の方針

市は、被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、それらの確保と供給の迅速確実性を期する。

第2 実施対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊および床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等をそう失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難なもの。

第3 支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

第4 物資の調達および保管

- (1) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。
- (2) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (3) 調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難場所等へ搬送する。
- (4) 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表および物資調達台帳等を整備するものとする。
- (5) 要配慮者への配慮
物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

第5 救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量を速やかに把握し、市内で調達が出来ない場合は、必要物資の種類・数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。

また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

(1) 物資の受入れ、集積場所

西山公園防災活動拠点基地および受入れ候補地・集積場所候補地（一時集積所）には、職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

(2) 配付方法

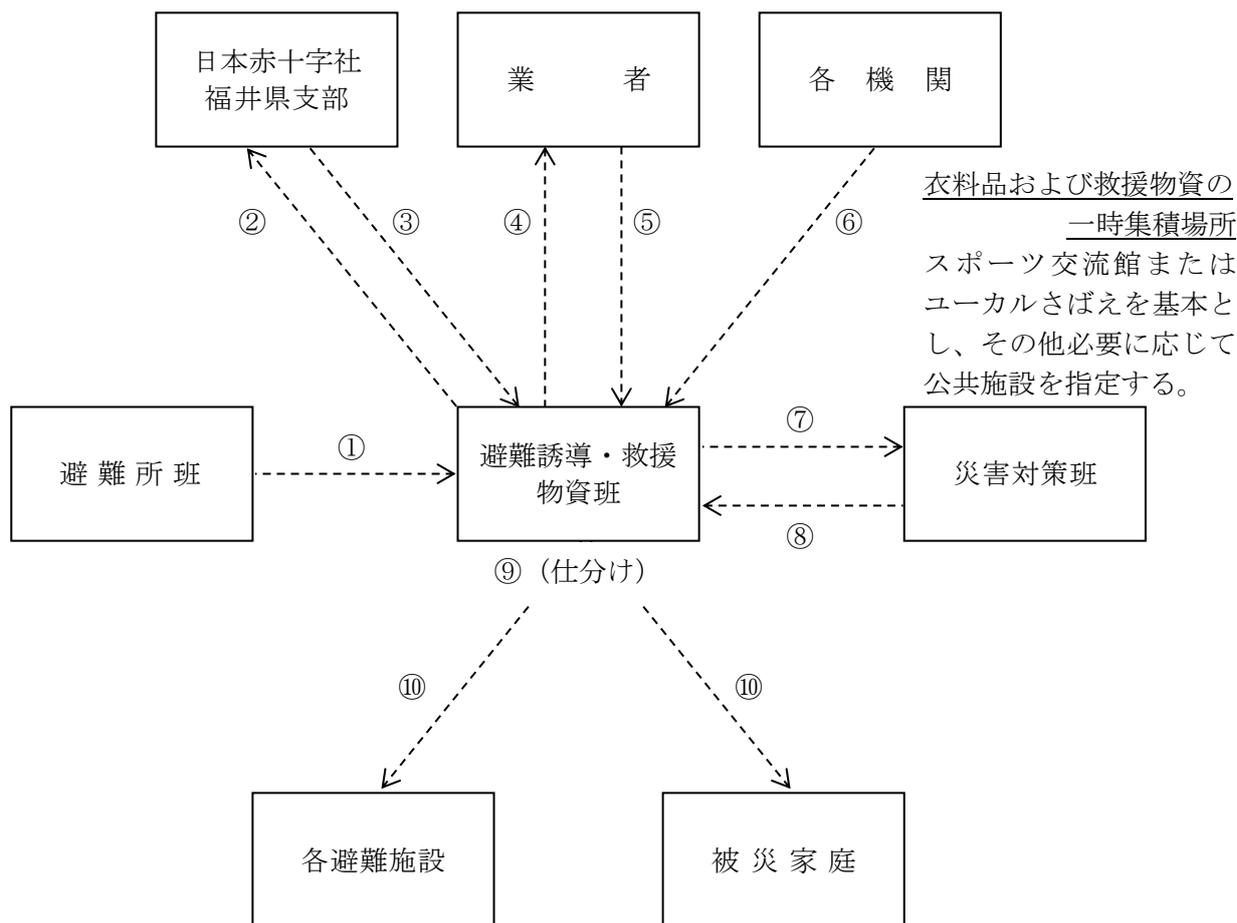
避難施設に配付された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、要配慮者を優先しながら配付する。

避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

〈生活必需品〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	<p>★ 需要の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難者数の把握 ② 被災者数の把握 ③ 必要物品の選定 <p>★ 生活必需品等の調達、輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調達可能量の把握（市内、市外） ② 生活必需品の購入 ③ 日本赤十字社福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請 ④ 生活必需品の輸送（避難誘導・救援物資班との調整）
24時間後から72時間後まで	<p>★ 生活必需品の配布方針の決定、広報</p> <p>★ 救援物資の受付、輸送、配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 救援物資等の受付、仕分け ② 西山公園防災活動拠点基地および救援物資集積地の決定（スポーツ交流館またはユーカーさばえ） ③ 救援物資取扱要員の確保

《衣料品等の調達供給および救援物資の配分に関するマニュアル》



災害の発生（※衣料品等の調達、供給および救援物資の輸送にヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本部にヘリコプターの出動を要請し、各避難所に配布する）

- ① 避難施設毎に必要とする衣料品等および救援物資の数量、種類の報告
- ② 日本赤十字社福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請（数量、種類を報告）
- ③ 日本赤十字社福井県支部より衣料品等（毛布、下着）を受給
- ④ 業者へ衣料品等の調達
- ⑤ 業者より衣料品等の搬入
- ⑥ 各機関より救援物資を受給
- ⑦ 衣料品等および救援物資の分類、仕分け、配布する要員の派遣要請
- ⑧ 応援の要員を派遣
- ⑨ 衣料品等および救援物資を分類、数量を確認し、避難施設毎、地区毎に仕分けする
- ⑩ 各避難施設および各被災家庭へ衣料品等および救援物資を配布

第16節 緊急輸送計画

第1 計画の方針

市は、災害時における交通の混乱を防止し、迅速かつ確実に応急対策用資材等の輸送を行う。

第2 交通計画

災害時において、道路、橋梁等の交通が危険であると認められる場合または災害が発生するおそれがある場合に、市民の交通、輸送の便を図るため、次の措置を行う。

(1) 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合または危険を予知したときは、被災地およびその付近の状況により、関係機関で交通規制を行う。

実施者	範 囲	根 拠 法
国土交通大臣 県 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事により交通が危険であると認められる場合	道路法46条
公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じ、またはおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止または制限する必要があると認めた場合	災対法76条 道交法5条 道交法6条

(2) 一般交通の確保

- ① 関係機関において随時巡視し、危険箇所、被災箇所の早期発見に努める。
- ② 災害により、道路および橋梁の決壊等により交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合は、被災状況等を調査するとともに直ちに市または鯖江警察署において交通規制等必要な措置を行い、これにかわる迂回道路等を指定して交通の安全確保を図る。また、当該道路、橋梁等の管理者に通報または連絡するものとする。
- ③ 危険箇所、被害箇所については、関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。
- ④ 電力、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに市または鯖江警察署において必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める計画により応急措置を行い、速やかに交通を確保する。
- ⑤ 市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

第3 輸送計画

災害時における救助物資ならびに被災者の避難および災害救助活動に従事する者の移送等輸送の確保を図るため、車両等を確保し、有効適切にこれを利用し、各作業の万全を期するため次の措置を行う。

(1) 緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の被害拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

第4順位 その他の人員、物資の輸送

(2) 緊急輸送の範囲

- ① 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ② 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- ③ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- ⑤ 食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- ⑥ 罹災者を収容するために必要な資機材
- ⑦ 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- ⑧ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

① 輸送計画

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有し、または直接調達できる車両・船舶等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする。

ア 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市有車両の使用を原則とするが、必要とする車両・船舶等が不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保するものとする。

(ア) 民間業者への依頼

市内の自家用車・営業用車両および船舶等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出動要請を行うものとする。

(イ) 県への斡旋要請

応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達の斡旋要請を行うものとする。

(ウ) 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するものとする。

イ 輸送方法

輸送の方法については、災害の状況により迅速かつ正確に行える手段を次により適切に講じるものとする。

(ア) 自動車による輸送

(イ) 船舶・船艇による輸送

(ウ) 航空機による輸送

陸上輸送が不可能で、海上輸送が効果的であると認められる場合、漁協または県を通じて中部運輸局福井運輸支局の協力を要請するものとする。

また、緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機の活用を要請する。

ウ 救援物資の受入れ、集積

市は、あらかじめ受入れ・集積場所を選定しておくものとし、地震や津波災害時には職員を配置し、救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

② 緊急通行車両等の確認制度の活用

緊急通行車両については、公安委員会にその旨を申し出て確認を受けるものとする。

特に、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておくものとする。

〈輸 送〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 市有車両等輸送手段の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 輸送需要の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 各班からの要望整理、輸送需要の概要把握 ② 輸送対象の決定 ③ 輸送順位の決定 ④ 車両の借上げ、燃料の確保 ⑤ 車両の一元管理
24時間後から72時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 航空機輸送 <ul style="list-style-type: none"> ① ヘリポートの開設 ② 航空機輸送の要請 ★ 輸送活動調整体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送関係機関との調整 ② 道路管理者（工事関係者）との調整

〈資料編〉

3-20-1 緊急輸送道路ネットワーク

4-16-1 民間輸送機関一覧表

第17節 障害物の除去計画

第1 計画の方針

市は、災害時において、災害を受けた工作物等および災害により住宅付近に運ばれた土石、竹木等で応急措置の実施に支障を及ぼしている障害物を除去する。

第2 実施責任者

障害物除去の直接の実施は、市長が行うものとするが、現場に市長等がいない場合には警察官が行うことができるものとする。

また緊急を要する場合および単独での実施が困難であると認められる場合は、県に応援を求めらるものとする。

第3 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象はおおむね次のとおりとする。

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第4 除去の方法

- (1) 自らの組織、労力、機械器具を用い、または土木建設業者等の協力を要請し、速やかに行うものとする。ただし、市が自衛隊の協力を必要と認めたときは、県に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。
- (2) 市は、除去作業の実施にあたり緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第5 除去の範囲

- (1) 住居内の障害物
当面の日常生活が可能な程度の応急的除去を行う。
- (2) 交通遮断の障害物
市道、県道、国道上の障害物はそれぞれ市、県、国が除去するものとし、相互に連絡協力して行う。

第6 障害物の集積保管場所

校区（地区）毎に定め、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で、道路交通に障害とならない国、県、市有地を選ぶものとする。ただし、適当な場所がないときには、民有地を使用するものとするが、書類または口頭をもって了解を求め、事後の処理に万全を期するものとする。

第 18 節 要員確保計画

第 1 計画の方針

市は、災害時に災害応急対策活動に必要な要員を確保する。

第 2 労務者等の雇用

(1) 労務者の雇用の方法

災害応急対策実施のため労務者等の雇用を必要と認めるとき、市長は、職業安定所等から斡旋を受け雇用する。

(2) 賃金の基準および支給方法

① 賃金の基準額は、職業安定所の業種別標準賃金の例による。

② 賃金の支給は、各部において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

(3) 労務者雇上げの作業基準

① 被災者の避難誘導

② 医療および助産の移送

③ 被災者を救出するため、および被災者救出に必要な機械器具、資材の操作または後始末

④ 飲料水の供給

⑤ 救助用物資の支給

⑥ 遺体の搜索

⑦ 遺体の処理

第19節 交通施設緊急対策計画

第1 計画の方針

市の各交通施設の事業者および管理者は、災害により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 道路施設

(1) 災害対策用緊急輸送道路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

(2) 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

① 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

② 点検措置の実施

災害の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送道路および主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

③ 応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

④ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急のため、通報の暇がない場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

⑤ 交通規制等緊急処置

所管する道路の陥没および亀裂等、災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

(3) 高速道路（参考までに掲載）

中日本高速道路(株)金沢支社は、災害が発生した場合は「金沢支社防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

① 防災体制

ア 災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

② 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路(株)金沢支社は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

③ 点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

④ 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事にあたっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

⑤ 交通規制

ア 実施基準

(ア) 50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4 相当) の地震が発生した場合は速度規制を行う。

(イ) 80 ガル以上 (震度 5 以上) の地震が発生した場合は通行止めを行う。

イ 実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板および規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を構じる。

⑥ 初期消火および火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

⑦ 救出および応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、公団は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

⑧ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

⑨ 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、災害時の緊急輸送道路として震災時には優先して交通の確保を図る。

第3 鉄道施設 (参考までに掲載)

(1) 西日本旅客鉄道株式会社 (金沢支社管内) の措置

① 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長および駅長は、災害被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町村と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長および駅長は、災害の規模、二次災害の発生危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地本部長および駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

④ 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次により列車防護を行う。

ア 震度 80 ガル以上（震度 5 以上）の取扱

全列車を一旦停止させ、線路巡回により安全確認したのち、初列車時速 15 km以下の規制を実施し、乗務員が異常なしの通告をおこなった場合は後続列車から時速 45 km以下の規制を実施し、列車巡回異常がなければ規制を解除する。

なお、異常の場合、列車徐行か列車停止を行い応急工事施工後運転規制を解除する。

イ 震度 40 ガル以上～80 ガル未満（震度 4 相当）の取扱

（ア）特定区間はアに準ずる。

（イ）一般箇所は初列車時速 15 km以下の規制を実施し、乗務員が異常なしの通告をおこなった場合は、後続列車から時速 45 km以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解

除する。

ウ 震度 40 ガル未満の取扱

(ア) 特定区間は、一般箇所のイに準ずる。

(イ) 一般箇所は、特に線路巡回・運転規制なし

※ なお、特定区間とは、次の箇所を含む区間をいう。

- 1 徐行を伴う工事施工箇所または線路上で橋桁等が借受けされている箇所
- 2 降雨、増水等による警備発令中の箇所
- 3 積雪が 1 m 以上あり、雪崩が発生するおそれのある箇所

(2) 福井鉄道株式会社の措置

① 活動体制

ア 災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

イ 職員の動員

災害発生時においては「緊急時における緊急体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

また、報道機関に対しては、広報担当者が情報の提供を行う。

イ 避難誘導

(ア) 異常発生時に旅客の避難誘導が円滑に行えるよう、関係者に対し防災教育・訓練を行い、周知徹底を図る。

(イ) 駅および車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

ウ 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容するものとし、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

③ 関係施設の応急復旧

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

④ 震度による運転規制

地震による運転規制については「地震発生時の取扱方」に定めるところによる。

ア 運転指令者は、地震を感知した場合、直ちに電話で各駅長に対し地震が発生した旨を急報

し、全列車・車両の運転を中止させる手配をする。

イ 乗務員は、列車運転中地震を感知した場合、または運転指令者から地震発生旨の旨通告があったときは直ちに列車を停止させる。この場合、停止位置が不相当と判断したときは、列車を安全な場所に小移動する。

列車停止後震動がおさまったときは、付近の状況を判断し必要に応じて転動防止をし旅客の避難誘導に努めるとともに運転指令者に報告し、指示をうけるものとする。

ウ 運転指令者は、列車を停止させた後、福井測候所に問い合わせる等の方法で震度を確かめ、その震度により乗務員、駅長、土木および電気管理区長に対して次の各号による指令または要請を行う。

(ア) 震度4相当

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、注意運転による運転継続を指令する。

(イ) 震度5以上

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、運転中止を指令するとともに送電を停止する。土木および電気管理区長に対しては、要注意箇所巡回点検を要請する。

第20節 上水道・下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

市は、災害の発生に際し、上水道施設および下水道施設の防護に努め、併せて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 上水道施設

災害時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、水道施設全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資機材の調達体制を確立する。

災害時の行動指針に基づき各市町相互が協力し、広域的な情報収集・連絡体制を確立する。

(2) 応急措置および復旧

① 被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

② 第1次復旧工事

浄水池およびろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

上水道管理センターには、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、速やかに送配水ができるよう努める。

管路の被害に対しては、直ちに復旧を行う。

導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

③ 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

ア 給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に配水管の分岐工事を開始する。

イ 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

(ア) 既設管を生かす。

(イ) 仮配管より既設管に通水して生かす。

(ウ) 仮配管より各戸に給水する。

④ 恒久復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮にいれ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ 災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ 石綿セメント管および老朽管は出来る限り取り替える。

エ 配管状態の図面整備に完全を期する。

(3) 給水車等の活用

医療施設や避難施設等に対する飲料水等確保のため、給水車等（水槽付き消防車も含む）による給水を行う。

第3 下水道施設

災害時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

(1) 防災体制

職員の配備については、災害時に一般通信網および交通機関が利用できないことを考慮して、災害時の非常配備体制を確立する。

(2) 要員および応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、関係機関および団体等に対し、広域的な支援を要請する。

(3) 応急対策

① 被害状況の調査および施設の点検

災害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査および点検を実施する。

② 応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度および工法

イ 復旧資材および作業員の確保

ウ 設計および監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

③ 応急措置および復旧

ア 管路施設

(ア) 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。

(イ) マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川または他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

(ウ) 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

イ ポンプ場および処理場施設

(ア) ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水

防止等の措置を講じる。

(イ) 停電および断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所
の復旧に努める。

(ウ) 自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することとなるため、日頃から非常時に備え、手動操作に
についても習熟しておく。

(エ) 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するととも
に、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講
じる。

(4) 下水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排水の制限を行うほか、下水の
滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

(5) 代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

〈資料編〉

4-2-8 鯖江市と鯖江市管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定

4-2-10 災害時における応急対策の協力に関する協定

4-2-16 鯖江市と三菱電機株式会社福井営業所の災害時における協力に関する協定

4-2-17 鯖江市と荏原商事株式会社福井支店・株式会社創和テックの災害時における協力に関
する協定

4-2-38 災害時における復旧支援協力に関する協定

4-2-40 災害時等における上下水道の応急対策活動に関する協定書

4-2-43 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

4-2-44 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

4-2-45 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

4-2-46 災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

第21節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

市は、応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災住民の住居の確保を図る。

第2 実施体制

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。

知事は、状況により必要と認めた場合は、これらを市長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。市は、災害によって住宅を失いまたは破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策を図る。

第3 応急仮設住宅の建設

(1) 設置場所

設置場所は、原則として市有地に建設する。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、市が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。

入居者の選定にあたっては、民生委員等との協議を行うものとする。

(参考) 入居者基準

ア 住家が全壊（焼）、流出した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

生活保護法の被保護者および要保護者

一定の資産のない失業者

一定の資産のない母子家庭

一定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者等の世帯

ただし、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

(3) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成およ

び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第4 住宅の応急修理

(1) 対象者

- ① 住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ② 自己の資金では応急修理を行うことができない者

(2) 応急修理の基準

修理箇所は、居住・炊事場・風呂場・便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

第5 応急危険度判定制度

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用し、また、福井県被災建築物応急危険度判定マニュアル（実施本部業務マニュアル）を参考とし、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

市は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対して被災地に応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第6 公的賃貸住宅等

市営住宅の空家等を地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用として被災者を一時入居させることができる。

また、県および近隣市町等協力のもとこれらの公的賃貸住宅の空家を被災者に斡旋する。

必要に応じて、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用、国有財（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借上げ等により、避難場所の早期解消に努める。

第7 各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市の活動の支援に努める。

第8 石綿応急措置の実施

市建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県および市町が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

〈住宅応急対策〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	
24時間後から72時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 住宅被害の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 被害程度別および地域別の把握 ★ 需要の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 仮設住宅建設戸数の見積り ② 建築業者、資機材の調達 ③ 建設予定地の選定 校庭、公園、グラウンド、遊休地等

第22節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

市は、鯖江広域衛生施設組合と協力して、災害によって排出されたじん芥、し尿等を迅速、確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

第2 ごみ処理

(1) 処理体制

① 被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

なお、廃石綿等は、原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受け入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

② ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

(2) 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

なお、解体等する際は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成すると共に、県および福井労働基準監督署等と協議を行う。解体等作業の実施に当たっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。また、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第3 し尿処理

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

(2) 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市および獣畜所有者が、保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- (1) 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- (2) 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

第5 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、市町が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。

〈資料編〉

4-22-1 鯖江市災害廃棄物処理計画

〈廃棄物等処理〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況および処理能力の把握 ① 施設被害状況 ② 作業員、車両の被害状況 ③ 収集ルート、運搬ルートの被害状況 ④ 復旧見込み ★ 処理施設の応急復旧方針の調整
24時間後から72時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 作業能力の把握 ① 委託業者作業員と車両 ② 応援要員、借上げ車両 ★ ごみ、し尿等の排出量の見積り ★ 臨時ごみ、し尿収集方針の決定 ① 集積場、投棄場の選定 ② 仮設トイレの設置 ③ 住民への広報 ★ 応援要請（市内で処理能力が不足するとき）

第23節 防疫・食品衛生計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時における生活環境の悪化により、被災者の病原体に対する抵抗力低下を防止するため、防疫措置を迅速かつ強力に実施して感染症流行の未然防止を図る。

第2 防疫対策

(1) 防疫業務の実施方法

① 消毒場所

感染症が発生し、または発生するおそれがある汚染地区の宅地および家屋の内外

② 消毒方法

ア 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（または次亜塩素酸ソーダ）を使用する。

イ 飲料水の供給

知事の指示に基づき、自家用水の停止期間中、飲料水の供給を行う。また、自家用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

ウ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などはクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

エ そ族昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

(2) 防疫活動の実施要領

① 情報の収集および体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、保健所等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬品および人員を確保して防疫体制を整える。

② 予防教育および広報

事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

③ 検病調査および健康診断

検病調査および健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

④ 感染症発生時の措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行うとともに、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。なお、感染症指定医療機関への入院が困難なときは、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

イ やむを得ない理由によって、感染症指定医療機関への入院措置を講じることができない病

原体保有者は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導するとともに、必要に応じて治療を行う。

ウ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施（県において実施）

エ 家屋、台所、便所、排水溝等の消毒の実施（市において実施）

⑤ 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要ある時は、県の指示により臨時予防接種に協力する。

⑥ 知事の命令および指示

市長は、知事が感染症予防上必要を認めて発する次の命令および指示を受けたときは、災害の規模、態様等に応じて、その範囲および期間を定めて、これを速やかに実施する。

ア 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条第 2 項の規定による清潔方法、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第 29 条第 2 項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示

エ 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

オ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する命令

⑦ 防疫活動に必要な人員資材等の確保

ア 人 員

市長は清潔方法および消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

イ 器 材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借上げまたは購入する。

ウ 車 両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。

エ 薬 剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

(3) 報告および記録の整備

市長は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をするものとする。

① 災害防疫活動状況報告書

② 防疫経費所要額調および関係書類

③ 各種防疫措置の指示命令に関する書類

④ 防疫作業日誌

作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。

〈防疫衛生〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 需要の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 防疫を必要とする地域の把握 ② 必要人員、薬剤等の見積り ★ 防疫用薬剤、資機材の調達可能量の把握、手配 ★ 防疫用薬剤、資機材の輸送 <ul style="list-style-type: none"> ① 人員、車両の手配 ② 輸送班との調整
24時間後から72時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ★ 防疫方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ① 消毒地域の優先順位 ② 消毒方法 ★ 防疫活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 避難施設周辺 ② 浸水地域 ③ ごみ集積場等 ★ 保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ① 避難施設健康診断 ★ 食品衛生監視 <ul style="list-style-type: none"> ① 救護食品の衛生監視 ② 水質検査

第3 食品衛生対策

被災地における食品関係業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

① 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒事故の発生を防止する。

② 食品衛生関係業者に対する監視指導

魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

(2) 避難施設等における食品衛生の確保

次のことについて被災者に対して保健所が行う指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配付された弁当の適切な保管と早期喫食

エ 手洗い・消毒の励行

(3) 食中毒発生防止の措置

避難施設への弁当等の配給にあたっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

ウ 避難者等に対し、早期喫食を指導

(4) 避難所における適切な栄養管理

県健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

ア 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

(5) 給食施設に対する支援

県健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第 24 節 遺体の捜索および処理・埋葬等計画

第 1 計画の方針

市は、災害時において死亡していると推定される者の捜索および死亡者の収容、処理・埋葬の措置を行う。

第 2 遺体の捜索

(1) 捜索の対象

行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

(2) 捜索の方法

① 捜索の方法は、第 4 章第 8 節「被災者の救出計画」に準じて行う。

② 遺体の捜索の必要がある場合、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署のほか防災関係機関等の協力を得て行う。

③ 遺体の捜索期間は、災害発生後 10 日以内とする。ただし、10 日を経過してもなお捜索を必要とするときは市長の指示により捜索の規模を縮小してこれを行う。

(3) 応援要請等

二次災害、その他の事情により捜索の実施が困難と考えられるときまたは遺体の流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあつては、次の方法により応援を要請するものとする。

① 県に応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあつては、隣接市町または遺体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請するものとする。

② 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

ア 遺体が埋没または漂着していると思われる場所

イ 遺体数および氏名、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等

ウ 応援を求めたい人数または舟艇器具等

エ その他必要な事項

第 3 遺体の処理

発見された遺体については、捜査機関の検視の後、または調査の後、市長が指示する場所に一時保存し、次のように行う。

(1) 遺体の処置は、処理場所を借上げ、または仮設し、救護班等の現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとする。

(2) 遺体の身元確認は、警察および自治会等の協力のもとに実施し、身元が判明したものは、遺族に引渡すものとする。なお、遺族が判明しないものについては、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、遺族が判明次第引渡すものとする。

(3) 身元が判明しないものについては、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、市長が死亡届を提出し、(2)の処置を実施する。

(4) 遺体は原則として火葬により処理するが、火葬が困難な場合は、応急的な埋葬により行う。

第 25 節 教育再開計画

第 1 計画の方針

市は、災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難施設となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第 2 応急教育計画

(1) 応急教育に関する事項

① 学校教育の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は概ね次の方法による。

ア 被災学校が一枚の一部のみの場合

被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な教室は転用し、不足のときは特別教室や体育館の施設等を転用する。

イ 被災学校が一枚以上の場合

(ア) 公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室（特別教室）を借用する。

(イ) 隣接校の余剰教室等を借用してなお不足するときは、臨時校舎を建設する。

以上の施設の決定にあたっては、関係機関が協議し、その決定事項を住民に周知徹底するものとする。

② 被災学校児童生徒の教科書、学用品等の調達および支給

市教育委員会は、教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給者および県教育委員会との連絡調整により、できるだけ速やかな供給を図る。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

ア 調達方法

(ア) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともにその指示に基づき、教科書供給者等に連絡し、その供給を求める一方市内の他の学校および他市町に対し使用済教科書の供与を依頼する。この場合、若干量が不足する場合は、県に対し調達供与依頼する。

(イ) 学用品については、必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、市が調達するものを配布する。

③ 教職員の被災による不足教職員の確保

市教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県教育委員会と連絡調整のうえ行う。

ア 被災教職員が僅少のときは校内において融通する。

イ 被災教職員が多数で一枚内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。

ウ 市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

④ 通学路の安全確保

県および市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

⑤ 授業等再開対策

市または市教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

(2) 育英補助に関する事項

被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた児童、生徒に対して（独）日本学生支援機構の育英資金を特別に増枠するよう（独）日本学生支援機構および県に働きかける。

(3) 保健、厚生に関する事項

① 被災教職員、園児、児童、生徒の保健管理

災害の状況により、被災学校等の教職員、園児、児童、生徒に対し、県の指示または協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

② 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症予防法に基づき、県の指示または協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

(4) 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

(5) 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第 26 節 水防計画

第 1 計画の方針

市は、洪水等による水害を警戒し、防ぎよし、被害を軽減し、公共の安全を図る。なお、具体的実施計画は、水防法第 32 条に基づく「鯖江市水防計画」による。

第 2 水防の責任

鯖江市は、水防法第 4 条に基づき、水防管理団体として指定され、水防協議会を置き、水防計画を定めるほか市の区域における水防を十分に果たさなければならない。

第 3 水防区域

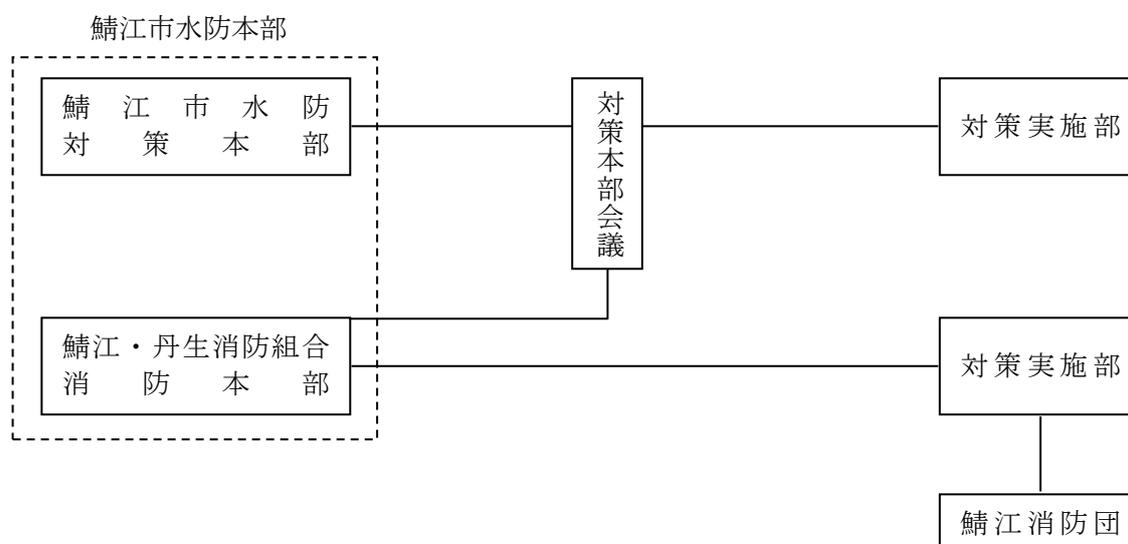
市域内において、特に警戒しなければならない重要水防区域は、第 3 章第 1 節「風水害予防計画」による区域であるが、毎年行う河川堤防、水閘門等の点検調査の結果、要注意箇所については十分警戒し、防ぎよししなければならない。また、要修理箇所の対策については、それぞれ次の機関が実施する。

- (1) 一級河川のうち国の管理部分については、近畿地方整備局福井河川国道事務所が行う。
- (2) 一級河川のうち県の管理部分については、県砂防防災課および丹南土木事務所が行う。
- (3) その他法定外の河川および主要水路については、それぞれの管理者が行う。

第 4 水防本部の機構

市長は、水防法第 10 条および第 11 条の規定に基づき洪水予報を受けたときから洪水の危険が解消するまでの間、鯖江市に水防対策本部と鯖江・丹生消防組合消防本部で構成する鯖江市水防本部を設け事務を処理するものとする。ただし、鯖江市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

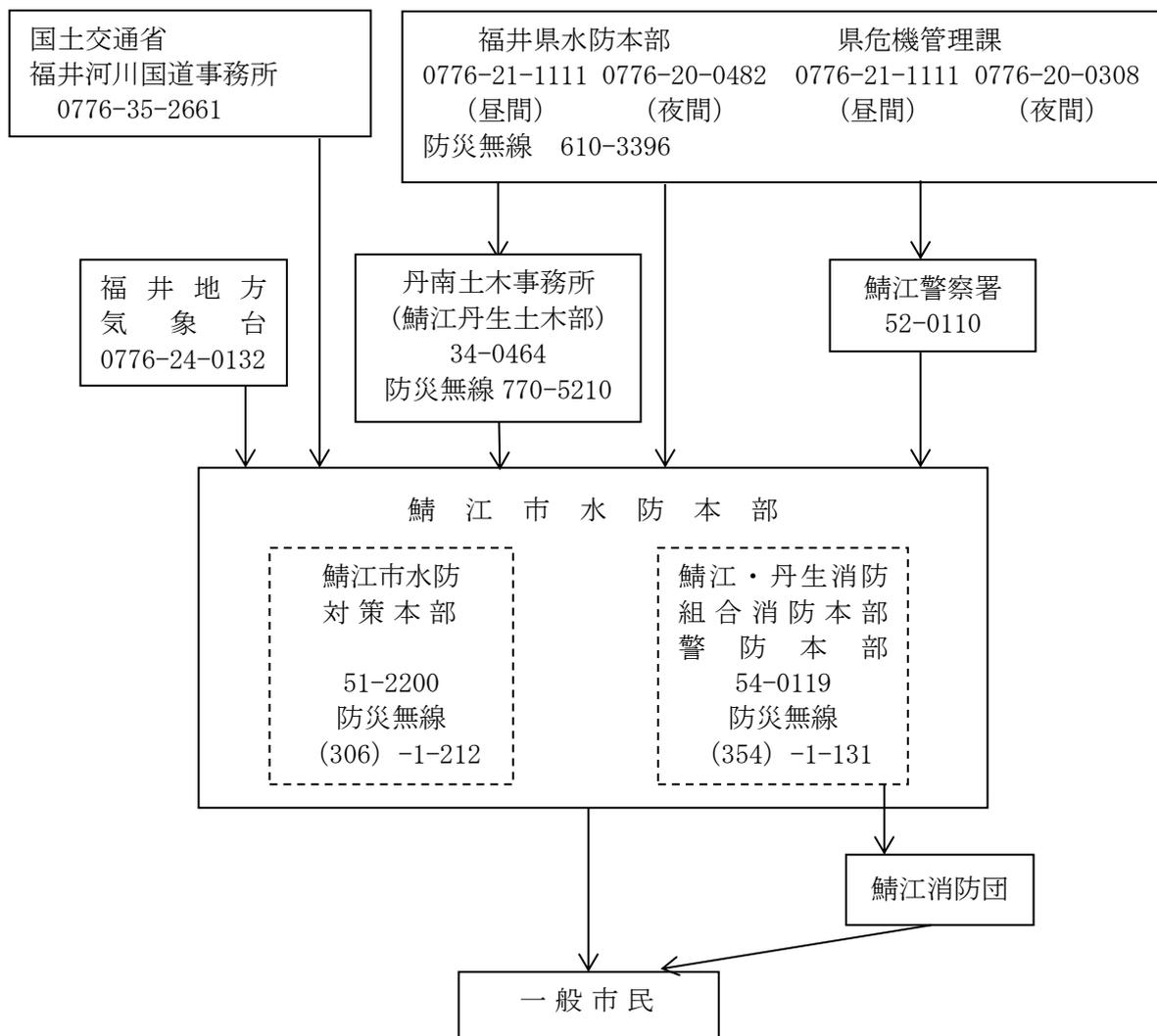
鯖江市水防本部の機構



第 5 水防機構

水防本部は、水防活動に関する気象、洪水の注意報または警報もしくは知事からの水防警報を受けたときは、直ちに水防通信連絡システムにより関係者に周知するものとする。

水防通信連絡系統図



第6 水防活動

(1) 水防体制

市長または消防機関の長は水防活動が必要と推定される場合または区域内の河川が通報水位に達し、出動が予測される場合ならびに警戒水位に達したときは、鯖江市水防計画に定められた配備基準により水防体制に入るものとする。なお、水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの計画に準じて行うものとする。

また、災害の状況によりこれらの配備体制では対処できないと判断したとき市長は、直ちに水防本部を災害対策本部に切り替えるものとする。

(2) 水防資機材

水防倉庫に、水防に必要な資機材を備蓄しておき、適時点検を行わなければならない。なお、資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

〈資料編〉 4-30-1 鯖江市水防協議会設置条例

第27節 雪害対策計画

第1 計画の方針

市は、積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民生の安定と産業の活動を維持する。なお、具体的実施計画は、「鯖江市雪害対策要綱」による。

第2 基本方針

雪害対策を能率的かつ効果的に実施するため、関係課の責任体制を確立し、関係機関との連絡調整を図り、市民生活の安全を確保することを目的とする。

- (1) 市内道路の除雪体制を確立し、関係機関と連携をとりながら市民の移動手段と道路交通輸送の確保に努める。
- (2) 市民の除雪に関する協力体制を確立する。
- (3) 対策本部の設置基準を明確にし、責任体制を確立する。
- (4) 対策本部の組織に「地区除雪基地」を設置し、数名の職員を派遣して当該地区の除雪を行い、雪害対策の一元化を図る。
- (5) 冬期積雪時におけるコミュニティバスの運行、ごみおよびし尿収集方法を合理化する。
- (6) 積雪量、降雪量および気象条件等の観測体制を整備する。
- (7) ひとり暮らし高齢者、身体障がい者等の住宅の除雪体制を確立する。

第3 雪害対策に関する組織等

(1) 除雪対策本部等の設置

1月7日から翌年3月31日まで除雪対策本部を設置する。

なお、雪害対策を推進するため、雪害対策に関する配備基準を定め、責任体制を確立する。

対策本部組織は、市長を本部長として各課の所掌事務を連携させ、雪害対策責任体制を確立し、さらに、対策本部の配備基準により体制が円滑に移行できるよう万全の措置を講ずる。

(2) 地区除雪基地の設置

雪害対策の一元化を図るため、積雪の状況により本部長が必要と認めたときは各地区公民館単位に鯖江市地区除雪基地を設置し、所長以下数名の市職員を派遣し、当該地区の除雪車輛の配備、指揮等を行い、委託業者が効率的な除雪を行えるよう指導、助言する。なお、地区除雪基地に「除雪基地対策会議」を設置し、地区の市議会議員、区長、民生委員、婦人会、消防団および駐在所等の代表者ならびに当該地区で特に必要と認めた団体等の代表者で組織し、地区の除雪計画および住民総ぐるみの除雪協力体制について協議する。

(3) 雪害対策関係行政機関等連絡会

雪害対策の連絡調整を図るため、鯖江市雪害対策関係行政機関等連絡会を設置する。この連絡会は、関係行政機関、私鉄、区長会連合会および建設業の代表者で組織し、雪害対策の計画等について協議し、協力を得る。

第 28 節 電力施設応急対策計画

第 1 計画の方針

電力供給機関（北陸電力㈱、北陸電力送配電㈱）は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

第 2 防護対策

気象情報その他により災害が予想される時は、警戒体制をとり丹南支社に警戒体制本部を設置して、各種情報の収集、管内状況の把握および広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

第 3 応急対策

災害が発生した場合は、予想災害または発生被害の程度により非常体制をとり、丹南支社に災害対策本部を設置して応急措置および復旧対策を実施する。

- (1) 各種情報の収集、伝達、報告
- (2) 被害情報および復旧情報の把握
- (3) 広報活動
- (4) 復旧対策の計画
- (5) 復旧資材の調達、輸送
- (6) 本部または各事業所との連絡

第 4 応援協力

- (1) 広報活動

災害に関し緊急を要する広報は敏速に行うほか、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり協力を求めるものとし、これらの機関は協力の求めに応じるものとする。

- (2) 動員対策

応急復旧能力が不足するときは、応援隊、社外工事業者の動員等により復旧対策を実施するが、消防機関の応援を必要とする場合は、本部または各支部から消防機関に応援を要請するものとする。

〈資料編〉 4－2－12 災害時における公共施設の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定

第 29 節 ガス施設応急対策計画

第 1 計画の方針

液化石油ガス事業者は災害の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努める。

第 2 活動体制

災害によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、ガス事業者にあつては災害対策本部を、液化石油ガス事業者にあつては県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

第 3 液化石油ガス

(1) 初動対策

① 消費者による初動対策

消費者は災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

② 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

③ 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(2) 応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

〈資料編〉 4-2-9 災害時における応急救助用燃料の供給に関する協定書

第 4 災害時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

ア ガスの供給停止が予想される時

イ ガス供給停止時

ウ 復旧完了における再供給時

第5 代替施設設備の活用

避難施設等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設設備の活用を図る。

第 30 節 通信および放送施設応急対策計画

第 1 計画の方針

通信および放送事業者は、通信の途絶防止および放送電波の確保のための諸施策を講じるとともに、設備の早期復旧を図る。

第 2 災害対策機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において特に必要があると認めるときは、西日本電信電話(株)福井支店等と協力し、災害予防、災害応急対策を実施する。

第 3 災害予防対策

気象情報その他により災害の発生が予想されるときは、情報の分析収集、管内状況の把握、上部機関との連絡、広報活動を行い通信施設の被害の未然防止に努めるものとする。

第 4 災害応急対策

災害が発生した場合において通信を確保するため、応急措置および応急復旧措置を実施する。

- (1) 回線に対する措置
- (2) 無線機による措置
- (3) 電気通信設備に対する措置
- (4) 復旧資材等に対する措置

第 5 広報活動

- (1) 通信利用者に対する広報

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは利用者等に広報する。

- ① 通信途絶または利用制限した理由および現在の状況
- ② 復旧に対してとられている措置および復旧見込みの時期
- ③ 通信利用者に対する協力要請事項
- ④ 広報の方法は、広報車、窓口、掲示板等の方法により周知を図る。

- (2) 一般広報

社会的影響の大きいと思われる障害等の発生時には、上部機関と連絡をとり、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）等を通じて周知するものとする。

〈資料編〉 4-2-7 災害時における緊急情報放送に関する協定書

第 31 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 2 危険物災害対策

危険物の流出・拡散、火災、爆発等の災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害の規模・形態、付近の地形、建造物の構造、危険物の種類、気象条件を考慮して、各施設の管理者および関係者等と密接な連絡を図り、関係機関への通報、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、避難の指示および警戒区域の設定、広報および避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(1) 災害発生時の応急措置

危険物によって災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を講じる。

(2) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署等の防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(3) 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生の事業所は、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署等の防災関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を講じる。

第 3 高圧ガス、火薬類および毒物・劇物災害対策

高圧ガスによる爆発、火災又は可燃性ガスの漏洩等、貯蔵中の火薬類の爆発音、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害の規模・形態、付近の地形、建造物の構造、危険物等の種類、気象条件を考慮して、各施設の管理者および関係者等と密接な連絡を図り、関係機関への通報、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、避難の指示および警戒区域の設定、広報および避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第 4 危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

(1) 危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火および流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

(6) 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生の事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第5 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

(1) 保安責任者は、災害による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

ア 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置

イ 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置

ウ 火薬類の数量等の確認

エ その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

(2) 災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、県の指示のもと必要に応じて保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令に協力する。

第6 高圧ガス施設

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講じる。

(1) 製造者等は、災害による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

ア 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置

イ 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置

ウ 落下防止、転倒防止等の安全措置

エ その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置

オ 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

(2) 災害の発生の防止または公共の安全の維持のため、県の指示のもと必要に応じ製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令に協力する。

第7 毒物・劇物取扱施設

県の指示と指導のもと、毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または、そのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を施すよう指示するとともに、警察、消防等関係機

関と協力し、必要な措置を講じる。

〈資料編〉 3-6-1 危険物施設一覧表

第 32 節 その他災害応急対策計画

第 1 計画の方針

市は、大規模な事故等による被害の発生や多数の死傷者、要救出者が発生し、または発生するおそれがある場合、前節までの災害応急対策計画に基づき実施するほか、本計画に定めるところにより応急対策を実施し、被害の拡散防止や環境保全、被害の軽減を図る。

第 2 その他災害応急対策

航空事故、鉄道事故、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む）などの事故により多数の死傷者や要救助者が発生し、または発生するおそれがある場合、当該事故関係機関および防災関係機関との連携のうえ災害応急対策に万全を期するものとする。

第 3 連絡体制

(1) 事故発生の通報

- ① 事故発生の発見者は、直ちに市長、警察官または消防機関に通報するものとする。
- ② 通報を受けた警察官または消防機関は、直ちに市長に通報するものとする。

(2) 関係機関への連絡

事故が発生した場合、または発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合消防本部ならびに防災関係機関に連絡する。

第 4 災害応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

- ① 県や防災関係機関に対し、迅速に災害応急対策活動がなされるよう要請する。
- ② 県や防災関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。
- ③ 当該災害の状況に応じて災害対策本部等を設置し、関係機関に連絡を行うとともに、状況に応じて職員を現場等に派遣する。
- ④ 災害の状況等に応じて県および関係機関の職員ならびに関係者の派遣を要請する。
- ⑤ 災害の状況等に応じて「現地対策本部」を設置する。現地対策本部の構成は、市、県、関係機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求める。

(2) 通信連絡

- ① 市、県および当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- ② 防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な災害応急対策が実施できるように努めるものとする。

(3) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

(4) 災害応急対策

- ① 初期消火および延焼防止
- ② 救急医療・救助活動

- ア 医師および看護婦の派遣または要請
- イ 医療資機材および医薬品の確保
- ウ 負傷者の救出
- エ 現地における応急救護および負傷者の救急医療施設の確保
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 防災資機材の確保
- ⑤ 災害応急対策実施の協力を求めるための地域住民への広報活動
 - ア 災害応急対策の概要
 - イ 地域住民に対する避難指示等
- ⑥ ボランティアの受入れおよび支援

第5 事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第33節 義援金、救援物資の受入れおよび配分計画

第1 計画の方針

市は、寄託された義援金、救援物資を受入れ、被災者になるべく早期に配分する。この際、混乱のないように関係者の意見を聴取し、実情を考慮して実施する。

第2 義援金の受入れおよび配分

(1) 受入れ

支援部会計班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

(2) 配分

- ① 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。
- ② 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

第3 救援物資の受入れおよび配分

(1) 受入れ

- ① 政策経営部避難誘導・救援物資班は、西山公園内等に救援物資の受付場所を開設し防災活動拠点基地の運営を行う。
- ② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ③ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。
 - イ 複数の品目を梱包しないこと。
 - ウ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること。
 - エ 腐敗する食糧は避けること。

(2) 救援物資の配分

鯖江市社会福祉協議会、鯖江市赤十字奉仕団等やボランティアグループの協力を得て、救援物資の配分を行う。

なお、配分にあたっては、要配慮者を優先する。

(3) 救援物資の搬送

- ① 県および他の市町等からの物資は、西山公園防災活動拠点基地およびあらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。
- ② 搬送は、教育部輸送班が行う。

第 34 節 災害救助法の適用に関する計画

第 1 計画の方針

市は、災害に際し、食糧品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第 2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施にあたっては、法定受託事務として知事に委任されている。

ただし、救助事務の一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

この場合、委任された救助事務を統括するため危機管理監を長とし、救助事務を所掌する部の職員により構成する災害救助法特別班を、災害対策本部に設置する。

第 3 適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家減失世帯数）は、次のとおりである。

区 分	人 口 (R2. 10. 1 国調)	施行令第 1 条第 1 項第 1 号による法適用基準世帯数	同第 2 号による適用基準世帯数 (県全体で 1,000 世帯以上の場合)
鯖 江 市	68,302 人	80 世帯	40 世帯
備 考	法適用基準には上欄のほか次のものがある。 1 施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が減失した場合で、市内で多数の世帯の住家が減失したとき 2 施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき (知事は内閣総理大臣に事前協議を要する) 3 施行令第 1 条第 1 項第 4 号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき (知事は内閣総理大臣に事前協議を要する)		

(注) 1 基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。

2 半壊（焼）の場合は 1 / 2 世帯として換算し、床上浸水の場合は 1 / 3 世帯として換算する。

3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第 4 適用手続

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに知事に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

災害救助法の適用は、市長が知事あて被害の状況を情報提供してから行われるものである。

第5 個別適用計画

(1) 避難所の開設および供与

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者に避難施設に供与し保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む）をしなければならない。

② 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための賃金職員雇上賃、消耗器材費、建物または器物の使用謝金、器物の使用謝金、借上金および購入費、光熱費ならびに仮設トイレ等の設置費とする。

ただし、指定福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

③ 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

④ 避難所開設状況報告

市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 箇所数および収容人員

ウ 開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

② 設置場所

市において決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

③ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市の協力を得て行うが、状況に応じ当該市長に救助事務の一部として委任できる。

（参考）入居者基準

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

生活保護法の被保護者および要保護者

特定の資産のない失業者 特定の資産のない母子家庭

特定の資産のない高齢者、病弱者および身体障がい者など

ただし、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

④ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉施、住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

米穀による応急供給の場合

市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む）をしなければならない。

② 供給の実施については、「第14節第2 米穀等食料の供給」による。

③ 給与のための費用

主食、副食および燃料費等の経費とする。

④ 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際は、各現場に実施責任者を指名して、その任にあたらせる。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務の一部を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む）をしなければならない。

② 飲料水供給のための費用

ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上げ費、修繕費および燃料費ならびに浄水用の薬品費および資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

② 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

ア 被服、寝具および身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具および食器

エ 光熱材料

(6) 医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

① 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣と協議しなければならない。

② 医療のための費用

ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

③ 医療の方法

医療救護班の編成は、福井県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、丹南病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた福井赤十字病院医療救護班ならびに現地医療班、県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）とする。

(7) 被災者の救出

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害が続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣との協議を含む）をしなければならない。

② 救出のための費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

1箇月以内に完成する。

② 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について行う。

③ 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9) 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む）に対して行う。

① 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

② 適用期間

教科書については、1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

③ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

(10) 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11) 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

① 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

② 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送および人夫備上げ

救助の実施に必要な人員備上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。

① 輸送および人員備上げを行う救助の範囲および適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内(内閣総理大臣との協議により延長できる。以下同じ)
医療および助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
遺体の捜索	10日以内
遺体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

② 輸送および人員備上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上げ料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 県、市は動員できる車両(オフロード車、大型トラック等)船艇を把握しておく。

ウ 救助連絡班(消防機関)は輸送班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第5章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 計画の方針

市は、災害復旧を災害発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の災害に備える事業計画を樹立し、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防設備災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
- (2) 農林業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第3 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査・記録し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速化に努める。

第4 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施が図られるように国、県に要望するものとする。

市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の手当を講じて財源の確保を図るため、県および福井財務事務所に対し市の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講じられるよう要望するものとする。

第2節 激甚災害の指定計画

第1 計画の方針

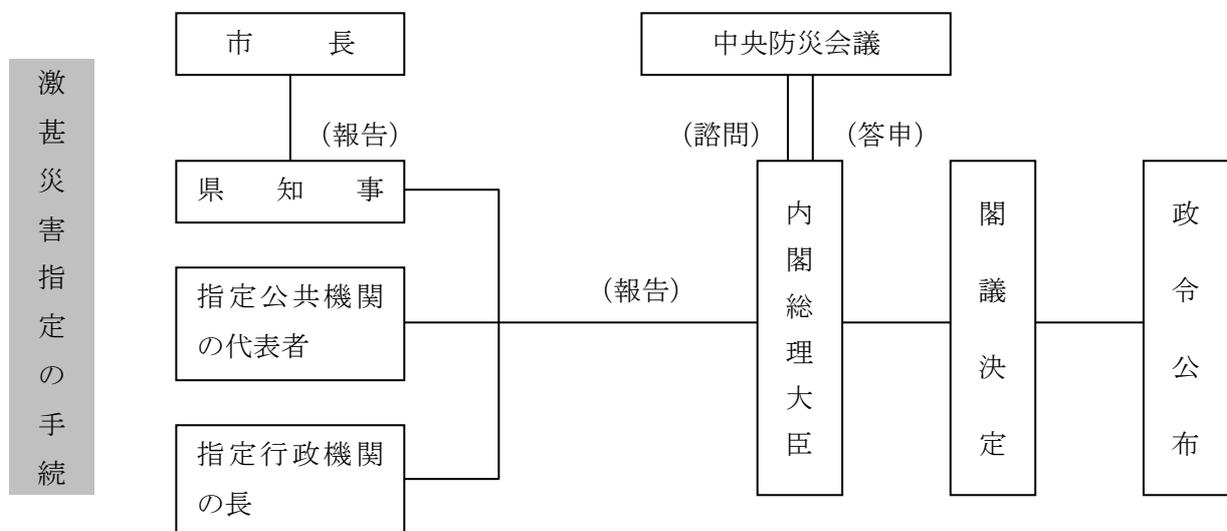
市は、県に対し、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望するものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- (1) 市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。
- (2) 市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (3) 市は、県の関係各課に、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要望する。

第3 激甚災害指定の手続

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に対して国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとるよう要望する。



第4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の

施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く）

② 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③ 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

④ 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障がい福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

⑤ 感染症指定医療機関等の災害復旧事業および感染症予防事業

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第10項の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ 激甚災害のため法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業および法第22条の規定による地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市の支弁に係る感染症予防事業

⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

（ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

（イ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市長が行う排除

事業

イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の 2 点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付け限度額および政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付け限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合または農業協同組合連合会に対する貸付け限度額を引き上げる。

⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についての填補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導

入資金助成法によって貸付けおよび貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫が激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。

また中小企業金融公庫および国民金融公庫においても低利融資を行う。

(4) その他の特別の財政援助および助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

⑤ 水防資材費の補助の特例

⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

ア 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例

⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等

ア 公共土木施設小災害復旧事業

イ 公立学校施設小災害復旧事業

ウ 農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業

⑧ 雇用保険法における求職者給付の支給の特例

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

市は、県と協力し、災害による社会混乱を早期に收拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業の斡旋等民生安定のための緊急措置を講じる。

第2 義援金および義援物資の受入れ・配分

(1) 義援金および義援物資の募集

市は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

ア 義援金

- ・受入れ窓口
- ・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

- ・受入れ窓口
- ・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

(2) 義援金の受入れ・配分

県、市および日本赤十字社、報道機関等の義援金に係る団体は、配分委員会を組織し、当該災害に係る全ての義援金の使用・配分について協議する。

① 受入れ

市は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受け入れる。

義援金のうち、日本赤十字社福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け入れる。

② 配分

市は、必要に応じて配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

(3) 義援物資の受入れ・配分

① 受入れ

市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受け入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

② 配分

市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第3 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町および関係機関による総合相談窓口を開設する。

第4 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第5 被災者台帳

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第6 災害弔慰金等の支給

市は、条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

第7 被災者生活再建支援金の支給

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その自立した生活の開始を支援するため被災者生活再建支援金を支給する。支援金の支給事務については、県から被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館）に事務委託して実施する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備を図る。

第8 生活の安定確保

(1) 総合相談窓口の設置

市は、県と協力して、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。

また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

(2) 公営住宅の確保

市は、県と協力し、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

(3) 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。

(4) 金融措置の実施

① 租税の徴収猶予および減免

被災者に対する市税の徴収猶予および減免等適切な措置を講じるものとする。

② 公的資金の斡旋

ア 災害救護資金の貸付け

市は、条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害救護資金の貸付けを行う。

イ その他

市は、重大な災害が発生した場合において、金融の円滑を図るため、各種の既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜必要な措置を講ずるものとする。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、県に対し所要の措置を講ずるよう要請する。

第9 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第10 郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店および郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第11 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・

復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 復興計画

第1 計画の方針

市は、県と協力し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、住民の意向を尊重しつつ、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第2 迅速な現状復旧の進め方

県、市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、原状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 計画的復興

(1) 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協議して、これを可及的速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 防災まちづくり

県および市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

第4 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施

時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 県の復興方針

県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。

(2) 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(4) 職員の派遣

県、市は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

国および県、市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

昭和 38 年 11 月 作成
昭和 44 年 11 月 修正
昭和 63 年 3 月 修正
平成 9 年 10 月 修正
平成 15 年 3 月 修正
平成 18 年 3 月 修正
平成 21 年 3 月 修正
平成 25 年 11 月 修正
平成 27 年 6 月 修正
平成 29 年 6 月 修正
平成 31 年 2 月 修正
令和 2 年 10 月 修正
令和 4 年 3 月 修正
令和 5 年 3 月 修正
令和 6 年 3 月 修正
令和 7 年 3 月 修正

鯖江市地域防災計画

令和 7 年 3 月

編集発行 鯖江市防災会議

(鯖江市市民生活部 防災危機管理課)